

文久二年の政治過程（上）

——開国論から尊攘論へ——

高橋 秀直

はじめに……………三二

I 航海遠略説の登場……………三六

一 航海遠略説の藩論化……………三六

1 安政期の長州……………三六

2 桜田門外の変後の長州——航海遠略説の登場——……………四〇

3 航海遠略説の実像……………四三

二 航海遠略説の始動……………四七

1 長井と朝廷——孝明天皇の転換——……………四七

2 長井と幕府……………五三

3 周布帰国事件……………五六

4 幕閣の正式依頼……………五八

小括……………六二

Ⅱ 航海遠略説と久光の率兵上京……………六四

一 長井上京と孝明天皇……………六四

二 久光の率兵上京と朝廷……………七三

1 久光の決起……………七三

2 久光と朝廷……………七七

3 三事策の決定……………八三

4 大原勅使と久光の東下……………八七

三 長州藩における尊攘論の台頭……………九一

1 久光決起の衝撃……………九一

2 長井と尊攘派……………九四

3 謗詞事件の発生……………九七

4 藩官僚尊攘論化の要因……………一〇〇

5 謗詞問題と朝廷……………一〇三

四 行相府の苦闘……………一〇五

1 将軍上京論の上申……………一〇五

2 京都情勢の転換と行相府……………一一〇

小括……………以上本号……………一一三

Ⅲ 尊攘論時代の開幕

一 江戸——久光と幕府——

二 京都（上）——長州藩論の転換——

1 御前会議

2 周布転換の背景——親征勅語をめぐって——

3 即今攘夷論の登場

三 京都（中）——長州と朝廷——

1 世子定広の東下

2 中村質疑とその回答

3 独立攘夷論

四 京都（下）——即今攘夷論の勝利——

1 独立攘夷の建白と久光意見書

2 三条勅使の派遣決定

五 尊攘論勝利の要因

1 久光

2 天誅の開始——時代の雰囲気——

3 孝明天皇と朝廷

小括

結語

はじめに

文久二年（一八六二）は攘夷論から開国論へ国是が転換する年となるはずであった。しかし現実には起きたのは、ただちに攘夷を行えという即今攘夷方針の決定であった。なぜそうなったのか。本稿はこれを明らかにしようとするものである。

この文久二年はこれまでどのように描かれてきただろうか。一つは幕府権威が決定的に失墜し、幕末の激動が本格的に開始される画期という像である。⁽¹⁾ この年の四月、薩摩の島津久光は兵を率いて入京、さらに勅使大原重徳をとめない江戸におもむき、幕政改革を迫った。これは幕府へのかつてない挑戦であり、すでに動揺しはじめていた幕府権威はこれにより決定的に傷ついた。そしてこれ以後、幕末の政治的変動は加速する。翌文久三年（一八六三）の攘夷行動の開始、八・一八クーデター、翌々元治元年（一八六四）の禁門の変と四国連合艦隊下関砲撃事件、第一次長州征伐、というように文字通りめまぐるしく時代は動きだしたのである。

また、朝幕関係転換の年という像がある。⁽²⁾ 安政五年（一八五八）の条約勅許問題で朝廷の政治的地位は大きく浮上する。しかし、安政の大獄に明らかなように朝幕の力関係は幕府がはつきりと優位を占めていた。万延元年（一八六〇）の桜田門外の変で幕府権威は大きくゆらいだが、なお政治の中心は江戸にあった。しかし、この文久二年にはそれは京都に移行し、朝幕関係における朝廷優位が明確なものとなる。それを明瞭に示すのが、大原重徳勅使と久光の東下という幕府最高人事への朝廷の介入、この年六月に決定された將軍徳川家茂の上京である（以後、曲折があり翌年三月実施）。

さらに公武合体運動の挫折、尊攘論全盛時代の開幕という像もある。⁽³⁾ 文久二年の公武合体運動とは、長州の長井雅楽の航

海遠略説周旋や久光の上京、東下であるが、これらの運動はともに成果を見ず、長州を中心とする尊王攘夷派が政局の主導権をにぎることになった。

そして最後に政治改革の年としての像⁽⁴⁾。この年、幕府の文久改革、朝廷の機構改革が行われているのである。

文久二年はこのように多様な側面で描かれてきた。こうした研究をふまえ、本稿が注目するのは、冒頭で述べたように、攘夷から開国への国是転換の試みの挫折の年という側面である。もちろん、こうした像がこれまで知られてこなかったわけではない。文久二年は長州の長井雅楽の航海遠略説周旋が行われ、失敗する年であるのは周知のことである。しかし、これまでの研究史は、長井の周旋について本質的ではない一挿話として扱ってきたように思われる。⁽⁵⁾こうした位置づけは、この時期の政治の流れは圧倒的に攘夷論であり、長井の主張する開国論は傍流にすぎない、と理解されていることに要因があると思われる。

しかしこうした理解は妥当だろうか。結論を先に言うことになるが、この文久二年の政治過程を全体的に検討するなら、開国論への移行、より正確には、攘夷の国是を転換し、安政五年以来の開鎖問題のねじれを解消しようという大きな動き（そして長井の周旋もその一環である）がこの時、存在し、むしろそれが政界の主流であったことが明らかになるのである。開鎖問題のねじれとは、通商条約が調印され万延元年より現実に開港が行われているのに、朝廷が定める国是は攘夷であり、開国の承認が行われず、それどころか鎖国への復帰が求められている状態である。

このねじれを解消しようと動いたのには、長井時代の長州、それに久光がいる。⁽⁶⁾つまり文久二年の公武合体運動の推進者である。久光の公武合体運動は内政改革運動であるのみではなく、外交国是の転換を意図したものであったのである。内政改革と外交の国是転換は密接に関連する問題であった。

嘉永六年（一八五三）のペリー来航以後、強大な外圧に対抗するには、軍備の大幅な強化が必要なことは、攘夷論者にと

つても、開国論者にとつても明白であつた。しかし、文久二年、来航以後、約十年たったにもかかわらず、軍備強化は一向に進んでいなかった。なぜこうなつてしまつたのか。長井の理解では、その原因は、開国論と鎖国論との国論の対立、それがもたらした幕府と朝廷の不協和であつた。そしてこの不協和を解消し、公武合体、すなわち挙国一致体制を樹立し、軍備増強を中心とする改革を進めようというのが長井の航海遠略説であつた。そしてこうした国家体制の分裂の収束は久光の課題でもあつたのである。

外交国是の轉換の担い手として長井と久光をあげたが、これにさらに孝明天皇を加える。これは一見、奇矯な見解のように見えるかもしれないが、そうではない。文久元年（一八六一）から二年にかけて天皇が長井の航海遠略説を支持していたことは、周知のことだろう。頑固な、偏執的にまで頑固な攘夷主義者、という孝明天皇の一般的な像よりすれば理解不能な事態である。そしてそのためか、なぜこうした言動に彼が出たのか、その論理は追究されてこなかつたと思われる。本稿は安政五年の条約勅許問題以来の天皇の開鎖問題への対応を検討することを通じて、天皇を動かす論理を明らかにし、この「謎」の解明を試みる。

文久二年、外交と内政の両面において大きな轉換が試みられた。しかし結果として現われたものはまさに逆のものであつた。即今攘夷論の勝利と、国家体制分裂の深化である。なぜそうなつたのか。冒頭で述べた本稿の課題はこのように言い直すことができる。そしてこの轉換の試みの挫折という大きな流れを見ることにより、先にあげた他の多様な側面もより立体的に浮かび上がらせることができるだろう。

また、この時、天皇以下が構想した国是轉換計画において、公議が決定的な役割をはたすことになつていた。したがつてこの問題の解明は、天皇原理と公議原理というこれまで一連の拙稿で検討してきた問題の解明につながることになるだろう。

〈付記〉 末松謙澄『防長回天史』はマツノ書店復刻版（一九九一年）を、『大日本維新史料』は東京大学出版会復刻版（一九八五年）を使う。また、典拠については以下の通りに略記する。正統の日本史籍協会叢書は書名のあとに〈史〉と記す。『孝明天皇紀』（吉川弘文館、一九六七年）は『孝明天皇紀』、鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料忠義公史料』一、二（鹿児島県、一九七三・一九七四年）は『忠義公史料』一、二、周布公平『周布政之助伝』（東京大学出版会、一九七七年）は『周布伝』、中原邦平編『長井雅楽詳伝』（マツノ書店、一九七九年）は『長井伝』、福本義亮編『久坂玄瑞全集』（マツノ書店、一九九二年）は『久坂全集』、『島津久光公実紀』（史）は『久光公実紀』、鹿児島県歴史資料センター黎明館編『玉里島津家史料』一（鹿児島県、一九九二年）は『玉里史料』一、『改訂肥後藩国事史料』（一九三二年）は『肥後国事史料』と記す。『大日本維新史料稿本』（紀伊国屋マイクロフィルム版）は『維新稿本』と略し、リール番号とコマ番号を記す。また未公刊史料の『官武間周旋始末』・『年度別書簡集』は山口県文書館蔵。

人名については、桂小五郎を木戸孝允とするなど、一般に使われている呼び方で統一した。

史料引用にさいしては、句読点を適宜、付し、旧字体を新字体に、変体仮名・片仮名を原則として平仮名にし、ヶは「より」、而は「て」、者は「は」とした。またカッコ・傍線・傍点は断らない限りすべて高橋による。

I 航海遠略説の登場

一 航海遠略説の藩論化

1 安政期の長州

文久元年（一八六一）三月、長州藩は航海遠略説に基づき朝幕間の周旋に乗り出すことを決定した。この長州の活動は、文久以降の雄藩の積極的な中央政治参加の先陣をなすものであった。

もともと、雄藩の中央政治参画はこの時の長州がはじめたものではなかった。周知のようにこれに先んじて安政年間には一橋派の活動があった。豊かな財力と、有能かつ意欲的な家臣団の存在、長州は薩摩や越前などとともに一橋派に参加して当然であったように見える。しかし長州はこれに加わっていない。なぜ長州は一橋派に参画しなかっただろうか。その大きな理由は藩主毛利敬親にあったと思われる。

江戸時代、大名には彼ら同士の交際があった。参勤交代での江戸詰め期間、あるいは世子としての江戸住の期間がその主たる機会となる。こうした交際や接触のなかで、当然ながら様々な人間関係が成立する。そして島津斉彬や松平春嶽ら一橋派諸侯はそうした人間関係のなかで形成された、自他ともに認める「賢侯」の集団という性格をもっていた。言わば賢侯クラブである。一方、敬親は周囲より愚直と見なされる人物であり、そうした賢侯クラブへの参加を求められはしなかったのである。

幕末の動乱のなか諸藩においては、家臣の勢力が次第に強まり、権力の下降現象が生じるのは周知のことである。しかし、安政年間においては政治秩序の動揺は始まったばかりであり、そうした現象はまだ生まれておらず、橋本左内の活躍や西郷

隆盛の活動は春嶽や斉彬の指示を受けてのものであった。幕末政治史は、賢侯の活動に始まった、既存政治秩序への挑戦が次第に下へ波及していく過程として見ることも出来よう。フランス革命が貴族の反抗に始まったように、幕末政治も雄藩大名の活動に始まった、とでも言えようか。ただ、長州藩においては、敬親がそうした動きに乗り出さない以上、中央政治への参画は安政年間にはなされなかったのである。⁽⁹⁾

もつとも安政年間において長州藩はまったく動こうとしなかったわけではない。条約勅許が問題となった安政五年（一八五八）四月二五日、幕府は諸大名に条約調印の可否を諮問した。諸侯への諮問はすでに前年末に行われていたが、改めてここで諮問を行ったのは、三月二〇日の勅答の要請に応えたからであった。この諮問は、自分は条約不可と考えるが諸侯の意見をさらに求めたいという朝廷の勅答と、やはり調印しかないという幕府の考えの双方を示した上で、諸藩の见解を求めたものであった（『大日本維新史料』第三編五、五八六―五八八頁）。

長州藩の藩政府は、藩主と行動をとるに於ける政府（行相府）と、藩地の政府（国相府）に分かれており、優位を占めていたのは前者であった。このとき藩主は江戸において諮問への返答は当然、行相府が行った。五月三日に提出した敬親の答申は、昨年おこなった答申（海防体制強化の必要を述べたもの）の意見とは変わっていないとしながらも、外国と和議がなくても国内が不和となつては相済まないゆえ、「叡慮之旨御尊奉之御趣意」で対外策を考えるべきである、と述べていた（『防長回天史』二、二三―二四頁）。曖昧な書き方であるが、幕府よりも朝廷の主張を支持したのである。

そして国相府も異例な行動をとる。本来は権限外の、幕府への答申について行相府に意見を具申したのである。その内容は、行相府と同じ調印反対論であるが、その主張はより過激で、調印を拒否すれば異変が生じるかも知れないが、死力を尽くし防戦せよとの英断が出れば、人心は一変し軍備は不日整い、皇国興起となるだろう、と論じていた（同書、二三二、三三頁）。危機をバネにしての強兵の達成という攘夷論者の主張の一典型である。この時の国相府は、家老（当職）益田弾正の

もとで周布政之助・前田孫右衛門が属僚をつとめており、村田清風の系統をひく勢力が主導権をもっていた（同書、二二四頁）。

幕府への答申後の五月一二日、敬親は江戸を發ち帰国の途につき、二四日、国相府の意見書に接した（同書、二三一、二二四頁）。六月、敬親は帰萩、下旬、藩政府の大幅な人事異動が行われる。国相府家老の益田弾正が行相府の家老（当役）に移り、周布が行相府に転任するなど、行相府・国相府全体に村田清風の人脈が優位をしめ、その反対派であった坪井九右衛門の人脈は斥けられた。これ以前より存在していた、村田人脈と坪井人脈の対抗はこれで明確なものとなる。研究史においては、通常、前者を正義党、後者を俗論党と呼ぶが、正義党が藩政の主導権を握ったことになる。⁽¹⁰⁾

こうした長州藩の動きは、幕府にとって本来は警戒すべきものであったろう。しかし、この段階の長州は幕府の不安の対象ではなかった。先の四月の諮問において幕府は、朝廷を説得するために答申を調印論でそろえようとした。そのため水戸や尾張に対していったん出した答申への修正を求めていた（『大日本維新史料』第三編六、三七二頁）。しかし長州に対してはこうした働きかけを行ってはいない。水戸・尾張と違い朝廷に対して独自の政治活動を行っているわけではない長州は、調印に否定的見解を述べても無害と判断したのだろう。

藩政の主導権を握った正義党の政治的態度が問われる事態がすぐ生じた。戊午の密勅である。老中堀田正睦が勅許獲得に失敗した後をうけて成立した井伊直弼政権が考えた条約調印までの政治日程は、朝廷の命に依って条約可否を諸侯に再諮問→諸侯よりの調印論の獲得→それをふまえての朝廷への勅許再申請→七月末に調印、というものであった。⁽¹¹⁾ 四月の再諮問はこの一環であった。しかし、ハリスの強圧が日程を狂わせる。彼の恫喝に押された幕府は六月一九日、先の手順をふまずに無勅許で通商条約の調印をおこなった。⁽¹²⁾ これに激怒した天皇は、大老以下の閣老を呼びつける命を幕府に出すとともに、有力大名に上京を命じる勅をだした。これが戊午の密勅である。長州藩は密勅を下された藩の一つであった。

八月二一日、議奏、中山忠能と正親町三条実愛の密旨を持った使者が萩に着いた。その密旨は、兵力を摂津に派遣し、急変あれば速やかにその兵を内裏守護のため上京させよ、と述べていた。また戊午の密勅自体も八月二四日に到着した。先の国相府の意見書よりすれば、長州は上京すべきであったと言えよう。しかし、長州の対応は事実上の拒絶であった。敬親は、上京しないのみではなく、九月中旬、周布を朝廷に派遣し、人心一和が肝要で、外国と和するにせよ戦うにせよ、外国より国内を見透かされないようすべき、と朝廷に自重を求めたのである。九月、老中間部詮勝が上京、公家の家臣などを逮捕するとともに公卿に対しても圧力を加えた。安政の大獄の開始である。こうしたなか天皇はさらに正親町三条経由で長州に密旨を授けた。それは幕府が公卿を黜陟しようとしており天皇は激怒、形勢がさらに切迫すれば讓位するかもしれない、と緊迫する情勢を伝え、長州の意見を問うていた。この密旨は一二月八日に到着したが、長州の返答は、幕府が公卿を黜陟するも退位不可、もし幕府が三公に罪を及ばせば諸侯は黙視せず、というものであった（以上、戊午の密勅への対応は『防長回天史』二、第十七章による）。しかし、翌年正月、幕府が太閤鷹司政通・左大臣近衛忠熙・右大臣鷹司輔熙・前内大臣三条実万を処分したとき長州は動かなかった。

こうした対応となった主たる要因は幕府への恐怖といえよう。この時の長州は、朝廷に与しての幕府への反抗どころか、産物交易問題が幕府の嫌疑に触れるのを心配していたことに示されるように、幕府を恐れていたのである。⁽¹³⁾ 一二月一〇日、敬親は、事情説明のために江戸藩邸へ派遣する家老の毛利出雲に以下のような親書を与えている。「追々幕府え及御建議之旨も有之に付、今一際御入はまり、公武御合体之儀周旋いたし度候得とも、当節手を下すへき機会も無之故、此往き勢ひに随ひ、処置可有之」(『周布伝』上、三八一頁)。現状では何もできず、流れに身をまかせよ、である。こうした藩政府の対応に不満で過激な行動をとろうとする吉田松陰を藩政府は投獄したが、結局、幕府が彼を処刑するのを防ぐことができなかった。

2 桜田門外の変後の長州——航海遠略説の登場——

万延元年（一八六〇）三月三日の桜田門外の変、井伊暗殺は幕府の權威を大きく失墜させた。政治的に逼塞していた長州藩でも中央政治参加への意欲がふたたび高まるようになった。万延元年二月二四日、当時国元にいた周布（安政六年「一八五九」一月から万延元年四月まで在江戸）は、江戸藩邸の木戸孝允に以下のように書き送っている（『木戸孝允文書』〈史〉一、九七頁）。

「幕中此節御見込如何候哉、何分国是相定不申ては辺鄙之防長迎も甚不安心之至に候。乍爾於弟は先年来之持論有之、公武御熟和航海御開き五大州え押出し御国体屹と相立候様御処置有之度儀、正氣鬱結之余内乱を生し候ては外人之笑を招候計にて一益無之、本邦往古之御国風を只今回復不仕ては、永久相続き相成不申儀眼前之事に付、幕中は兎も角も富国强兵足食足兵之術而已、動、い、れ、は、持、論、俗、吏、腐、儒、に、相、解、候、て、矢、張、小、波、瀾、を、生、し、氣、之、毒、な、る、事、も、不、少、候。君前にて弟か、名、を、申、陳、国、家、之、大、罪、人、と、講、彩、仕、た、る、も、の、も、有、之、由、弟心底におゐて更に国家に負候儀無之候得共、腐儒共考違より弟か少過を申立尾に尾を付たる事と相見、勿論君聴には御留不被遊御様子万奉感銘候。」

傍線部にあるように周布の持論は積極的な開国策であつた。同書翰で周布はさらに、「何卒開国之議速に被相行候得かし」（九八頁）、と述べていた。まさに航海遠略説である。周布は正義党の領袖で藩政府の実質的最高幹部の一員である。航海遠略説は長井のみの孤立した考えではなかつたのである。

しかし長州の藩論はこれで固まっているわけではなかつた。書翰の傍点部で周布が嘆くように彼を批判する「腐儒」も存在していた。「腐儒」とは保守的な俗論党のみならず攘夷論者をもさしていよう。そしてこの書翰の送り先である木戸自身もこの年七月二四日に水戸藩士と丙辰丸盟約を結んでいることに示されるように、尊攘論的傾向を帯びる人物であつた。⁽¹⁴⁾そ

して木戸がいる江戸藩邸には、万延元年になると久坂玄瑞や高杉晋作ら松陰門下が到着していた。彼らは、水戸始め諸藩の有志と交わり尊攘論を主張した。そして開国か攘夷か長州藩はいかになすべきかについては、藩官僚のみではなく、彼ら書生も熱心に議論をかわしていた。文久元年三月二五日付の中村九郎（若手藩官僚の一人）宛書簡（妻木忠太編『久坂玄瑞遺文集』上、一九四四年、二四四頁）で久坂は、水戸・薩摩に比し長州の藩論が確定していないことを嘆くが、その中で藩論未確定では「中々航海も遠略も矢張泛論浮策、苟且之一端にて可有之」、と航海遠略説を批判している。後で述べるように航海遠略説を長井が国元で藩主に建白するのは三月中で、それが藩論となるのは同月二八日である。当時の通信事情よりそうした国元の情勢が江戸に伝わっていたとは思われず、久坂がこうした批判を述べていることは、攘夷か開国かの外交路線をめぐる議論が万延以降、長州藩内で盛んであったことを示している。中央政治に向け長州は積極的に参画すべきだが、その方針はいかなるものであるべきか、長州藩内で議論が高まっていた。長井の航海遠略説はこうした議論の盛上りをふまえて提起されたものだったのである。

長井はこのとき直目付で安政五年一〇月以来その職についていた。直目付は、藩政の監察にあたる役職で言わば藩主の官房官と言っているだろう。「〔長州藩制度の〕基本之儀は江戸当役（行相府）・地方職役（国相府）・御直目付之三役を以、鼎足之如く互に私を為さる様御旧章御座候」（『吉川経幹周旋記』〈史〉一、四七三頁）とあるように、伝統的な長州藩制においては、直目付は江戸政府・国元政府とならぶ存在だったのである。そして、長州藩においては（少なくとも一九世紀中葉においては）、直目付には、行相府や国相府の政府員として経歴を積んだ人物ではなく、小姓を出発点に藩主・世子の側近としての職務を歴任した人物をあてる傾向があったと思われる。⁽¹⁵⁾そして長井はまさにその典型であった。⁽¹⁶⁾

『長井伝』第八章は航海遠略説決定の経緯を以下のように記す。時艱救済の任に当たろうとした敬親がひそかに要路の臣僚に諮詢し、それに応え三月某日、長井が建白書を同僚の直目付の梨羽直衛・内藤造酒をへて敬親に提出した。建白を読み

感銘した敬親はこれを討議のため政府に下す。そして行相府と国相府の合同審議の結果、三月二八日、周布筆の議案を策定したが、それは航海遠略説に基づくものであった。この議案を敬親が裁可し、ここに航海遠略説が藩論として確定した、である。実際の公武周旋に乗り出すにあたってはその説得役となる人物が問題となるが、この人選経過について『長井伝』は長井の回想を引くが（六四、五頁）、それによれば、敬親は初めから長井に担当させる意向であったが、長井は家来の入札とすべきと「御同様御用所」（同僚の直目付か）へ申し入れた結果、「当役衆」（藩政府）へ人選が任されることになり、当役が長井を指名し決定となった、とある。

こうした重要な政治問題を敬親が発議したというのは、彼の性格よりしていささか疑問なしとしない。あるいは、長井ら藩主側近の直目付の意向が働いていたのかもしれない。しかしともかく、まず藩主周辺から提起がなされ、藩政府に回されたという筋道は間違いないだろう。本来は監察部門である直目付が、このような政務の重要問題に自ら乗り出すのは異例なことのように思われる。そして、周旋役に長井をあてようと敬親が考えていたということは、藩主および直目付のこれへの強い意欲を示すものと見ていいだろう。一方、藩政府においてもその中心の周布はすでに見たように航海遠略論者であり、これに合意したのである。そして政策の遂行者についても、藩政府は「御内評」通り長井を指名している。敬親の意向や、長井建白が問題の出発点であったという事情とともに、長井の雄弁を考慮したのだろう。しかしすでに見たように、藩内は開国説一色ではなく、攘夷論者も存在しており、航海遠略説の推進は、藩内政治的にも微妙で困難な課題であった。その難しい課題の提起、実施の両面において、藩官僚全体のなかでは傍流の直目付がこれの主たる担い手となったことは、その本流である政府側とある種、心理的距離を生んだものと思われる。それが長井の最終的挫折の一因となったことは後で述べることになる。

3 航海遠略説の実像

藩論となつた航海遠略説とはいかなる政策論であつたのだろうか。一般的理解によれば、それは積極的開国による海外雄飛を目標とするものであるが、当面の具体策としては、朝廷を説得し、その鎖国論を幕府の主張である開国論へ転換させることを目指すものであつた、とされている。こうなると長井の主張とは、つまるところ、幕府への助け船、既存政治秩序の正当化であるということになる。こうした理解は、同時代においてももたれたものであつた。すなわち、尊攘派有志の久坂は、海外雄飛は師松陰も唱えており、当然のことであるが、長井の主張する周旋とは結局、「幕吏を助くる事」にすぎない、と批判する（文久元年六月二二日付入江九一宛久坂書簡、『久坂全集』、四九八頁）。木戸も現在の幕閣の状態では公武合体の主張は無意味で、むしろ当年の参勤交代を辞退して幕府と「天下之曲直」を議論する強硬論をとるべき、と義弟に述べた（文久元年六月一日付来原良蔵宛木戸書簡、『木戸孝允文書』〈史〉一、一三五頁）。もし長井の議論が変論を一方的に朝廷に求めるものであれば、たしかにそれは、朝廷の屈服論、現在の幕閣に対する補助策であり、久坂以来、現代にいたるまでの理解は妥当ということになる。しかし長井の主張は、本当にそのようなものだったろうか。これについてまず、文久二年三月、彼が敬親に提出した意見書（『長井伝』、五二―五八頁）を検討することにする。

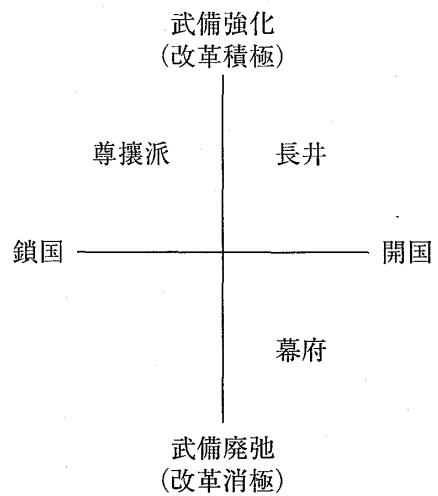
近年、西洋勢力の猖獗の一方、日本の国威は日をおって衰微し、未曾有の大難は眼前である、と長井は述べる。さらに、数百年の大平で武備の廢弛したところに西洋の圧力が加わったため、幕府は柔弱恐怖の余り無策の条約を結んだ、とする。このように長井においても通商条約調印にいたるまでの幕府の行動は批判の対象であつた。しかし長井の主眼は、過去の批判ではない。それはいまさらどうしようもなく、重要なのはこれから武備を強化し国難を未然に防ぐことである、とする。そして長井がここで問題としているのは、武備充実Ⅱ国内改革が一向に進んでいないこと（「時日を空手に費候中、衰微日を逐て加わり」であつた。

なぜ改革が進まないのか、鎖国論者と航海論者が対立し、人心不和となっているため策略が一定しないからである、そしてそうした国論分裂の根源は、外交問題をめぐる朝幕の対立にある、と長井はする。朝幕対立の由来は条約の無勅許調印にある、本来、条約は叡慮を伺い、諸大名に諮問のうえ結ぶべきものであった、それを独断で調印してしまった幕府に対し朝廷が激怒するのは当然である、と長井は幕府を批判する。しかし一方、朝廷がしばしば幕府に命じている破約攘夷は不適当な政策であるとも述べる。そしてそれが不適当な所以を詳細に論じ、鎖国で外夷を防ぐのは無理であるとともに、神慮にも背き、むしろ軍備強化、航海策により海外に進出すべきと説く。そしてかかる政策を実現するため朝廷に鎖国論から開国論に転じるよう説得すべきである、と長井は論じているのである。

長井の意見書には二つの対立軸が存在していた。⁽¹⁸⁾一つは、通商条約を認めるか否か、開国論と鎖国論との対立、他は、武備の廃弛と武備充実との間の対立である。長井にとってこの武備充実とは、幕府を中心の遂行者としていわば挙国一致でなされねばならないものであり、海防を核とする挙国一致の改革と言いかえることができよう。そうになると、武備の廃弛とは改革の欠如、周布の航海遠略意見書の表現を借りれば、「儉安忌戦」(『周布伝』上、六二二頁)ということになる。この二つの軸の上に、長井の主張を位置づければ、次頁の図のようになる。すなわち、改革推進・開国の第一象限には長井の航海遠略説が、儉安忌戦・開国の第四象限には幕府が入ることになる(ただし、これは長井意見書の認識による座標であり、実際に幕府が改革に消極的であったか否かは別の問題である)。

そしてこの二つの軸のうち、長井意見書が問題としその対処を論じているのは、実は、開鎖の横軸ではなく、改革と非改革の縦軸であった。安政五年の開国論と鎖国論の対立はすでに過去の話しであり、いまさらどうしようもない。今現在、問題とすべきは、開国以後においても武備充実を核とする改革が進んでいないことであり、いかに改革を実現するか、長井意見書が論じているのはこの問題なのである。これをどのように達成すべきか。尊攘論者は、攘夷戦争といういわばショック

図 外交論と内政論



の趣旨よりすれば改革を弁証するための修辭なのである。

長井は開国を改革のための戦略として合理化した。こうなると、開鎖は改革の前で二次的な問題とさえなる。改革＝軍備強化ができた暁には、開鎖の如何は西洋諸国の強制によるのではなく、日本側が主体的に決定すればよいとの議論である。翌年、長井が幕府の依頼を受け京都に向かうにあたって、敬親は肥後藩に書簡で協力を依頼したが、そこで敬親は、国内で開鎖の議論の対立があるが、それはともに現在、「国体」が立たないのを慨嘆してのことであり、「国体儼然と相立」さえすれば、「開鎖は時之宜に随ひ御処置相成候て可然」、と述べているのである（『肥後国事史料』二、九三七頁）。実際に長井らこの時の長州藩幹部が、将来の鎖国への復帰がありうると考えていたとは思えず、これは修辭であろうが、航海遠略説は攘夷論者にもうけられる余地がある政策論となっていたのである。

航海遠略説は、挙国一致の改革実現のための戦略であった。そしてその戦略の中で、朝廷の開国論への転換が求められた。しかし、長井の考えは一方的に朝廷に転換を求めるものではなかった。開港以後も改革が実施されていないのは何よりも幕

療法を提唱する。図で言えば第二象現である。しかし長井の議論は、そうではなく開国論による改革であった。開国と改革はなぜ結びつくのか、その論理は、第一に、「守る者は攻めるの勢有之候て克守り候：鎖国仕候共、攻の勢は決て欠き難く候」、という積極的に海外に進出できる体制（具体的には海軍建設）でなければ、防衛もできないという国防論。第二は改革の前提である国内共和＝公武合体実現のためには開国論でなければならぬという内政論である。そして武備充実の改革を行えばどうなるか、その未来を論じる中で、航海遠略による海外雄飛という有名な議論が登場する。海外雄飛論は、全体

府の責任である。当然、長井の議論は、幕府にも反省を迫るものとなる。そしてこのことは、実際の長井の周旋活動に明らかになる。これについては、本章二節2で明らかにするが、ここでその結論のみを示せば、長井は、朝廷に転換を要請する前提として幕府自らがまず改革するよう求めたのである（具体的に言えば、朝幕関係における朝廷優位を承認し、朝廷の命を受け入れること）。幕府の改革↓それをふまえての朝廷の開国論への転換↓公武合体しての挙国一致の改革の推進。これが長井の考えるシナリオであったのである。

長井の目標は、安政五年の条約勅許問題以降、緊張関係にある朝幕関係の改善、公武合体の実現であり、幕府を否定しようとするものではなかった。しかし、それは現存の幕府をそのまま擁護しようとするものではなく、幕府に改革を迫るものでもあり（その改革がどこまで及ぶものかは次節2で明らかにする）、幕府にとり容易に受け入れられるものではなかった。そしてさらに遡れば、藩が独自に朝廷に周旋を行うことは幕府の禁じるものであり、安政の大獄においてはそれをなした越前以下諸藩は処罰を蒙っていた。井伊暗殺で権威が失墜したとはいえ、こうした意味をもつ周旋をなさそうとするのである以上、この時の長井の主張、その藩論決定は長州にとって大きな覚悟がいのものなのであった。文久二年二月以後、尊攘派の挙兵計画が進展し、久光が東上するようになると、長井の議論は親幕一辺倒の議論のように見なされるようになるが、本来は大きな対立点もふくむものだったのである。

かかる重大な意味をもつ航海遠略の藩論遂行のため長井は四月藩地を出発したのであった。

二 航海遠略説の始動

1 長井と朝廷——孝明天皇の転換——

文久元年（一八六一）四月二十九日、長井は江戸に向けて国元の湯田を出立した。これより八月二十九日に帰萩するまでの長井の朝廷・幕府への周旋活動を以下、第一次周旋と呼ぶことにする。なお長州の考えよりすれば、正式な周旋は藩主がなすものであり、この長井の周旋は、あくまで正式周旋のための下工作、根回しであった。周旋をどのように進めるのか、長州側の腹案を藩政府の答申より見れば、それは以下の通りである。「一先航海之術御開之儀を幕府へ被仰建、若朝廷へ御申解之儀幕府より御依頼有之候は、当秋御参府之節京都へ御立寄、前段之旨趣可被成御建白」（『長井伝』、六二頁）。まず長井が幕府に建言し、それより依頼を得た上でこの秋の参勤の途中、敬親が朝廷に建白、という手順である。これでは、京都への周旋は幕府の承認を得た上でなすとしており、幕禁は犯さないことになっている。しかし実際には、長井は江戸への途次、京都に寄り、そこで内々の説得活動を開始するのである。

五月一二日、長井、入京。以後、長井は議奏の正親町三条実愛に対してその主張を説いた。正親町三条の反応は好意的でそれを孝明天皇に取り次ぐ。天皇は、積極的に賛成し、「国の風吹起しても天津日のもとひかりにかへすをそまつ」との和歌を作り敬親に送った（以上、同書、七四～七八頁）。これまで攘夷論を主張し、そしてこの一時期をのぞいてやはり開国論に反対したかに見える孝明天皇が、なぜこのとき航海遠略説に賛同するのか、「はじめに」で述べたように、大きな謎であり、ここで分析する所以である。

これについての朝廷側の説明は長井の議論の説得性であった。「是迄今様之大議論は、朝廷におゐて絶て無之…慷慨論之外、丸に献策は無之、承知之通堂上にて却て井蛙、旧年、越前家より鎖国は下策と申説起り候得共、下策之訳一切建言無之、

夫故、今以成敗は天に任せ、是非鎖国に御決意被遊候」(五月二三日の正親町三条の長井への言、『長井伝』、七六頁)。「是以箇様之議論一切朝廷に無之義に候得は、〔天皇は〕種々御案思被為付…〔天皇より〕御不審被為在候廉々数件〔長井に〕御尋被遊候に付…〔正親町三条が長井より〕逐々被申聞候筋を以〔天皇に〕御答申上候処、深く叡感被遊、御胸襟之雲霧初て晴れ候との御事」(天皇の意向についての正親町三条の長井への説明、同書、七八頁)。

たしかに、長井は「長防二州之内にて智弁第一」(『再夢紀事』〈史〉、八二頁)とされた人物であり、その議論には説得力があった。しかし、開国の不可避、積極的な海外雄飛という議論は、安政五年(一八五八)の、堀田老中―岩瀬忠震の言上や越前の橋本左内の入説で語られており、「箇様之議論一切朝廷に無之」とするのはいささか公平を欠くと言わねばならない。長井の意見書に天皇が説得性を感じたのには、意見書自体の力のみではなく、それを受け入れる天皇の側にもそう感じなくなる事情があったと見るべきだろう。

天皇の対外論についてまず確認しておくべきことは、彼は攘夷主義者であつたが、狂信的なそれではなかつたことである。安政五年の条約勅許問題における朝廷の対応について、堀田が狂気の沙汰と評したのは有名である。⁽¹⁹⁾ 攘夷戦争を闘うのは武家である。その武家が一致して開国を説いていたのに、それにもかかわらず、天皇が調印に応じようとしなかつたというなら、この評はまことにもっともである。しかしこのとき全武家勢力が調印論で一致していたわけではなかつた。安政四年(一八五七)の条約調印の可否についての幕府の諮問に、越前・会津をのぞく徳川一門の有力大名がほとんど反対論であつたことはすでに明らかにされている。⁽²⁰⁾ 開国と攘夷の二説を聞いたとき、国際情勢や国内事情に見識がなく、本心は開港を嫌う朝廷が、後者に期待をかけてしまうのは自然なことと言えよう。⁽²¹⁾ 天皇があのような対応に出たことについて、山内容堂は、朝廷に攘夷は可能との不見識な入説を行った徳川一門大名に責任があると批判したが、⁽²²⁾ その論難は妥当なものと言えよう。客観的には狂気の沙汰であつても、主観的には攘夷の可能性はあるとこのとき天皇は理解していたのであり、玉碎覚悟でそ

れを主張したわけではなかった。後年の書簡だが、「武備不充実候ては無理之戦争に相成、真実皇国之為共不被存」(文久三年一二月三日付島津久光宛孝明天皇書簡、『孝明天皇紀』四、九三〇頁)と述べているように、軍備の整わない無謀な戦争、逆に言えば勝ち目のない戦争は天皇の望むものではなかった。そもそも玉碎は、自家の血脈の継承、三種の神器の守護、社稷の維持を第一の課題として育てられている天皇にとってなすべからざるものであった。⁽²³⁾

安政五年の朝廷の攘夷論の背後には、このような調印反対派の有力大名への期待があった。そして幕府が無勅許調印を行うと、天皇は、これに激怒し有力大名へ戊午の密勅を出した。しかし、決起を訴えたにもかかわらず諸藩は動かなかった。こうなると天皇―朝廷は妥協に動き、一二月三〇日の猶予の沙汰書(『孝明天皇紀』三、一五五、六頁)を出し、当面の措置として、条約を認めた。しかし、それは同時に鎖国への復帰をめざし努力するという約束を幕府から得た上でのことであった。⁽²⁴⁾ 天皇は現実の政治状況を見極めながら(ただしその判断は多分に主観的なものであったが)、その政治行動を行っているといえよう。そして万延元年(一八六〇)には、和宮降嫁を交換条件として、十年以内に鎖国へ復帰するという年限の言質を幕府よりとるという成果を得たのは周知のことである。

この約束を幕府からとった以上、後は幕府の実行をまつだけで、開国論への転換など天皇にとって不要なように見える。しかし実際には幕府の約束は当てになるものではなかった。和宮婚約を朝廷が正式に認めた翌月の万延元年十一月、幕府はプロシア他二国との通商条約を結ぶという矛盾した行動をとった。このことを知った天皇は激怒し、一時は縁組みの破談を決意した。⁽²⁵⁾ そして肝心の武備の強化も顕著な進展は見られなかった。さらに約束自体にも問題があった。この十年攘夷の公約は幕府当局者と朝廷のみの秘密であり、雄藩をふくめ一般には知らされていなかったのである。このことは三谷博『明治維新とナショナリズム』(山川出版社、一九九七年)がすでに推定していることである(一九二頁)が、この時期の政治過程を理解する上で重要な点なのでさらに確認することにする。

もともと朝廷はこの約束を獲得した段階で、これを幕府が諸大名に触れることを望んでおり、八月初にはこれの文案を朝廷内で練り（『中山資料』二、二〇九、一〇頁）、九月には所司代へ内々の申し入れをなしていた（『孝明天皇紀』三、四三四頁）。しかし幕府はこれに応じなかった。そのことは、翌文久元年の五月頃と思われる中山筆の関白宛勅語案が以下のよう⁽²⁶⁾に述べていることより明らかとなる。

「先条年限拒絶之良策、為心得内々にても諸大名へ示合に相成候様致度段〔幕府に〕申出し候処、右年限内拒絶之儀は関東廟算中之秘策之事故、夷人之耳に入候ては忽如何様之事変可生も難計に付、此両条（関東へ勅使派遣と大名への約束の公開）は返答難申深心配之旨に候。所司代申条に任せ先暫之処は猶予致し尚又勘考之上可申出歟」

すなわち、約束を心得のため諸大名に触れるよう幕府に申し入れたが、外国側の耳に入って何が起きるかわからないとのことなので、所司代の申し分通りしばらくは猶予することにしたのである。

しかし秘密である以上、幕府が本当にこれを守るのか心許ない。幕府は万延元年九月、文久元年一月この約束を確認した（『孝明天皇紀』三、四三二・五〇一頁）。それにもかかわらず、朝廷の不安は消えない。右の勅語案は、十年以内攘夷の約束について、「万々一聊にても相違之取計有之候節は、仮令如何体之儀有之候共、改易猶予等之儀は不承知」と述べた上で、幕府より「今一応承度」と約束の確認を求めていた。十年攘夷の約束が実際に守られるかは甚だ心許ないものであった。長井の入説を受けた文久元年夏、天皇は攘夷政策の可能性について不安を感じていたと見ていいだろう。このまま攘夷論に固執すれば、挙国一致の改革は実行できずじり貧となり最後は外国の支配下に陥るといふ長井の描く像が説得力をもつ状況であった。

攘夷を将来、実行するには挙国一致の国内改革が必要だが、その実行の見通しがたたない。こうした苦境の原因は、実は朝廷の攘夷への固執による公武の対立にあると長井は指摘した。こうなると選択種は二つとなる、攘夷に固執してのじり貧

か、それを放棄しての改革か、である。天皇にとり苦しい選択である。そして、長井意見書が、鎖国は古来の国体ではないことを指摘した上で、開国の不可避を海防戦略という点で論じ、さらにその将来像を海外雄飛という修辭で飾ったとき、鎖国の当面の放棄という不本意な選択も天皇にとっても受け入れうるものになったのではないだろうか。(また、長井の主張が将来の鎖国への復帰の可能性をふくむものであったことはすでに述べた通りである) ただしこの転換においても、身近に外人が接近するのは天皇にとり耐えうるものではなく、兵庫開港については彼はあくまで拒否の意向であった。⁽²⁷⁾

天皇は公武合体による挙国一致の改革を期待して開国論に転換した。もともとこの公武合体の理念は長井が持ち出したものではない。幕府はこれを理由に和宮降嫁を求め、朝廷側でも岩倉のようにそれに応じる公家がいた。⁽²⁸⁾ 公武合体は当時において一般的な考えであつた。しかしそうではあつても、公武合体という美名の内実については様々な思惑があり、対立が生じる。当然、朝廷は幕府へ優位をしめる形で公武合体を望み、これが長井の説得を受けいれるにあたつての絶対の条件となる。天皇は正親町三条に以下のように述べたという。

「成程鎖国と申候ては神祖の思召にも不相叶、洋夷日益猖獗尤之事に候、此上は一日も早く海外へ押懸、皇国之武威を示し候様可致、乍併、是迄鎖国之論を以関東へ申付け候儀、從京都説を屈候様にては、以後之示方にも係り候様可有之、其段は如何取計候心得に候哉」(『長井伝』、七八、九頁)

傍線にあるように、幕論に屈する形の転換は、以後の朝幕関係に影響するゆえ天皇にとりなせるものではなかつたのである。こうした朝廷優位はすでに述べたように長井のまさに望むところであり、この問いに対し、長井は、その点は注意して幕府に交渉するつもりなので安心するよう返答している(「其段は長州家におゐて深く心配仕居候事にて…成否は天に任せ御威光相立候様〔幕府に対して〕取計之儀…其段は決て無疎含居候」、同書、七九頁)。

ただし注意すべきことに、朝廷が幕府への優位を望んでいたといつても、それは幕府と対立しようとするものではなかつ

た。正親町三条は、長井の意見書を天皇に送る前に長井に対して、もし幕府が長州の説得に応じないときは、「御主人（敬親が）天威を奉し、御周旋振は有之間敷哉」と問うた。つまり、幕府が応じないとき、長州が叡慮をたてにとつてこれと対立するようなことはないか、と問うたのである。これに対し、長井は、「当今御国内隙を生し候様之魁、主（敬親）には決して落着仕間敷」と返答した。この答えをえて正親町三条は意見書を内々朝議にかけることにしたのである（以上、『長井伝』、七七頁）。天皇が望んでいたのは、朝幕の協調関係を前提に、その中における朝廷の優位であった。そしてこれについても長井は同論であつた。

こうして天皇は、航海遠略説を支持するようになった。そしてこれへ天皇の期待は強いものであつた。藩政府の主導権をにぎる正義党の最高指導者の周布は、長井と同じく航海遠略説の支持者であつたことはすでに述べたとおりである。彼は、ロシア艦隊対馬占拠事件と東禪寺事件について江戸藩邸と協議するため六月一日、国元を出発し、長井と入れ替わるように上京した（『周布伝』上、六五三、六五八、六六四頁）。その周布に対し正親町三条は、長州の主張に天皇はいたつて満足であり、幕府との首尾がうまくいくよう精々周旋することを望み、何か趣きもあれば早々知らせるよう求めていると天皇の意向を語った。天皇は、江戸での長井の周旋の様子を知りたく、そのみ気に懸けている状態だつたのである。⁽²⁹⁾

しかし注意すべきことに、こうした天皇の長井への強い期待にかかわらず、この時の朝廷の公的な立場はなお攘夷であつた。周布に長井への期待を語っている同じ六月、朝廷は幕府に対して勅使東下の受け入れと、十年以内攘夷の約束を諸大名へ触示することを求めているのである。⁽³⁰⁾ つまり、天皇の開国論への転換はあくまで内々の意志表示なのであつた。正親町三条は周布に朝廷の様子を以下のように語っている。⁽³¹⁾

「主上思召御確定に付、此余は条理相立候様、江戸にて之（長井の）周旋を被成御待、其内御同列（朝廷の両役）之内え、無屹開国之論を（正親町三条が）被成御申試候得は、両三人は屹度御同意之向きも有之由、勿論御国（長州）より建白

と申儀は、一向不相頭様、只御自身（正親町三条）之御存付にして、不廉立様に御咄被成候……。

中山卿は鎖国之説御持詰と之由。」（『周布伝』、上、六七〇頁）

つまり、天皇の意向は確定しているので、江戸で長井が幕府の周旋依頼を受けたら、正親町三条より開国論を同僚の議奏・武家伝奏に話してみるつもりである、二、三人は賛同する者もでるだろう、である。これは逆に言えば、航海遠略説問題について、正親町三条以外の朝廷の当局者は関与していないことを意味する。そして、議奏で正親町三条とともに天皇の帷握にいた中山忠能は傍線部のように攘夷論者であり、この問題の圏外にあったと思われる。もともと長井の今回の朝廷入説は下工作であり、内々のものであった。そのため朝廷でもごく少数しか関与しなかったのだろう。⁽³²⁾そして、「両三人は屹度御同意之向きも有之」との見込みは逆に言えば、全員は賛成しないだろうと正親町三条が判断していることであり、朝廷内部における開国論への抵抗の大きさを示すものであったと言えよう。天皇や正親町三条が個人的にこれに賛成しているにせよ、それを朝廷という組織の議としてなすのはなかなかの難事であったのである。

2 長井と幕府

天皇の内々の賛意を得た上で六月二日、長井は江戸に向け東下の途につき、一四日に江戸に着いた。七月二日、老中久世広周を訪問、幕府への入説を開始した。

この会談で長井は、時局救済策として航海遠略説を説いたが、それは、その前提として幕府の改革＝幕府の一層の朝廷尊崇の態度表明を求めるものであった。すなわち、二日の久世との最初の会談で、長井は、幕府に対し「今一際天朝御尊奉之御所置被為在、海内之人心感服回悟」させることを求めるとともに、開国の勸諭を受ければ、「何卒急に御国初之御政道に御引戻し、年来之弊風御変革、人々之耳目一新」させねばならない、と論じたのである。こうした長井の主張に対して、久

世は將軍より依頼があつたら長州は朝廷への周旋を行うか、と問うた。一見、長井出發にさいして長州側が望んでいた幕府よりの依頼を得たように見える。しかし長井はこれを請けなかつた。その理由は、謙遜の意より来る部分もあるが、基本は、幕府側の朝廷尊崇の態度が不明確なことにあつた。長州にとり周旋は、朝廷第一の立場よりなされるべきものであり、それを幕府が認めない限りは請けられないものなのであつた。⁽³⁴⁾長井の返答に久世は、同役とも相談した上で返答するのではばらく滞留するよう求めた。(以上、『長井伝』、八七―九七頁)。

長井の思惑通りには事態はかならずしも進まなかつた。しかし、身分違いの閣老との面談が実現し、しかも久世の対応が外様藩の中央政治介入を拒絶するものではなく、逆にそれを歓迎しさえするものであつたことは、長井にとり大きな収穫であつたろう。この久世との会談直後、長井は国元に樂觀的な状態報告を送っているのである。⁽³⁵⁾

しかし、その後、幕府よりの返答はなく、七月下旬、長井は幕臣の早川庄次郎に督促を行うが、そのなかで、老中より朝廷に働きかけては公儀の威光が立たないので、長州より周旋させようというような考えなら、長州は決して請けられないと主張した。さらに長州に周旋を行わせ、朝廷を開国論に転換させた上で、改革の約束を違却するというような「権謀」の所置を幕府がとるなら、「武門之習、不被任是非」、と軍事的対決の覚悟をも語つたのである(同書、九九、一〇〇頁)。なお、長井はすでに天皇より航海遠略説賛成の内意を得ていたが、幕府側との交渉においてはこのことを伝えていなかった。⁽³⁶⁾幕府に譲歩を引き出す交渉戦術と言えよう。

督促の結果か、八月二日、久世は同役の安藤信正と会談するよう長井に求め、翌三日、長井は安藤を訪問した。安藤は、長井の主張に感服したので、老中で評決すれば、朝廷への周旋を長州は行うか、と問うた。しかしここでも長井は、「公儀におゐて、愈天朝御尊奉之目途、主人に於て相立不申候ては、「周旋依頼への」御受も申上兼候半歟」と幕府の態度表明が周旋の前提であるという立場をとつた。これに対し、安藤は誠意がなくては調和は出来ず、幕府が違却することはないと述

べたが、朝廷尊崇問題への具体的返答はなかった。このため、周旋を行えば長州においては「天下之大御勲業」とならん、という阿諛するような安藤の周旋依頼の内意に対しても、長井は、公武一和ができるか否かは、幕閣の考え次第、と返答するのみにとどめた（以上、同書、一〇二、三頁）。

もつとも安藤との会談直後の長州側の判断は樂觀的なものであり、「〔安藤は〕大きに感心の体にて、其口気終に御依頼に可相成候相聞候由」と見ていた。幕府は外交問題、水戸藩の鎮静、列藩の動向などで苦心しており、長井建白の趣旨は閣老に銘徹しているだろうと長州側は判断していたのである。ただ、幕府が「古流之権謀詐術」に出るのではないかという警戒も長州側にあり、対幕交渉は、「十分地步を不失候様、示談」していたのである（以上、『周布伝』上、六九六、七頁）。そして今後の周旋についての、長州藩邸の方針は、八月五日付の周布書簡で国相府に伝えられたが、それは今年の敬親の参勤では、その道中、京都に立ち寄ることはしない、というものとなった。⁽³⁷⁾三月段階の長州側の案では、この参勤の途中に京都で周旋を行うことになっていた（『長井伝』、六二頁）が、幕府側より正式の依頼がないのでその予定を変更したのである。結局、周旋の実施如何は幕府の態度待ちということになった。

右の周布書簡の日付よりこの方針は八月五日までに決まっていた。ただ、この段階では長州側はなお幕府側より何らかの申し入れがあることを期待し、それを待ってもいた（『周布伝』上、六九六頁）。しかし結局、それは来ず、この年の敬親の参勤は京都に寄らないものとなった。長州に周旋を依頼することは、その前提として、朝廷に対する幕府のもう一段の尊崇表明をなさなければならぬことであり、幕府の威光を守ろうとする幕閣にとって容易には受け入れることができないものだったのである。

結局、長井の第一次周旋では幕府よりの正式依頼を得ることはできなかった。しかし以上見たように手応えは十分感じられるものでもあった。長井は藩論となった航海遠略説をさらに進めるべく、八月七日か八日、江戸を発足、一八日には着京、

正親町三条と会談の上、二九日には萩に戻ったのである（同書、六六三・六九六・七二六頁）。

3 周布帰国事件

長井の報告を受け、文久元年九月一五日、敬親は参勤の途につく。長井もこれに随行した。しかし二二日、藩内の花岡で敬親は発病し旅行は中断、結局、江戸に着いたのは十一月三日となった。この参勤の途次において一つの事件が発生した。それは周布の帰国事件である。

正義党の領袖の周布はこの年の六月一六日、萩を立ち、二五日、長井出立後の京都に上り、正親町三条に面会した上で、七月二一日に江戸に着いた。そして八月初旬の長井出發後も江戸藩邸にとどまり状態を藩政府に報告することになっていた。すでに述べたように桜田門外の変後、長州藩の政治熱は高まっていたが、その方向は一色ではなく、航海説も攘夷説もあった。そして国元では航海説が藩論となったが、江戸藩邸は攘夷論の牙城であった。このため江戸に着いた長井はまず藩邸内の慷慨論者の説得に努めねばならなかった（『長井伝』、八四〇八六頁）。そして長井出立後、江戸藩邸ではまたも攘夷論が高まってきたのである。その中心は、久坂玄瑞ら書生であった。彼らは諸藩の尊攘派と連携しており、その当面の目標は和宮降嫁の阻止であった。八月末、久坂はこの計画を周布に告白した（『周布伝』上、七三三頁）。こうした久坂らに対し、周布はこれを保護する対応をとった。まず久坂の和宮降嫁建白を国元に送り（同書、七三四頁）、さらに九月七日には、在江戸の世子定広の許可を得た上で、久坂を伴い江戸を立ち西上し、二二日、彼らは伏見に着き、東上してくるであろう敬親一行を待った（同書、七三一・七三八・七四三、四頁）。いっぽう国元の対応は厳しいものであった。九月二三日付と思われる周布宛書簡で兼重讓蔵は以下のように述べた。久坂の建言は航海遠略の趣旨に合わず不可、彼を早々帰国させるべし、もし聞かなければ「其筋へ御取計相成候外有之間敷」（上意打ちか）、また周布も帰国すべし、と。この書を受けた周布は一

○月三日、久坂を伴い出発し、敬親に先行して江戸行きを命じられた長井と五日に軻で出会った後、敬親一行の許に趣きその意見を述べるが、容れられなかった。そして九日、使命に反して江戸を離れたことについて待罪書を提出、一日帰国を命じられ、二八日辞職が許可された（以上、同書、七五九―七六九頁）。

この時の周布の意図はいかなるものであつたろうか。周布は久坂と同行したが、「〔和宮〕御下向一条は最早被差止候次第には不相成」と久坂を説得しているように、彼らの和宮降嫁阻止の書生論に同調しているわけではなく、久坂への保護は第一に、「気節之士は精精救助仕候方可然」という有為な人材を惜しむ立場からなされたものであつた。⁽³⁹⁾しかしこの時の周布の行動は、久坂らの暴発を抑えることのみを目指したものではなかった。周布は敬親を待つて、伏見で御前会議を開催しようとしていたのである。⁽⁴⁰⁾この会議で彼は何を論じようとしたのか。これについて周布は具体的に記していないが、推測は可能である。

御前会議である以上、藩の基本方針、航海遠略説の再検討を求めようとするものであつたことは確実だろう。航海遠略説は、一、開国論への国是決定、それに基づく改革の実現、二、そのための朝・幕の融和の二点よりなるものであつた。このうち一の開国論については、この段階の周布は、将来、久坂を開国論者である横井小楠に留学させたいと述べているように（同書、七五八頁）、なおこれを支持していた。周布の不満は二の部分にあつたと思われる。航海遠略説は、朝廷への周旋の前提として幕閣に対して朝廷尊崇の表明、改革を迫るものであつた。しかし、その幕閣は現存する幕閣であり、その首班である久世・安藤の更迭を求めているわけではなかった。現幕閣とともに事をなすことができるというのが、長井の周旋の前提であつた。一方、周布は長井よりも現幕閣への不信感が強かつた。江戸到着直後の七月二三日の書簡で周布は、幕府は和宮東下後は人質をとった心地で、表向きは一和を示すが、内実は朝廷を押しつけようとの権謀を持っているのでは、との警戒の念を記していた（同書、六八八頁）。もつともそうではあつても、長井の周旋には賛成であり、八月五日には「御建白

之外、皇運挽回之好手段無之」と国元への書簡（文久元年中村九郎宛周布書簡、同右書、七〇二頁）で語っていた。しかし長井帰国後は幕閣への不信は高まり、和宮東下後は幕府は「例之詐謀」に出、周旋依頼も行わないのではないかと判断するようになっていた。⁽⁴¹⁾航海遠略説の考え自体は妥当にしろ、このような現幕閣を相手にするのは無理、というのが周布の判断であったのではないだろうか。そしてまた周布は一〇月初旬には和宮東下は困難と判断していた。⁽⁴²⁾東下の延期は現幕閣の権威を大きく傷つける。周布は彼らが近い将来退陣することを期待していたのかも知れない。かかる判断と予想のもと、周旋活動の当面の見合わせを周布は御前会議ではかろうとしたのではないだろうか。

航海遠略説周旋は挙藩一致の支持を受けてのものではなく、藩内において急進的な尊攘派の反対が高まっていく。そしてそのなかで、航海遠略論者であるとともに藩官僚の中枢である周布が、周旋活動の見直しを求める動きに出た。深刻な事態である。しかし、航海遠略説は、藩主と直目付が周布も含めた藩官僚一同にはかり正規の手続きをふんで決定された藩論であり、それをにわかに覆すことは、周布のような実力者でも無理で、彼はいったん失脚することになった。⁽⁴³⁾しかし藩内のこうした不協和音は、航海遠略説の前途に大きな不安の影を投げかけるものであったのである。

4 幕閣の正式依頼

敬親一行は文久元年一月一三日に江戸に着いた。久世・安藤は長井に建言を書面で提出するよう求めた。一二月八日、長井はこれを提出した（『長井伝』、一一一―一一四頁）。この建言においても「今一際、天朝御崇奉の御取扱振世上へ相顕れ候は、天下の人心感服」（同書、一二三頁）と朝廷尊崇の実施を求めていた。そして幕閣はついにこの建言の採用を決定、敬親に周旋を依頼した。これへの長州側の返答は、容易ならざることなので依頼への正式な受諾は、国元の意向を聞いた上で行うというものであった（同書、一一四―一一六頁）。長州は、直ちには正式受諾を行わなかった。国元の意向をあ

らためて聞こうというのは、先に見た藩内の不満を考慮してのものであろう。そして文久二年一月三日、敬親は長井に命を下し、京都におもむき朝廷の内意を窺い、その上で国元に帰国し藩地の意向を問うよう指示した（同書、一一六頁）。朝廷への根回し↓国元の合意の獲得↓幕閣への正式受諾↓敬親が上京し周旋、というのがこの時、長州側が考えていた周旋工作の手順であったのである。

長州の周旋工作受諾の前提は、幕閣の朝廷尊崇の意向表明である。それは具体的にどのようなものと考えられていたのだろうか。

長井は、敬親より訓令を受けたが、さらに会談したいという久世の求めによりすぐには出立しなかった。その後の一月一五日、坂下門外の変が発生、幕閣との会談はなかなか行われなかった。こうした遅延に二月八日、長井は幕閣を督促した（以上、同書、一二〇、一頁）。そして二四日、久世以下四老中は長井を営中に召して密談を行った。その内容は長井の手記によると以下のである。（同書、一二四頁、ただしa b c dは高橋が付した）。

「a 一、越前春嶽御断との事

右被仰聞

b 一、御同席御外席にて、有志の諸侯へは御相談之事

c 一、水府有志之者説得之為、水戸へ桂小五郎遣はし候事

d 一、水府へ綸旨之事

右御尋申上候事」

このうちb c dは「右御尋申上候事」とあるように、長井が話頭に載せたものと思われるが、aの春嶽大老任命問題は「右被仰聞」であり幕閣の側からの発言である。この発言は具体的にどのようなものであったか、長井は京都で正親町三条

に以下のように話している。(二月二四日、長井と正親町三条との談話、『長井伝』、一三三頁)。

「其趣は、越前前中將殿(春嶽) 御大老職忤之議、従京都只今被仰出候ては、差当り於幕府御差支有之候間、此段兼て内談致置候付、大膳大夫(敬親) に含置呉候様との趣に御座候」

つまり、幕閣は、春嶽大老就任を朝廷が長井上京を期に命じてくることを警戒して、そうしたことをしないようあらかじめ長井に頼んでいるのである。このことは、長州の周旋の過程で朝廷がここまで踏み込んだ要求をしてくることがありうる。と幕府側が判断していたことを示している。

この幕府の危惧はどこから来たのだろうか。春嶽登用をこのとき朝廷が考えていたとは思われない。この時期の朝廷の幕府への要求は、文久元年冬、和宮東下に随行した岩倉が江戸で幕閣に提出したもの(『孝明天皇紀』三、七二八―七二七頁)に見ることができるが、それには春嶽登用論はふくまれていない。当時、朝廷はなお幕府を恐れており、幕閣最高人事へのこうした介入は問題外であつたろう。この幕府の危惧は、朝廷の側のなんらかの具体的な動きをうけたものではなく、春嶽登用論の一般的な高まりをふまえたものと言えよう。

斉彬・斉昭亡き後の代表的な「賢侯」であり、安政大獄の犠牲者である春嶽に対しては、幕府への批判が強まるとともにその復権への期待が高まるようになっていた。そして長州も登用論者の一つであつた。長州藩官僚の間での春嶽に対する評価は高く、万延元年二月二四日付の木戸宛書簡(『木戸孝允文書』(史)一、九八頁)で周布は、開国論の国是化を論じるなかで、薩摩と越前の動向に注目しているし、また木戸は、文久元年六月一日付の周布宛書簡(同書、一三八頁)で、天下の人望も帰しているとして春嶽登用を幕府に建議すべきと論じ、さらに同年八月、自ら越前藩に提携を申し入れている(三谷前掲書、一二四頁)。そして長井自身、この久世との会談後、越前側に会談の内容を知らせたように思われる。特別の配慮といえよう。⁽⁴⁴⁾(あるいは幕閣との交渉のなかで長井がこの問題を持ち出したのかもしれない)。

この幕閣の発言を受け、長井は春嶽大老任命以外に幕府にとり都合の悪いものはあるのかと問うた（「右に付、雅樂より御老中方へ御尋仕候は、越前殿之外別段に御差支相成候儀は無之哉、兼て含置度段御尋仕候」、『長井伝』、一三二頁）。

それへの返答は以下の通りである。

「〔老中が言うには〕其他には只今は社と考候儀無之、尤〔朝廷より〕被仰出候儀有之候は、何も内分にて一応申聞せ呉度、万一表方被仰出候儀御受不申上候ては、即今違勅に当り奉恐入候間、此段厚含置呉候様にとの御事に御座候」つまり、それ以外はないが、ただ朝廷が命じる前に一応、事前の相談は行つてほしい、である。

以上に明らかなように、このとき幕閣は、事前に根回ししてくれるようにとの条件をつけてはいるが、春嶽大老登用以外の政治問題について朝廷が幕府に命を下すことを認めているのである。大政委任論という幕府の立場からすれば大幅な譲歩である。周旋依頼の前提として長井が求めていた幕閣の天皇尊奉の表明とはこうしたものまで含んでいたのである。この会谈での長井の語気は鋭かつた。⁽⁴⁵⁾そして坂下門外の変後の動揺する幕府はここまでの譲歩を行つたのである。

すでに話題に上つていた春嶽登用問題以外に、この日、長井よりは新たにb c dの三問題を幕府に提議した。cは水戸尊攘派説得のため木戸を水戸に派遣すること、dは水戸の内訌の収束策として水戸へ綸旨をくだすことと解せよう。坂下門外の変、坂下門外の変、という二度のテロの根源である水戸をそのまま放置しておくことは、挙国一致体制の構築への大きな阻害要因であり、これらの施策によりその沈静化を図ろうとしたのである。⁽⁴⁶⁾そしてbは有志諸侯を政策決定に参画させるため、老中会議の場合、あるいはそれ以外の場合で彼らに相談することを求めたものと言えよう。これらは坂下門外の変以降の幕府権威のいっそうの低下に対応して、改革要求の内容をさらに積み上げたものと言えよう。

幕府に朝廷尊崇を表明させ、それをふまえて朝廷に開国論への転換を求める、というのが長井の航海遠略説の核であった。そして文久二年、幕府の依頼によりその前提条件が満たされた。いよいよ航海遠略説の周旋が本格的に始まるはずであった。

しかし、意外な事態の発生によりそのシナリオは狂っていくのである。それは島津久光の率兵東上である。

文久二年三月一六日、島津久光は約千名の兵を率い鹿児島を出立した。久光が動き出そうとしているという情報が藩地萩に到着したのは、後述するように二月二〇日、それよりして江戸の長州藩邸が知ったのは、二月末もしくは三月初ではないかと思われる。

三月六日、いよいよ上京するにあたって長井はあらためて敬親より訓令を受けた（『長井伝』、一二八―一三〇頁）。京都で下工作を行い、それが済めば国元に行き国相府と協議せよというのは一月と変わらなかったが、新たに国元での協議後、さらに薩摩側と相談し（薩摩におもむき茂久と会見するか、東上途上の久光に会う）、長州の意図を説明するとともに、薩摩側の趣意を聞くようにという内容が加わっていた。久光東上の情報を受けての対応と言えよう。また三月四日、長井は久世を訪れ、公武和協のため、将軍後見の田安慶頼を上京させ、これまでの幕府の失行を謝せしむべきであると論じた（同書、一二八頁）。幕府への要求のさらに一段の積み上げである。久光率兵東上、それにともない予想される尊攘論の高揚にそなえたものと見る事ができよう。長井の上京は久光の率兵東上を意識しながら行わざるをえないものとなったのである。

小 括

条約調印問題が紛糾した安政五年（一八五八）、長州藩内では中央政治に参画の意欲が高まったが、幕府への恐怖よりそれは現実のものとならなかった。しかし桜田門外の変による幕府権威の動揺により、その意欲はふたたび高揚するが、攘夷・開国の何れの方で参入するのかについては、藩内に葛藤が存在していた。文久元年（一八六一）三月、長井雅楽ら藩主側近グループは航海遠略説を提起、藩政府が承認したことで、これが藩論として決定された（一節1・2）

長井は、外圧に対抗するための国内体制の強化が、朝幕の分裂のためにいっこうに進んでいないことを憂え、朝廷を開国論に転換させることで公武合体を実現しようと考えたのである。しかし彼の主張は、朝廷にのみ転換を求めるものではなく、その前提として幕府にいつそうの朝廷尊崇の表明とその実践を求めるものであった。幕府の自己改革→朝廷の開国論への転換→朝幕一体となつての国内改革の推進、というのが長井の構想であつた。(二節3)。

同年四月、長井は右の構想の打診、根回しのため東上し、まず朝廷に航海遠略説を説いたが、天皇はこれに賛成した。安政五年の条約勅許問題において、孝明天皇は攘夷論をとつたが、それは「正気」を失つたからではなく、尾張など有力な徳川一門大名が勅許反対論をとつていたからであり、彼の目から見れば現実的な選択であつた。そして、同年、一二月、天皇は条約を容認する沙汰書を出したが、それは将来、鎖国に復帰するとの約束を幕府からとつた上でのものであつた。さらに万延元年(一八六〇)、和宮降嫁の代償として、幕府より、十年以内攘夷の約束をとりつけた。しかし天皇の悩みは、幕府の約束にもかかわらず、現実にながたされる見通しがたないことにあつた。攘夷論に固執してのじり貧か、開国論に転換して国内改革を進めるか、この苦しい選択において天皇は、このとき後者を選んだのである。ただし開国論への転換においても兵庫開港は許す気はなかつた。またこの天皇の意向表明はあくまで内々のものであり、これに関与していたのは、議奏正親町三条など少数にすぎなかつた。(二節1)。

朝廷に根回しをした上で長井は六月、江戸におもむく。そこで幕閣に航海遠略説を説き、そのための前提として朝廷尊崇の実施を幕府に求めた。幕閣は好意的な反応を示すが、正式な依頼は行わなかつた。このため長井は正式の朝廷への周旋は幕府の出方待ちとすることにし、八月、帰国した。(二節2)。

長州藩政府を握る正義党の領袖周布政之助は自身も航海遠略論者であり、長井の活動に協力していた。しかし藩内は開国論一色ではなく、久坂玄瑞など吉田松陰門下の尊攘派が存在しており、彼らの動きも万延元年以後、活発化していた。そ

してこうした動きに影響され、長井の帰国後、江戸に詰めているはずの周布が藩主に無断で帰国し、航海遠略説の再考を求めようとした事件が文久元年九、一〇月に発生する。周布の計画は実現しなかったが、藩内における反長井の気運の高まりを示していた。(二節3)。

文久元年十一月、毛利敬親は江戸に参勤し、長井も随行した。その長州に幕閣は正式に朝廷への周旋を依頼した。敬親は正式な承諾は保留したが、長井を再度京都に派遣し、事実上の周旋をはじめることにした。幕府は松平春嶽の大老任命以外の問題については朝廷の命に従うとの意向を表明したが、長州はさらに、これまでの批政の謝罪のため將軍後見の田安慶頼が上京するよう求め、幕府はこれを承認した。(二節4)。

II 航海遠略説と久光の率兵上京

一 長井上京と孝明天皇

文久二年(一八六二)三月一〇日、長井は江戸を立ち、一八日入京した。一九日、長井は正親町三条を訪れ、今日にいたるまでの経過を説明、翌日これを書面で提出した(『長井伝』、一三一頁)。これに対し天皇は、「此七八年無之愉快之儀を聞たり」と深い満足の意を表明したという(同書、一三四頁)。この後、長井は中山・岩倉・大原重徳ら有力公卿を歴訪し、その主張を説いた。このうち岩倉は、「今日於中山家、彼永井面談種々承り候、高論不堪感服、朝威之光輝唯々此時と存候、

併軽卒には難被行、意味深長之事と存候」、と三月二六日付の正親町三条宛書簡（同書、一三四頁）で述べるように遠略説に賛同、大原も岩倉同様に見えた。⁽⁴⁸⁾ 岩倉・大原はともに安政五年（一八五八）の勅許問題では攘夷派として活躍した人物であった。長井の入説で転換したのは、孝明天皇や正親町三条のみではなかった。朝廷がこれまでめざしてきた攘夷論の行き詰まりは朝廷内部にもこうした動きをうんだのである。

長井の周旋Ⅱ下工作はきわめて順調に進んでいたように見える。そして四月六日、長井は正親町三条を訪れたが、そこで述べられた朝廷の意向については、京都藩邸からの田北太中が七日付で藩地にあてた書簡（『官武間周旋始末』10）に見ることができると述べている。

「已に昨日長井と正三様罷出、先日より相伺候御国是御一定の 叡慮相伺候処、此内以来追々御議論の上、昨日歴々の公卿方御参内御評議有之由、縮る処只今干戈御邦内に動候ては、外夷の術中に陥り候儀にて甚不可然、愈、以、此、御、方（敬親）御建白通、御一和御合体を第一被為成度、就ては此後御約定通り十ヶ年を期限にて、愈以武備御興隆、攘夷の御叡慮全く御動き無御座事、御主意の処御草案を以て近々御下渡、御内々被仰出との御事の由にて、右之段被仰出候は、長井氏は早々江府罷帰、其段可申上」

すなわち、朝廷は、長州の建白は高く評価するが、攘夷の叡慮は変わっておらずそれについて近く文書を渡す、と言っているのである。ここで言及されている文書（「御草案」）は翌日、公卿の間を回覧された次の叡慮⁽⁴⁹⁾（以下、四月七日叡慮）を指すと見ていいだろう。

「夷狄月々猖獗御国威日々逡巡之儀、深被悩宸衷、段々関東御往復有之、終に七八ヶ年乃至十ヶ年内には、是非々々以応接征討之内、何れにも必可及拒絶旨言上、依之暫御猶予有之、右期限には断然可有掃攘に付、武備充実、海軍訓練は勿論之事、第一全国一心一同に不相成候ては、蛮夷压倒せられかたき儀に候間、先被開國中一和之基源度叡念に付、願之

儘以皇妹大樹に被配偶、公武御合体を宇内に被表候深長之聖慮遐邇に布告し、海内協和御国威更張之機會不相失様、屹と可廻遠略儀と被思食候事」

勅語の傍線部は和宮降嫁にあたり久世ら老中が朝廷に行った十年以内攘夷の約束である。朝廷の当局者と酒井所司代・久世ら幕府幹部以外には秘せられていたこの約束を天皇はここで公然化したのである。そしてそれは開国論ではなく、攘夷への決意表明である。これが勅語として出された以上、開国論である長井の航海遠略説は死命を制せられたように見える。前年六月それに賛成し、この直前にも歓迎していた長井の議論を天皇はここに否定了のだろうか。

しかしこの理解には問題がある。それは朝廷の対応にあらわれる。まず四月七日叡慮の趣旨を語った六日の長井との会談で、正親町三条は長州の周旋について、「愈以此御方（敬親）御建白通、御一和御合体を第一被為成度」、とそれへ賛成している。さらに、四月一三日には正親町三条は長井に以下の内勅（『孝明天皇記』三、八二八頁）を伝えているのである。

「奉為皇国〔長州が〕関東へ〔航海遠略説を〕被建白、老中へ示談之上、所存先内々〔朝廷へ〕被申述之趣、為国家苦心周旋之段、皇国_、之御大幸_、に候。演説（航海遠略説）之通_、大樹家へ被談合候後〔敬親が〕上京も有之、以其筋〔朝廷へ〕被申上候は、〔朝廷より〕御沙汰之御次第も可被為在と存候事

但右之通に相成候節は、自大樹家も其子細以其筋被言上候儀と存候」

ここでは長井の周旋は「皇国之御大幸」と高く評価され、その「演説之通」に將軍と相談し、その上で敬親は上京し、その旨を言上するように、同時に幕府よりも言上するように求め、それを行えば、朝廷よりなんらかの叡慮を下すとしている。そして、「演説之通」とは航海遠略説＝開国論である。朝廷は開国論の言上をここで求め、それをなすなら何らかの沙汰を下すとしているのである。四月七日叡慮が攘夷論の表明なら、航海遠略説の周旋の継続を求めるこの内勅とそれは矛盾するのである。

このことはこの四月一三日の内勅の背景を見ることでさらに明らかなる。四節で述べるが江戸において行相府は、長井出發後の幕府の対応に不満を感じ、周旋依頼を辞退するので周旋の途中でも京を離れ江戸にもどれとの指示を出していた（後註（102））が、その指示が来たことを一〇日までに、長井は正親町三条に伝えていた（『孝明天皇紀』三、八二七・八三二頁、『長井伝』、二四六頁）。周旋は、いったん長州側より中止が通知されていたのである。これをふまえ一三日内勅の周旋賞賛と敬親への上京命令を見るならば、それは立ち消えになりかねない遠略説周旋を是非継続するよう長州に求める依頼と理解することができよう。天皇が攘夷論で遠略説に反対なら、長州が自らの判断でそれを中止することは、長州の面子をつぶさずにする最良の解決であり、朝廷はそれを放置すればよいことである。しかし、天皇の行動はまったく逆で何とか遠略説周旋を続けさせようとしている。

以上、朝廷の側を見たが、長州側の対応も同様である。七日叡慮が文面通り天皇の攘夷論の表明であつたなら、航海遠略説の周旋もこれで終わるはずであろう。しかし、長井はこの上京で朝廷要路の納得を得たとして、これ以後も航海遠略説の国是化に向けて動いているのである。

では、この四月七日叡慮はどのように解すべきか。天皇の意図はどのようなものだったのだろうか。これを考える材料となるのは、四月一三日内勅の原案である。この原案は、一二日、議奏の正親町三条・中山より関白九条尚忠に伝えられたが、九条により手を加えられ、その結果出されたのが、先の一二日内勅である（『孝明天皇記』三、八二八頁）。この原案（同、八二七、八頁、以下、一二日原案）は以下の通りである。

「奉為皇国長州家より関東へ建白、且役々示談之上、所存先内々申立之儀被聞食、為国家苦心周旋之段、深御満足不斜候。弥大樹家へ被談合、可相成は申立之通被上京候は、尚思召之程をも御沙汰可被為在候事」

実際の内勅と比べるなら、長州の周旋＝航海遠略説への評価のニュアンスがより高いものとなっているとともに、上京命

令がむしろ懇願のようになっていたことが注目されよう。さらに一二日原案は、右の本文（以下、A部分）の後に、その意図を説明するようにもう一つ、より詳しい沙汰書が付いていたのである（以下、B部分）。B部分は、まず、蛮夷猖獗、衆諸退省の世風のなか、拔群の忠誠心を尽くしたとして長州を賞賛し、その赤心を内奏するよう求めた。そして次ぎに航海貿易問題にふれ、皇国にを輕蔑する蛮夷との和親貿易などは拒みたいという考えは別紙（四月七日叡慮を指すといえよう）の通り変わっていないとする。そして、和宮も幕府が攘夷を約束したから降嫁させたのであり、そうした事情がある以上、「今度之申条（長井の周旋）而已を以て段々之御宿願を被変かたく被思召候」、つまり、今回の長州の周旋のみでは攘夷の宿論を変えることはできない、と述べる。ここまでの文意は、まさに攘夷論であり、航海遠略説は否定されている。しかし、文章はここより転調する。すなわち、「併国内万人一同同心之上は、猶又可被廻叡慮に付、此一事は諸大名時宜を不顧、為皇国赤心真実之建白を被聞食候上、叡断可被為在候」、よって腹藏なく各々意見を述べよ、である。つまり、自分は攘夷論であるが、万人が開国論に賛成するなら考えを変えてもよいので、航海貿易問題についての諸大名の率直な意見を聞きたい、というのである。そしてこの万人の意見（公論と言つてよいだろう）なるものについて天皇は白紙であるわけではなく、ある期待をもっていた。それは、A部分で航海遠略説に則った上奏を敬親に求めていることが示すように、開国論であつた。つまり、一二日原案に示される天皇の考えは、国是諮問をへての開国論への転換であり、以下これを〈国是諮問→開国〉構想と呼ぶことにする。

この開鎖の如何について諸大名の意見を問うという構想は、ここで初めて登場したものではなかった。安政五年の条約勅許問題における孝明天皇の対応は、幕府が無勅許調印を行うまでは実はこの構想に則ったものだったのである。すなわち、通常、勅許拒否と解釈される三月二〇日の堀田老中への勅答は以下の通りである（『孝明天皇紀』二、八〇八頁）。

「（前略）往年下田開港之条約不容易之上、今度条約之趣にては、御国威難立被思召候、且諸臣群議にも今度之条約、殊

に御国体に拘り後患難測之由言上候、猶三家已下諸大名へも被下台命、再応衆議之上、可有言上被仰出候事」

傍線部においては明瞭に通商条約不可の見解を述べているが、しかしそれが最終的⁽⁹¹⁾回答ではなく、それは傍点部で指示されている諸大名への諮問をへた上でなされるという構造になっていた。もちろんこの安政五年における天皇の、大名への諮問の期待は開国論ではなく、鎖国論であり、文久二年とは異なっている。しかし、朝廷の決定は、天皇の個人的意向のみではなく、公論を問うた上でなすという点においては、この勅答と一二日原案の立場は同一なのである。

重要な国家的問題の決定を、国王の専断ではなく、政治参加層の意見を問うた上でなすという方式は、王政をとる国家においてよく見られるものである。ここに現れる国王像は、対抗する意見を慎重に聞いた上で公論の帰趨を見定め、妥当な決定を下す国王、すなわち、公正な裁定者としての国王である。国王の個人的権力基盤が強固ではない場合、あるいは国王がカリスマ性を持たない場合、この像にしたがうことが国王にとり無難となる。そしてこの時の孝明天皇の政治的位置はまさにそのようなものであり、彼がこうした像にしたがおうとしたのは自然なことと言えよう。そしてさらに開鎖問題のような国論を分ける大問題処理の方式としては、こうした衆議を聞く方法は一般的に穏当のものとも言えよう。そしてこの方式により国是を開国論に転換することを天皇は望んでいたのである。

ただ、この文久二年において孝明天皇が〈国是諮問→開国方式〉を考えたことについては、こうした一般的な理由のみではなく、天皇の個人的事情が存在することも注意しなければならない。それは過去の言動の拘束である。安政五年以来、天皇・朝廷は鎖国論を主張し、開国論の幕府に圧力をかけた。天皇・朝廷の対応は大きな社会的反響を呼び、熱烈な支持者を生んでいた。そしてこの三、四月、西日本の尊攘派が続々と上方に結集しつつあった。そうしたなかで、過去の主張を自ら放棄することは、強烈な反発や不満の噴出を覚悟せねばならないものであったろう。公論・衆議にしたがうという形式が必要な所以である。

文久元年（一八六一）の長井の第一次周旋以来、天皇は開国論に転換していた。しかし長井の主張は、それについて岩倉が、感服すべきものであるが、「軽卒には難被行、意味深長之事と存候」と述べているように（本論、六五頁）、実行にあたっては周到な注意が必要なものであった。この四月初旬の段階で、長井の周旋を受けたのみで、朝廷のこれまでの主張を転換することは、転換の責任を自らが負うことを意味する。摩擦がきわめて大きい国論の転換のためにあえて自己の權威を使い自らの責任でそれをなすというリーダーシップのあり方もあっただろうが、カリスマ型国王ではない、孝明天皇にはそれは困難であつたろう。まさに、「今度之申条而已を以て段々之御宿願を被変かたく被思召候」、である。国論の沸騰を極力抑えながら国是の転換を図ろうと望むなら、広く衆議をふまえた形でそれが有効な方式となる。すなわち、〈国是諮問→開国〉方式であつた。

さらにこの国是諮問をなすにあたつても、開国論支持の現在の立場を表明することは、過去の言動より天皇にとって困難であつた。そこで、自己の面子を保つため、自分の攘夷の意志は変わらないとの意向を外部に表明しようと望み、それが四月七日叡慮となつたと思われる。いわば天皇のアリバイ工作である。

一章一節で述べた座標（本論、四五頁）にこの天皇の考えを位置づけるとどのようななるだろうか。武備強化のための改革が必要なのは、評議を求める当然の前提であり、改革と非改革の縦軸では上方に位置する。しかし横軸の問題、開鎖の問題については、個人的には鎖国だが、公議により開国論に転じる余地があるとわざと曖昧にされており、位置づけが困難になっている。もつともこの時の天皇の内心は、開国論への転換であり、長井と同じく第一象限にあつたが、外部に示された意向においてはそれは隠されていたのである。

四月七日叡慮と長州へ開国論の言上を求める内勅は一体のものであつた。この内勅はどのように作成されたといったのだろうか。その原案である一二日原案が、A Bの両部分よりなっていることはすでに述べたが、このB部分にはさらに原案があ

った。現在、確認しえるものは、中山筆のもの（『中山資料』四、一六九、七〇・一九〇、一頁）と大原筆のもの（同書、一七四～一七六頁）である。長井の今回の上京で会談した公家は、まず正親町三条、それから中山・大原・岩倉であり（『長井伝』、一三三、四頁）、彼らが長井周旋問題を処理にあたる天皇の側近であったと思われる、内勅は彼らにより作成されているのである。中山案・大原案も基本趣旨は同一で、長州の周旋を高く賞賛しながらも、今回の長井の周旋のみではこれまでの攘夷の叡慮を変えることは出来ないが、天下の大事であるので衆議をとったうえで叡断を下したいとしていた。攘夷論的傾向があり、第一次周旋では関与していなかったであろう中山も、この国是諮問に賛成していることは、天皇周辺がこの方式で一致していることを示していよう（ただし、中山は、国是諮問の結果、挙国一致で攘夷が決定されることを期待していたかも知れないが）。そして実際のB部分の元となったのは中山案であった。

この問題についての天皇の対応の核はB部分であり、長州への勅語はこれのみでいいように思われる。しかし、一二日原案では、敬親の上京を求めるA部分が加わっている。なぜこれが加わったのか。その理由は、長井が通知した、敬親よりの周旋中止命令であったと思われる（本論、六七頁）。「可相成は申立之通被上京候は、尚思召之程をも御沙汰可被為在候事」との一二日原案のA部分の文面は、上京命令というよりも懇願というべきものだろう。中止を思いとどまり、開国説に立った周旋を継続させるためこの部分が加えられ一二日原案となったと言えよう。

しかし、一二日原案は、九条関白により修正が加えられる。B部分が削られ、A部分も長州賞賛と依頼のニュアンスが薄められたものとなった。こうした修正の理由は、「四月十二日：今日又候従所司代申来候次第も有之言上にて彼是御沙汰は不可然」とあるように京都所司代からの注意であった（『孝明天皇紀』三、八二八頁）。一二日の所司代上申自体は分らないが、その内容は「又候」とあることより推定できる。四月一〇日、所司代は朝廷に対し、浪人が兵庫・大坂に押しかけているが、兼ねての規則もあり公家は武士と直接交渉することはないように、万一行き違いがあつては、安政の大獄となつ

た戊午の密勅の轍を踏むことになる、との厳しい警告を行っていた（『中山資料』三、一九五―一九七頁）。つまり、久光の出立がきっかけとなった尊攘派有志の上方集中に対し、所司代は安政の大獄の例までひき公家への統制を締め直そうとしたのである。この注意は本来は尊攘派と公家の接触を警戒したものであった。しかし、その論理は所司代により長井の周旋にまで適用されていた。⁽⁵²⁾この結果、あまりに長州に肩入れしすぎる一二日原案は危険と九条が判断し、賞賛・依頼の意味を薄める修正が行われたものと思われる。長井の周旋は本来、幕閣の要請をふまえたものであった。しかし、京都においては、所司代はこれに対してかならずしも好意的な対応をとっていなかったのである。

ただ実際に一三日、内勅が正親町三条より長井に交付されるにあたっては、正親町三条は主文の後に天皇の内慮を伝える以下の文章を付け加えていた（『防長回天史』三上、二一八頁）。

「方今諸家社稷之危殆を知れ共顧時勢鉗口之处、神州の大患焼眉の急傍觀に難忍、今度関東の建議国家之御為可有周旋旨、実に叡感不淺候。如建白御上京候は、叡念之趣巨細被仰出猶又可被聞食候間、何卒御上洛に相成候様被思食候旨相伺候。尤右は実愛一個相伺候儀に候間、他聞相憚候得共、極密申入候事」。

長州の周旋への賞賛が一二日原案A部分と同じほど高く述べられているとともに、開国論建白の上は、天皇の意向を詳しく聞かせるので（「叡念之趣巨細被仰出猶又可被聞食候」）、是非上京してくれるよう強く求めているのである。航海遠略説建白への天皇のここまでの期待を知らされれば、長井が天皇の真意は開国論と判断するのは自然なことと言えよう。

もともと傍線部にあるように、正親町三条はこの付言が漏れるのをひどく警戒していた。尊攘派が結集している状況のもと、そして公家一般がなお攘夷主義的風潮にあるなか、⁽⁵³⁾天皇周辺は開鎖問題について神経を尖らせていたのである。

長井は四月七日叡慮と四月一三日内勅を持って四月一四日、京を立てて江戸に下った。航海遠略説への天皇の賛同の獲得という上京の最大の目標を長井は達成したのである。京都を立った長井が不安を感じていたとすれば、それは、むしろ幕府

の状勢、かつて十年内攘夷の約束をなし、現在、敬親に周旋辞退を決意させたその幕府の状勢であつたろう。長井在京中、そして帰府後の江戸については本章四節で述べることにする。

二 久光の率兵上京と朝廷

1 久光の決起

文久二年（一八六二）四月一四日、長井は京都を立つたが、前日の一三日には久光が伏見に着いていた。久光は何を意図して東上したのか、その狙いは、上京し朝廷・幕府の改革（核は人事の刷新）を天皇に説き、幕政改革を求める勅命を下させることであつた。⁽⁵⁴⁾すなわち、率兵上京→朝幕人事の一新を建言→幕府改革の勅命、である。朝廷との直接交渉、幕府人事への介入、何れをとつてもこの計画はこれまでの幕府の法制に抵触する強引なものであつた。当然、幕府側の反撃も覚悟しなければならぬが、そのさい久光は武力行使をする決意であり、それに備えて兵力もつれていた。久光の構想は、一種の軍事クーデター計画だったのである。

幕府改革要求の核は人事の刷新であり、安藤老中の退役、春嶽・慶喜の登用（大老と将軍後見）がその内容であつた。そして朝廷に対しては、九条閑白を更迭し安政の大獄で処分された近衛忠熙の閑白就任が主張されていた。安藤は井伊政権の生き残りであり、これはかつての一橋派の主張を四年後に実現させようとするものであつた。

久光がこの計画の実行にむけて動き出したのは、文久元年の一〇月であつたと思われる。それを示すのが側近堀次郎の一〇月一日、江戸への出立である（『小松帯刀日記』、鹿児島県史料刊行会、一九八一年）。堀の使命は、茂久の来春の参勤

の猶予を願うとともに、その御礼として代わりに久光が江戸に趣くことの許可を幕府より得ることであった。久光の出立は、一種のクーデターを意図したものであったが、彼はそれを露骨な反逆行為としてではなく、幕府の許可という合法性の衣装を着せて行おうとしたのである。しかし、茂久の参勤は万延元年以来、すでに二年猶予されており、さらにこれを願うのは難しかった。そこで堀が行ったのは、一二月七日の薩摩芝藩邸の自焼という謀略であった（渋沢栄一『徳川慶喜公伝』2、一九一七年、平凡社、一九六七年復刻、四六、七頁）。藩邸焼失の結果、二五日までに幕府は茂久の参勤猶予と久光の出府承認を薩摩藩邸に伝えたのである（『忠義公史料』一、七二五頁）。

久光の下工作は江戸のみではなく、京都にも行われた。一月九日、久光は腹心中山中左衛門を京都に派遣した（前掲『小松帯刀日記』）。その窓口は島津家の縁家である近衛家であった。中山は久光上京の勅命を出すよう近衛に依頼したものである。しかし、近衛家が伝えた朝廷の返答は「外道（島津家）へ勅諭は難被出御模様」という、申し出への拒絶であった（『久光公実紀』一、四三頁）。一二月二七日、中山は鹿児島に戻った（前掲『小松帯刀日記』）。久光の率兵上京計画はこれで頓挫したかに見える。しかしそれにもかかわらず、久光は、さらに一二月末、計画の全貌を記した口上をもたせて大久保利通を近衛家に派遣している（一月一四日、近衛忠熙と面会、『久光公実紀』一、四四～五二頁）。勅命が拒否されたにもかかわらずなぜ久光は計画をなおも進めようとしたのだろうか。その理由は、近衛家の対応にあった。先の返書を中山に渡すにあたって近衛忠房は同時に、「尚之介（中山）上京にて、御伝言共具に承知仕、御尤々に存候、何卒御上京にて面謁も申入度」、とその上京を求める久光宛書簡（『玉里史料』一、二六七頁）を託していたのである⁽³⁵⁾。これ以後もくりかえされる近衛家の曖昧な対応であるが、二つの矛盾した意向のうち、久光側は当然、自分が望む方を真意と判断し、さらに大久保を派遣したのである。

一月一六日、江戸藩邸より、茂久の参勤猶予と久光の出府許可を伝える報告が届いた（『忠義公史料』一、七二五頁）。翌

日、家老の中から小松帯刀が随行すること、一九日には藩主同様の供を連れることが藩内に達せられた（同、七二八頁）。久光出立がいよいよ具体的に始動したのである。御礼参府という名目で伏見まで進み、それより京都に入り予定の勅命を得て幕府・朝廷に改革を迫る。これがこの時、久光らが思い描いていた筋書きであつたろう。

しかし、二月一日、京都から戻つた大久保の報告はこの筋書きを困難とした。すなわち、大久保への近衛の返答は、朝廷は九条閔白が動かしており、自分たちは微力で勅命降下という久光の要望にとっても応じることができない、というものであつたのである。もっとも久光の九条らの更迭論には近衛も賛成であつた。ただそのために近衛が提案する戦術は久光の希望と異なり、薩摩が長州・土佐・仙台など有志の藩とともに人事更迭論をまず幕府に訴えることであり、諸藩が叡慮をうかがうのは、それでも幕府が採用しないとすべきというものであり、そのために久光の参府を勧めていた（以上、『久光公実紀』一、五二―五八頁・『忠義公史料』一、八六九頁・『玉里史料』一、三一〇頁）。近衛の意見は、率兵上京ではなく江戸行きを、であり、体よく危険を避けようとしたのである。

困惑した久光とその側近は、事態の打開を流刑地から呼び戻したばかりの西郷隆盛に託そうとする。二月一三日、小松・大久保・中山より上京計画を聞き、その根回し不足を痛烈に批判する西郷に対して、それゆえ西郷を待っていたのであり、後は任せると小松らは述べたのである。斉彬の股肱として安政年間に活躍した西郷はすでに全国的な名士であり、久光らは彼の名声に期待したのである。だが西郷は態度は厳しく、久光参府を中止するか、行くにしても京都に寄らず海路、江戸に行くべきと主張した（以上、文久二年八月二〇日付税所篤宛西郷書簡、『忠義公史料』二、一八六―一八七頁）。しかし齒車はすでに回りだしており、西郷の批判にかかわらず、三月一六日、久光は鹿児島を出立した。その真の目的地は名目である江戸ではなく、京都―朝廷であつたが、いかにして、ここに乗りこみその合意を得るか、その見通しをこの時、久光らは持っていなかつたのである。

久光が出立するとの情報は全国、特に西日本の尊攘派を一気に活気づけた。安政の大獄で弾圧された尊攘派であったが、桜田門外の変後、次第に勢力を盛り返しつつあった。しかし和宮降嫁の決定、航海遠略説に立つ長州の周旋など井伊没後の政情も彼らの望むものではなかった。その彼らが文久元年に期待していたのは、薩摩の決起、久光の率兵上京である。久光決起の噂はこの年の暮れには各地の尊攘派の間に広がり、期待はますます高まっていったことは三節2項でふれる。文久二年一月下旬頃、久光がついに決断を下すとその情報は全国の有志に一気に広がった。そして久光の上京に先立ち西日本の尊攘派有志は続々と上方に結集しはじめたのである。⁽⁵⁶⁾

尊攘派は京都で攘夷のための兵を挙げようと考えていた（具体的には所司代酒井忠義や関白九条尚忠の襲撃）。彼らは、久光の意図がこれにあるとはかならずしも思っていなかったが、有志が先行して事を起こせば、それを見捨てることはないだろうと判断していたのである。⁽⁵⁷⁾しかしこうした期待は久光の意図と大きく異なっていた。久光の計画は、軍事力行使の覚悟をとまったものであった。しかしそれはあくまで幕府側が反撃、拒絶した場合になされるものであった。さらに外交問題についても久光の見解は、後述するように攘夷論ではなかった。久光と尊攘派は目指す方向が異なっていたのである。⁽⁵⁸⁾

しかし注意すべきは、こうした久光の真意が率兵上京にあたっては外部には明瞭でなかったことである。その理由の一つには、薩摩内部における尊攘派の存在があった。久光出立の動きを知った彼らは文久元年二月より積極的に動き出し、久光一行の一員として、あるいはそれに先んじて上方に向かった。尊攘派は緊密に結合した政治組織ではないが、同士相互の全国的つながりは存在していた。そして彼らは薩摩の尊攘派より情報を受けとるのであり、久光の計画についてもそうした色眼鏡を通した理解が広がることになるのである。

第二は久光の戦術である。久光は内心は尊攘派に反対であったが、上京にあたってはそれを明確に示そうとはしなかった。久光は出発にあたって、また大坂に着いた段階で、藩士に勝手な行動を慎むよう訓戒を与えていた（『久光公実紀』一、六

三、四・七三頁）。しかし一方、久光側近の堀の指示により、大坂藩邸は三月以降、小河一敏や平野国臣ら上方に來た他藩の尊攘派志士を收容するようになっており、この状態は久光到着後も変わらなかった。また、四月一六日に久光は意見書（『孝明天皇紀』三、八三九頁）を近衛に差し出すが、そこでも開鎖問題については明言を避け、「外夷御処置天下之公論を以、永世不朽之明制被為定、皇威海外に被為振候様相成度」と将来の公論で決定するという曖昧な、そして久光の意図においては、将来の開国論への国是決定のふくみを残す主張を行うにとどめていた。こうした曖昧な対応は、尊攘派の反発を招くことを防ごうとしたのだろうが、さらに進んで尊攘派の支持を取り付けることも含んでいたのではないかと思われる。久光の計画は長州の周旋と違い、現幕閣との対決を朝廷に強いるものであり、その言い分を通すにはよほど強力な圧力をかける必要がある。過激な尊攘派はそのための有力な道具ともなりうるものなのであった。

2 久光と朝廷

いかにして上京し朝廷の支持をとりつけるか。出立にさいして久光はその展望を持っていなかった。久光の手詰まりを救ったのは岩倉であった。

江戸にいた堀次郎は、二月、薩摩尊攘派が挙兵を計画しているのを知り江戸を立ち、三月中旬に着京した。⁽⁶⁰⁾そこで岩倉や大原など公卿や長井に接触した。そして四月初、堀は久光を迎えるため播磨の室に向かう。その堀に岩倉は久光への書を託したが、それは久光の上京を求めるものであったと思われる。⁽⁶¹⁾久光は朝廷内の手がかりをようやく得たのである。八日、久光は大坂に着いたが、同日、近衛忠房は書翰を久光に送り、過日、堀次郎より関東の事情は聞いたので、もはや現在の模様となった以上は、上京のさいはかならず自分のところに来るようにと以前と異なる対応を示した（『久光公実紀』一、七一、二頁）。そして、自邸で久光と議奏の正親町三条を一六日に会談させる段取りを忠房は組んだ（同書、七五頁）。さらに一四

日、伏見に着いた久光に書簡（同書、七五―七七頁）を送り、所司代が公家と武家の直接交渉を禁じてきたが、正親町三条との会談は、久光がその気なら行おうと述べた。

近衛家は一四日には決然とした書簡を書いた。しかし内心は激しく動揺していた。一五日の近衛家の様子を正親町三条は同日付の書簡（『中山資料』三、二〇三―二〇五頁）で中山に以下のように報じている。「入前左（近衛忠熙）覆轍大心配之旨、夫に付てもとかく不斷に候。家来向も色々混雜之義も有之候」である。近衛の「不斷」の理由は、「覆轍大心配」とあるように久光に肩入れし、後で幕府の処分を受けることへの恐怖であった。安政の大獄で処分を受けた、そして現在もその処分が解除されていない近衛家にとって幕府への不安は大きなものであったのである。

動揺する近衛家に対し、正親町三条はあくまで会談を行おうとした。彼はこれを九条閔白にはからずに行うつもりであった。九条は親幕的と見られる人物であり、閔白に伺ってかえって止められるのを恐れたのである（同書、二〇四頁）。しかし、九条家家臣の島田左近より話を聞いた九条は、一五日、島田を通して賛成の意（「大同心」）を正親町三条に伝えた（同）。久光の受け入れは朝廷全体の意向となったのである。

久光の出立は朝廷の内諾なしになされたものであった。その彼を朝廷はなぜ受け入れようとしたのだろうか。彼らは、久光意見書の主張する「兵を動かす」「御一挙」（『久光公実紀』一、四六頁）に賛同したのだろうか。

しかしそうではなかった。四月一四日付書簡で近衛忠房は、「唯今御膝元にて騒々敷不相成様、事穩便にして関東改革在度」と久光に求めていた。つまり、幕府改革は、久光意見書のような強硬手段ではなく、平和的に穩便になすべきであるというのである。平和的な改革は長井の周旋とつながる。事実、同じ書簡で忠房は、長州も「誠忠決当之趣」であるので、長州と一致して良策を行うよう述べていた。長井の進める公武合体論の路線で動くよう久光に求めているのである。

こうした要請がなされた背景には、堀の活動があった。先に述べたように三月、急遽江戸より上京した堀は、公卿や長井

に久光は公武合体論であり、暴発は考えていないと説いていた。⁽⁶²⁾ 久光が長井と同論であるなら、大兵を率いる久光を手元に呼ぶことは、幕政改革に都合が良いとともに、上方に蝟集する尊攘派を抑えるための有効な手段となるだろう。

もともと一四日付近衛書簡が、帝都が戦場となれば大乱となるゆえ呉々も静かにして宸襟を安んじるよう、と記していることに窺われるように公家側が堀の主張を完全に信じていたとは思われない。上方に集結しつつある尊攘派の有力部分は薩摩藩士であり、薩摩の大坂藩邸が尊攘派浪士を収容していたことはすでに述べた。やはり久光は暴発を決意しているとの見方も存在していたのである。⁽⁶³⁾ しかしそうではあっても、接近しつつある久光を上京させずに伏見からそのまま江戸に向かわせるといふ選択は、所司代が治安維持能力を失っているこの段階で朝廷にとり困難なものであったろう（かりに久光が受け入れたとしても、久光の上京を期待している尊攘派が暴発するだろう）。堀の主張の真偽はともかく、久光を受け入れるしか公家側に道はなかったものと思われる。そして逆に見れば、この受け入れは、真意不明で不気味な久光を長井の進める公武合体論の線に馴致し、その力で尊攘派の暴発を防ごうという試みと見る事ができよう。

では京都における幕府の代表である所司代の対応はどのようなものであったろうか。幕府が久光の出府を許可している以上は、その道中で伏見を寄ることは拒むことはできず、禁じうるのは、彼が入京し朝廷と直接交渉することであった。所司代となるのは五万から十万石の譜代大名であり（時の酒井所司代は小浜十万石）、百人単位の急進分子ですでにその対応能力を超えていた。さらに、約一千名の久光一行が近づく。軍事的対決はまず問題外であった。それにもかかわらず、四月一日、酒井所司代は朝廷に申し入れを行い、武家との直接交渉をしないよう公家に警告した。尊攘派とともに久光を意識したものであり、対決姿勢を示すものと言えよう。しかし、一五日に岩倉より、翌日の議奏と久光の会談の件を内々知らされた所司代は、翌一六日、書簡（『中山資料』三、二〇八頁）を中山・正親町三条に送り、先日、禁止を申し入れたが、「御鎮静筋御丹精之義は誠に別段」であり、会談に賛成する旨を伝えた。所司代の腰砕けである。転換の理由は、基本的には右に

うかがわれるように自己の治安維持能力への不安であろうが、より直接的にはこの直前の一五日の夜、所司代邸襲撃計画があるとの誤情報が所司代に入り、その屋敷に武装した家臣が集まる騒然とした状態となったこと（『維新稿本』BU 35—1116）もあつたと思われる。

久光が更迭を意図している九条閑白も酒井所司代も久光の受け入れにもはや抵抗しようとしなかったのである。

正親町三条・中山と久光の面談は、四月一六日朝に行われた。ここで久光は上京の意図を説明するとともに、改革への意見書である「口上之覚」「趣意書」（『孝明天皇紀』二、八三七—八四〇頁）を提出した。この意見書は、久光に暴発の意図がなく、むしろ浪士の鎮定につとめていと述べていた。これを受けて朝廷は、岩倉が中心となり、所司代の了解をとつたうえで同日中に久光に浪士鎮静のため滞京せよとの勅命を下し、その日の内に久光の請書が出された（同書、八四〇頁）。外様大名である薩摩が、京都の治安維持にあたるというかつてない事態が生まれたのである。このことは同時に久光上京が完全に正当化されたことを意味する。

朝廷は浪士の鎮圧を久光に依頼した。では久光の本来の目的である政治改革の主張についてはどう対応したのだろうか。久光の具体的な主張は、一、安政大獄で処分された公家・大名の復権、二、近衛忠熙の閑白任命（九条閑白の更迭）、春嶽・慶喜の登用、三、田安慶頼の將軍後見よりの解任、四、安藤老中の更迭、五、以上を勅命で命じるための久世老中への上京命令、であつた。一六日の会談後、中山は、春嶽・慶喜の登用については難題であると保留したが、あとは賛成して（中山覚書、『中山資料』四、一六一、二頁）。そして一六日には久世への召命が伝奏より酒井所司代に出されたのである（『孝明天皇紀』三、八七一頁）。

久光の主張は勅命による幕政介入であり、強引なものに見える。しかし、朝廷が幕府に命を下すことはすでに長井の周旋においても認められていたことであつた（本論、六一頁）。そして、安藤については、長州が江戸で彼の復帰に強硬に反対

していることは長井より知らされていた。また、安政六年の条約勅許問題以来、天皇との関係が円滑を欠く九条関白の更迭は、天皇やその側近にとって反対すべきものではなかったろう。そして朝廷がそれを命じないよう幕閣がわざわざ長井に依頼した春嶽登用については、中山は留保している。中山が受け入れるべきと考えた部分は、長井周旋の枠内にはいりうるもの、逆に言えば、久光の主張はその枠内の部分について認められたのである。

ただそうではあっても、久世への上京命令はどうだろうか。老中、しかも筆頭老中を京都に呼びつけるというのは、高圧的な措置である。朝廷は、長井の主張をふみこえているように見える。しかし、召命には別の文脈があった。久世召命発令の経過を示す史料に、(四)月一六日付の中山・正親町三条宛の以下の岩倉具綱書簡(『中山資料』一〇、一二〇九頁)がある。

一 久世大和守

御用之儀被為在候間、上京致候様被 仰出候事

只今御待申居候間に明日武伝より和州(久世)召登され候文言、藤多(酒井所司代家臣、藤田清)に承候所、ケ様之御工合に候は、可然、且是非々々藤多出府、和州上京之様若州殿命之旨申居候。何分明日速に被 仰出候は、薩州長州浪士何れも喜悦沈静無疑存候。例之乍越樽右申上候」

波線部にあるように久世上京は酒井所司代の強い希望でもあったのであり、傍線部のように勅命の文言も所司代側が作成している。一見、幕府の屈辱に見える召命に朝廷のみではなく所司代も積極的なのはなぜだろうか。それは、老中上京による上方幕府側の体制強化であったと思われる。筆頭老中の存在により畿内周辺大名の動員も可能となるし、久世自身兵力を引き連れて上京することさえありうることだろう。尊攘派の集結、久光の接近に対する所司代の反撃策であったと言える(ただし、これは酒井所司代のいわば個人プレーであり、江戸の幕閣、それに久世自身は上京を望んではいなかったが)。

久世召命は久光も所司代もともに主張するものであった。そして右の史料の傍点部にあるように尊攘派有志もこれを歓迎

するものと予想されていた。さらに、朝廷自身にとっても尊攘派が集結するなか、治安維持のためには老中が上京するのは望ましいことであつたろう。⁽⁶⁶⁾ このように一六日の久世召命は諸勢力の共通して希望するものであつたのである。

一六日の久光は、率兵上京の正当性は獲得したが、その政治方針への朝廷の支持はまだ限られたものであつた。そうした久光の政治的比重を一気に高めたのが、四月二三日の寺田屋事件であつた。

尊攘派浪士の挙兵計画は久光の武力弾圧により阻止された。事件は鎮圧されたが、あたかも後年の二・二六事件のように、暴発再発への強い恐怖が政界に広がった。久光は事件の鎮圧者であり、尊攘論者ではなかった。しかし、事件の中心は薩摩藩士である。その「偏固之国風」(『中山資料』三、二五三頁)はつねに暴発の危険を蔵しているかのものであつた。久光は暴発よりの守護者にも暴発の使喚者にも見えたのである。そしてそうした像は久光が自ら演出したものでもあつた。⁽⁶⁷⁾ 暴発の恐怖は、尊攘派の政治的発言権を強めると同時に久光の政治的地位を高める。事件の翌日の二四日、近衛家より事件の報を聞いた岩倉は、直ちに正親町三条に書翰を送り(同書、二二二頁)、「此節之勢にては 御所向にても何とか御覚悟無之候ては難相成哉と存上候。泉州(久光)已下是非早々被下度存候。昨夜之次第(寺田屋事件)被聞食、御芳詞旁と申込にて今日早々被行候は、如何」と述べた。そして、早くも四月二四日、近衛忠房に対して、久光を賞賛する御内書が出され、久光に伝達するよう求められた(『忠義公史料』二、九六、七頁)。この御内書は、「惣体〔薩摩の〕国論勤王之志専にして、万事進退可応勅諭之趣、実以正論殊更頼母敷候」と述べていた。この文書は、長井の周旋に関して出した、敬親賞賛の四月一三日の内勅と並ぶものと言えよう。薩摩は先行した長州とここで同格になったのである。

久光の地位の向上によりその政治的主張も重みをます。四月二九日、久光が辞任させるべしと主張していた九条が辞表を提出する(『九条尚忠文書』〈史〉一、三五八頁)。この翌々日の五月一日、天皇は九条に書簡(同書、三五九、六〇頁)を送り、辞表提出を「残懷且本意之至」とした。しかし、天皇は浪士の暴発の危険は間近に迫っている(「浪徒之暴発実々

危事旦夕に迫る」と以前よりたびたび九条に語っており（同書簡）、浪士の襲撃目標の一人に挙げられていた九条に対し、ある意味では圧力を加えつづけていた。九条の辞表は、尊攘派の先手をうつことであり、これで尊攘派の圧力をそらすことができるという計算（「世上に聞え候へは、強角少しはくしけ候半」も天皇にはあったのである（同書簡）。後任に擬せられたのは、近衛忠熙であり、辞表提出直後より、就任の内命が彼に下っていた（『中山資料』四、二三一頁）。久光の主張通りの人事構想であった。

3 三事策の決定

政治的比重を高めた久光は朝廷にさらに大きな政治的決断を迫る。それは江戸への勅使派遣である。四月一六日に提出して意見書での久光の主張は、久世を呼び勅命を伝えるというものであったが、それが勅使の江戸派遣論に変わったのである。その変化の理由は、五月四日、薩摩側（おそらく堀次郎か）より朝廷に提出された建白（『中山資料』四、二二八―二三〇頁）に見ることができる。この建白は、勅使江戸派遣論を強く主張するものであったが、なぜそれが必要かについて以下のように述べていた。久世への召命が出たのに幕府よりのお請けが一向にない、しかもこの間、幕府は叡慮によらず独自の判断で、安政大獄処分者の謹慎解除を行っているが、これは幕府の威権を維持しようとするもので、その心中は朝廷を軽蔑したものである、このまま朝廷が因循にすぎれば幕府の策中に陥ることになる、ゆえに幕府の返答を待たず勅使を派遣すべきである、と。

一六日に出された久世召命は一週間以内に江戸に着いたはずである。しかし幕府は容易にこれを請けなかった。しかし一方、朝廷から改革への圧力が加わってくることを予想し、自主的に改革を開始した。⁽⁶⁸⁾ その一環として安政大獄関係者の処分解除を行い、四月二五日には徳川慶喜・徳川慶勝・松平春嶽・山内容堂・伊達宗城の謹慎処分を完全に解除した。さらに公

家側処分者についての処分を解除するよう朝廷に申し送ることにしたのである（『再夢紀事』〈史〉、三七頁）。

この処分解除上申は四月三〇日に朝廷に到達したが、久光はこれに反発し、勅使派遣論を主張するようになったのである。もちろん勅使として公家が江戸に赴くのみでは、効果はないわけであり、この主張は勅使警護の名目での自らの江戸乗り込みをふくんだものであった。幕府の動きへの薩摩側の反発は激しく、右の建白は、干戈を用いるか否かは一瞬に決まるものであり、この大機会を失えば千載の遺憾であると述べ、さらに薩摩藩士は「全体偏固之氣質に御座候得は、既に制止も出来兼候程之勢」、となつていると暴発の恫喝をも加えているのである。

久世召命への幕閣の返答の遅延は大きな反発を招いてしまったのである。京都における久世召命の位置づけは極めて重く、「公武御一和は勿論、天下泰平、国患掃除、万民安全たるべくと之御儀」であり、お請けのないときは、和宮降嫁の詮もなく公武間の確執が生じかねないものとまでされていた。⁽⁷⁰⁾ 召命がこれまでの重さを持つて京都で考えられているとはおそらく幕閣は認識していなかったのだろう。そして久光にとっては、この遅延は幕閣の時間延ばしの策謀と理解された。⁽⁷¹⁾ 大兵を率いての長期在京が薩摩側にとり苦しいものなのは明白であろう。このため久光は現幕閣に決定的不信感を持ち、勅使東下を主張するにいたつたのである。そして朝廷内においては岩倉、それに大原がこうした久光の意向に同調した（あるいは煽つた）。岩倉にとつても久世召命は重大事⁽⁷²⁾で、返答の遅延と自主的な大獄処分解除に彼も現幕閣不信に転じたものと思われる。⁽⁷³⁾ 久光そして岩倉・大原は、長井の周旋の線を越えてより幕府に強硬に出るべきと朝廷に働きかけたのである。

久光の恫喝付きの要求に、五月六日、朝廷は五月中旬に勅使を派遣することを決定した（『玉里史料』一、四〇七、八頁）。勅使の使命は何か。それは幕府へ三つの命令（いわゆる三事策）を伝えることであつた。三事策とは第一、將軍上京、第二、沿海大諸侯の五大老任命、第三、春嶽・慶喜の登用である（『孝明天皇紀』三、八八四、五頁）。これの中心的立案者は岩倉で、第二は豊臣政権の五大老を先例に岩倉自身が考案したものであるが、第一は長州の、第三は薩摩の主張であり、薩長両

者の顔を立てるかたちになっていた。⁽⁷⁴⁾しかし、三要求のうち現実に実施を要求するのは一つ、すなわち第三とされており、(同書、八九九、九〇〇頁) 実際には薩摩重視の政策であった。そしてこの春嶽・慶喜登用は、長井上京にあたって幕府が前もって拒んだものであり、四月一六日の久光との会談後、中山が留保すべきとしたものであった(本論、八〇頁)。これを勅命としたことで、朝廷が長井の周旋の線を乗り越えたのである。そして勅使が東下するなら、敬親の上京も不要となる。事実、五月一三日には長州に内勅が下り、勅使の派遣を伝えるとともに敬親に江戸に留まり、勅使と協力するよう求められた(『中山資料』三、二六四、五頁)。幕政改革へ向けた周旋の主役を朝廷は長州から薩摩に乗り換えたのである。(こうなると先に長州に出した四月一三日内勅の扱いが問題となる。これについて朝廷がどのように対処したかについては、三節5で見ることにする)。

三事策は久光の主張の実現であった。しかし、それは完全に彼の意向に則ったものではなく、他の要素も加わっていた。それは攘夷論の宣言という側面である。すなわち、三事策沙汰書はこれを幕府に命じる根拠として、「速に蛮夷の患難を攘ひ」・「夷戎を掃攘するの功あらんと思召」(『孝明天皇紀』三、九〇二頁)、と攘夷方針を明確に述べているのである。長州宛の四月一三日内勅に関しすでに述べたように、天皇の意向は、開鎖問題の諸侯への諮問、その上での国是の決定であった。そして三事策決定の直前においてもこうした国是決定の手順を天皇が考えていたことは、五月五日に長州世子定広に出した内勅(同書、八六〇、一頁、なおこの内勅については次節で検討する)が、「開国航海之儀は、第一御国体變動不容易之儀にて輕易に叡断難被遊、天下之衆議被聞食候上之御事に可有之」と衆議をへての決定を述べていることに示される。そして衆議の結果への天皇の内心の期待は開国論であったことはすでに述べたところである。しかし、三事策沙汰書では、攘夷が既定の国是として述べられている。なぜこのようなことになったのだろうか。

久光は攘夷論者ではなく、そして朝廷への意見書では、開鎖問題については、将来の公論による決定を主張していたこと

はすでに述べた。三事策への攘夷論の混入は久光の意向ではない。ではなぜこれが宣言されたのか。

三事策決定の背景については、三事策沙汰書（同書、八八四、五頁）に見ることが出来る。それは以下のように述べる。

現在、夷狄猖獗、朕これを憂える、しかし幕府は国民不協和で攘夷できぬと言ひ、公武一和のため皇妹嫁降を求め、これを認めれば十年以内にならず攘夷を行うと約束したので和宮嫁降となった。その後、外国への幕府の処置について問うたが、幕府はしばらくの猶予を求めた。頃日、薩長二藩が来奏、山陽・南海・西国の「忠臣」が蜂起、以下のように密奏する。「幕吏に奸吏が多く、朝廷をないがしろし夷狄にこびる、兵を挙げ幕府奸吏を討つべきである」「遊惰の弊風を除くため京都の姦徒を誅すべきである」「幕府を顧みず五畿七道の諸藩に攘夷を命じるべきである」。これはみな「忠誠憂国之至情」に出るものであるが、事が激烈なので薩長両藩に鎮圧を命じた。幕府は久世召命にたいし未だお請けを出さない、大樹はなお若く罪はないが、幕吏は因循偷安、国家は転覆の危機にある。まさに内は文徳を修め、外は武術を備へ、断然、攘夷の功を建てるため、衆議を斟酌し、中道をとリ徳川をして祖先の功業をなさしめるためこの三事を策した、である。

この沙汰書の説明に強く漲っているのは、尊攘派の圧力への不安である。それは、浪士についての「忠臣」「忠誠憂国之至情」といった阿諛するような表現に見ることができよう。そして、沙汰書が三事策を主張する論理は、それが尊攘派の討幕挙兵論、攘夷即行論と幕府の因循偷安との間の中道策であるというものである。攘夷論を認めた上で、即今攘夷ではないが、それへの現実的な道筋として三事策が合理化されているのである。つまり、尊攘派への強い不安を持つ朝廷は、開国論転換の余地のある国是諮問などとも言ふことはできず、即今攘夷論の圧力をそらすため、三事策で将来の攘夷を宣言したと思われるのである。

こうした将来の攘夷を宣言しつつ、当面は尊攘論の沈静を求める主張は三事策以外にもこの時期、見ることが出来る。『孝明天皇紀』三所収の勅語案（八二五、六頁）と『中山資料』一〇所収の同じく勅語案（二三二、三頁）である。後者に

ついて見れば、それは、「為報国各抛身命忠勤之心底 叡慮不斜」、と浪士を賞賛した上で、以下のように述べる。

「去七日 御沙汰（四月七日叡慮）之通、以年限関東御請合之儀に候得は、唯今兎角被 仰出候ては 思召不貫徹候間、

〔浪士は〕暫可有沈静との 叡慮候」

つまり、十年以内攘夷の約束を幕府がしているので、現在、朝廷より命を出すのはかえって思召が貫徹しなくなる、ゆえに浪士はしばらく沈静せよ、である。将来の攘夷を語ることと現在の沈静を求めているのである。そして尊攘派説得のための議論はさらに極端なものとなっていく。勅語案は述べる。万一、年限の時、幕府が違約したら挙国一致、義兵をもって攘夷を行うとの叡念は公家（「皇統諸臣」）にも仰せふくめている、である。つまり、天皇親征論である（この仰せふくめとは親征勅語のことであると思われるが、これについてはⅢ章二節2で検討する）。しかし、この過激な議論の後は一転して沈静への訴えが続く。叡慮は以上の通りであるが、現在のところは浪士がそのときに備え身命を全うすることを望んでおられる、大事の時となれば必ず登用するとの叡慮なので、各藩はこれにしたがうように、である。

このように、三事策決定にあたって朝廷は、尊攘派に対し強い不安を感じ、彼らを慰撫するため攘夷論宣言という性格をこれにもたせたものと思われる。また暴発を語ることと尊攘派の圧力を政治的に利用している久光にとってもこうした慰撫は必要であつたろう。しかし、当然ながら久光にとっては三事策のこの側面は修辭にすぎなかった。江戸におもむいた久光が攘夷論を問題としなかったことは次章で述べることにする。

4 大原勅使と久光の東下

勅使の東下という六日の決定を即日、所司代に伝えたが、これ以後、情勢はもつれることになる。この日、久世召命を請けたとの老中書簡（『孝明天皇紀』三、八七一頁）が所司代のもとにとどき、このことはただちに朝廷側に伝えられたので

ある(同)。当然、久世が上京するのなら勅使東下は不要という考えも朝廷に生まれる。その背後には幕府の反撃への不安がある。⁽⁷⁵⁾しかし、薩摩側はあくまで勅使東下を主張し、勅使決定がなければ暴発が起きるとの恫喝もおこなった。⁽⁷⁶⁾そしてこの恫喝に、朝廷は「偏固之国風如何」ともしようがないとこれを認め、九日、所司代に勅使を派遣するので久世上京は中止するよう伝える。⁽⁷⁸⁾しかし所司代は、久世上京は中止すべきではないと反論した。⁽⁷⁹⁾もともと、所司代は、勅使派遣は御都合次第、五月中になせばいいとも返答の中で述べており、一日、朝廷は先の御沙汰書で三事策を廷臣に諮問し(『孝明天皇紀』三、八八四、五頁)、翌日、久光に勅使(大原重徳)派遣に同行せよとの内勅を下した(『中山資料』三、二六二、三頁)。そして一三日には、敬親が在府し勅使に協力せよとの先に述べた内勅を長州に下した(同書、二六四、五頁)。

このように朝廷は勅使派遣を正式に決定したが、久世を上京させるといふ幕府への懸念は消えない。五月一二日、勅使への同行を命じる内勅とともにもう一通、久光への内勅(同書、二六三、四頁)が出されていた。それは、久光が東下しては浪士取り締まりが行き届かなくなるので、島津石見、さらには島津図書を率兵上京させよと命じていた。文面は浪士鎮定のみを述べているが、そのみではなく、久世上京のさいの幕府側の反撃予防の意図もあったと見ていいだろう。⁽⁸⁰⁾

五月一五日、あるいは一六日、春嶽が国政に参与するようになったとの江戸よりの情報が到着、春嶽登用は「江戸大あやまりの様子」と解釈された。⁽⁸¹⁾しかし一方、久世はなお上京しようとしており、六月四日には着京するとの届けが一八日、朝廷に來た(同書、二六八頁)。この日、朝廷は、勅使の出発の延期し、久世の離京の後としようとしたのである。⁽⁸²⁾幕府への配慮と言えよう。当然、薩摩側は不満であり、これに応じず、あくまで即時出発、久世の上京中止を主張、さらに途中で久世一行に出会ったときは、帰還を命じ、それでも聞かないときは武力を行使するとまで述べた。さらにこのまま滞京するのでは、「偏固短慮之者共」ゆえ暴発する者がいないとは限らない、と恫喝を加えた。⁽⁸³⁾

薩摩の恫喝と幕府への配慮との板挟みでとなった朝廷は結局、前者に屈し、一九日には大原勅使を出発させることを認め

た（『維新稿本』BU 40—25）。さらに二〇日、久世に江戸に戻るよう求める急使を送ることを所司代に命じた（『中山資料』三、二七一—二七三頁）。今回は所司代は命にしたがい、同日、急使を江戸に送った（同書BU 40—73）。（もともと江戸において幕府は、一八日までに病氣を理由に久世の召命辞退を決定していたのであるが⁽⁸⁴⁾）。

この勅使派遣にいたるまでの経過を通して浮かび上がるのは、第一に、幕府に対し傍若無人にふるまう久光に対し、朝廷にはなお幕府への恐怖が残っていること。第二に朝廷の右顧左眄、動搖の激しさである。その政治的地位の上昇にもかかわらず、国政の確乎とした指導を行うには、朝廷の主体的力量はあまりに弱かった。

勅使の使命は三事策であるが、一八日、大原と久光にまた沙汰書が下され、新たな使命が追加された（『玉里史料』一、四二三、四頁）。その内容は、最初に、慶喜・春嶽登用論をあらためて命じていたが、その後で、思し召し通り春嶽の登用が実現したら、「方今内外危迫之時節に付、今年秋中〔春嶽は〕上京有之、国是之議論被 聞食度」、としていた。

この春嶽上京論は重要な意味をもつ。なぜなら、「国是之議論」とは開鎖問題の議論であり、これの議論をあらためて求めているからである。⁽⁸⁵⁾つまり、攘夷の国是を決定済みとした三事策沙汰書の議論を明示的ではないが、修正しているのである。

この追加沙汰書はどのように決定されたのだろうか。これを受けて同日ただちに堀次郎は朝廷に建言（『維新稿本』BU 40—238 239）を行った。そのなかに以下の文がある。

「越前上 洛之義も重大の御事にて、於関東惣裁職奉行之上、早速被 仰下と之 朝議（追加沙汰書）御尤に候得共、夷難目前に迫り内外危迫之時節、因仍中終に不可為不残^マに罷成は必然にて、過刻愚慮奉申上候次第に候間、必 御英決此節被 仰遣度強て奉勸上候」

つまり傍線部にあるように、薩摩側は、春嶽上京論を沙汰書が出される以前に朝廷に具申しているものであり、これは薩摩

側の提案と見るべきだろう。

ではなぜ薩摩はこれを提案したのだろうか。その理由は、春嶽の幕政参与の判明である。三事策の核は第三の人事問題である。当初はこれを幕府が飲むのか不明であったが、春嶽はすでに幕政に参与している以上は、これの実現の可能性が高まる。そうになると、要求を積み上げる余地が生じる。また、勅使の面子という点からしても、手持ちぶさたにならないよう、新たな勅命が必要ということになろう。以上の文脈のなかで春嶽上京論が薩摩側で考案されたと見ることが出来よう（おそらく大原や岩倉も関与しただろう）。「国是之議論」、すなわち開鎖問題の公論による決定が、久光の本来の主張であったことはすでに述べたところである。そして国是評議は、長井周旋への対応で見たように天皇やその側近の意向でもあり、薩摩側の建言は認められ、一八日の沙汰書となったものと思われる。

もともと沙汰書には、春嶽上京は彼が役職についた場合という条件がついており、右の引用文にあるように、春嶽上京を一方的に命ずべしと望んでいた薩摩側には不満が残るものであった。朝廷の幕府の反発への不安はこうしたところにも現れるのである。そしておそらくこの直後、久世が四日着京予定という所司代よりの通告が伝わり、先に見た、勅使派遣延期の騒ぎが起きたのである。

五月二二日、大原勅使とそれを警護する久光は京都を立ち、江戸に向かった。朝廷では九条閑白に辞表を出させ、幕府には春嶽・慶喜登用を命じる勅命を下させた。久光はその率兵上京構想の半ばを実現したことになる。外様大名の国政関与という本来ありうべからざる企てになぜ幕府は反撃できなかったのだろうか。四月一六日に浪士鎮圧の勅命を獲得して以後は、勅命優位の政治的雰囲気の中（そして幕府自身、長井に周旋を依頼することでそうした雰囲気を増進させた）、幕府が力で久光を阻止することはまず無理だろう。久光を防ぐならそれ以前であった。もし無位無官の久光がなんの断りもなく、兵士を率いて国を出、東上したなら、それは反逆であり、いくら権威を低下させているとはいえず、幕府は弾圧に動いたろう。

しかし久光の出府には幕府自らが許可を与えていた。久光は合法性の仮面を巧みにかぶりながら、クーデターに乗り出したのであり、幕府の反撃は難しかったのである。合法性と暴力の威圧を混ぜ合わせる久光の手法が江戸においていかに発揮されるかは、次章一節で見ることにする。

三 長州藩における尊攘論の台頭

1 久光決起の衝撃

文久二年（一八六二）四月一四日に離京するまでは、長井の周旋は進展していたが、寺田屋事件以後、朝廷の対応が変わっていったことは前節で述べた。しかし、長井への逆風は、久光―朝廷よりからのみではなく、長州藩内部からも吹いてきた。それは尊攘論の高まりである。そしてこの高まりにおいて決定的なことは、藩官僚の主流派である正義党が尊攘論化したことである。これについて以下、見ていくことにする。

長州藩内には早くから尊攘論者は存在していた。その中心は久坂玄瑞ら吉田松陰門下の有志であった。しかし、彼らの多くは藩政の中核を担う八組士ではなく、藩政への正式な発言権を持っていなかった。⁽⁸⁶⁾

桜田門外の変以後、長州藩内の政治論は活性化する。久坂ら有志は江戸藩邸でしきりに尊攘論を唱え、長井の航海遠略説を批判した。しかし彼らの主張は藩論とならなかった。そして、こうした久坂を周布は保護するが、それは彼らの主張に賛同したからではなかった。（以上、I章一節2、二節3）。文久元年（一八六一）末、国元に戻った久坂は長州藩が尊攘論にそって動くという期待をほぼ捨てていた。「諸侯不足恃、公卿不足恃、草莽志士糾合義挙の外には逆も策無之事と私共同志

申合候事に御座候。乍失敬尊藩も滅亡して大義なれば苦しからず」、との有名な武市半平太宛の久坂書簡が書かれたのは、文久二年の一月二日であった（『久坂全集』、五〇二頁）。しかしこの藩否定論で注意すべきことは、それが、「樺山（三円、薩摩尊攘派）よりは此内書状来る、彼藩も大に振申候よし、友人を一兩日内遣す積に御座候。様子次第尊藩へも差出可申」、という薩摩の決起への期待を伴っていることである。文久二年元旦の久坂日記に「薩州樺山書簡来る、為之奮興」（同書、二八九頁）とあるように、薩摩で率兵上京の計画が進んでいるとの情報は彼のもとに入っていたのである。こうした文脈のなかで先の久坂の「草奔志士糾合義挙」を読めば、それは有志のみの挙兵ではなく、薩摩が決起した場合、それに参画しようとの主張、脱藩を覚悟しての参画の主張と解することができらう。この久坂のもとに久光上京決意の情報が伝わったのは、二月一九日であった。翌日、松陰門下の久坂・前原一誠・寺島忠三郎・増野徳民・品川弥二郎・松浦松洞は会合し、天下のため脱藩することを決定した（同書、二九四頁）。予定の行動である。しかし久光上京の情報が持つ衝撃は彼らの予想をこえるものであった。

この二〇日、周布に次ぐ正義党の実力者で郡奉行の前田孫右衛門が久坂を呼んだ。久坂は前田邸を訪れるが、その席は松島剛蔵・来原良蔵・北条瀬兵衛ら藩官僚も加わる会合となった。この会合は、久光上京に対する藩の方針を協議する場となり、江戸にいる藩主・世子のいずれか一人呼び返すため北条を江戸に派遣することが決定された。有志を兵庫（長州の防衛分担地）に派遣すること、来原を薩情探索に遣わすことはすでに決定されていた。こうした重要な場に久坂が呼ばれたのは、彼ら尊攘派有志の動きを探るためであった（「余を糾問する企と相見候」。久光上京で、全国的な尊攘派のつながりをもつ久坂ら藩内尊攘派の存在感は急上昇したのである。もともと、このとき久坂は先の脱藩計画をもらさなかった。（以上、同書、二九四、五頁）

来原は二月二三日、北条は二七日に萩をたった（『長井伝』、一三七頁）。北条への国元政府の訓令（同、一四九頁）は、

「御府内不慮之變（坂下門外の變）出来」する容易ならざる時勢ゆえ、国元鎮靜、異変手当のため敬親帰国を、それが無理なら定広を戻させたし、と坂下門外の変を理由に帰国を求めるものであったが、實際の理由は訓令中にも「九州辺種々之風説も有之：万一之節は御国鎮靜之儀、深く痛心」、と言及している久光の東上であった。藩主への帰国要請は、薩摩勢が挙兵し内戦となった場合に備えたものであった。⁽⁸⁷⁾そしてこの訓令で注意すべきことは、航海遠略説への否定的姿勢である。すなわち、訓令は、「御府内不慮之變出来」ゆえ航海遠略説の周旋は急速に運ぶ様子ではないと述べ、さらに「周旋の依頼があつても」容易に御請可被仰出筋共不被相考」としたのである。すでに見たように、航海遠略説に基づく周旋活動は、正式な手続きをへて決定され、在江戸の藩主を中心に実施されつつあるものであった。それに対して、国元の正義党官僚側は事實上、反対の意向を表明したことになる。彼らは藩主父子・行相府の意向を聞かずに独自の対応を取り始めたのである。

二月二〇日の会合以後も久坂らの脱藩計画は進行し、二七日には血盟書が作成されている（『久坂全集』、二九八頁）。また一方、彼らは長井排撃運動を開始し、国元政府要路にその入説を行っていた（同書、二九六頁）。この時の久坂らの活動は、久坂の文久二年の日記（同書所収、元日から三月一八日まで存在）である程度うかがうことができるが、それによると、三月四日まで脱藩計画の記事があるが、以後それは消える。そして三月二三日、久坂は家老浦輒負随行の名目で正式に上方派遣が命じられ、他の多くの同志も同じように脱藩の形をとらず上方に向かった。久坂は四月五日、大坂に着き、一日に入京した。（以上、同書所収久坂年譜）。国元の正義党官僚は尊攘派有志に保護を与え、彼らを内部に抱え込むことにしたのである。逆に言えば、有志が正義党内部に食い込んだのである。

一方、国元の藩官僚も出立する。北条は三月一八日、江戸に着いた（『防長回天史』三上、二〇七頁）。また、二四日には藩官僚の山田亦助と村田次郎三郎が馬関を立てて京都に向かった。⁽⁸⁸⁾四月六日には当職の浦輒負が手兵とともに国元を出発、一七日には伏見に入った（同書、一七三頁）。

久光決起の情報到達後、国元の正義党藩官僚は、江戸の敬親の指示をえずに活発に動き出した。そしてその方向は、正規の藩論である航海遠略説を否定するものであった。彼らはなぜこのような大胆な行動をとったのだろうか。

それは、久光上京への見通しであつた。この段階の国元の判断は、薩摩は拳兵の決意であり、内戦の可能性が高いというものであつたと思われ⁽⁸⁹⁾る。当然、周旋など時勢に合わないことになる。「最早不日に日本国中大乱に相成候に付、全く太平臭気は御捨被成、十分の御覚悟肝要之事に候」との山田亦助の報告書の一節（同書、一五九頁）が當時に雰囲気を示しているよう。こうなると、内戦に備えて藩主を江戸から連れ帰るのが非常時の緊急課題となるのである。当時国元にいた周布の三月一三日の意見書（『周布伝』下、一二三、四頁）では、藩主・世子の上方滞在、長州藩が警備を担当している兵庫への兵力派遣、軍艦の兵庫・大坂間派遣が述べられていた。まさに内戦に備えた体制と言えよう。

では内戦、幕府対久光のそれを予想するとき、国元の正義党官僚はどのような立場をとろうと考えていたのだろうか。藩主父子を至急江戸から立ち去らせようとしている以上、幕府支持とは言えないだろう。形勢観望か、久光と組んでの対幕戦争か、その何れかであつた⁽⁹⁰⁾らう。

2 長井と尊攘派

西国の尊攘派有志、さらに長州の藩官僚、そして久光一行と、三月以後、上方に続々と新たな勢力が上つてきていた。三月一八日に江戸より上京した長井は彼らと対峙することになる。このなかでとくに重要なのは周布との面談である。

前年、帰国事件で逼塞を命じた周布に対し、江戸の敬親は二月一六日召命を発した（『周布伝』下、二二頁）。公武周旋にいいよ本格的に乗り出すにあたり周布の力が必要と考えたのである。この召命は三月一四日に周布の許に届いた（同書、二二頁）が、その前日付の周布の意見書（同書、二三頁）はすでに述べたように、久光上京にともなる内戦に備え藩主・世

子を上方にもどそうとするものであり、航海遠略説に立つものではなかった。一四日、周布は直ちに萩を発したが、家を出るとき「出棺々々」と連呼したという（同書、二五頁）。内戦間近の覚悟である。

三月二五日、周布は着京した。航海遠略説の周旋をこの先進めて行くには、正義党の最高実力者周布を味方につける必要がある。これが京で周布を待つ長井の課題であった。二五日、長井は周布と会談した。この会談内容に関し周布が二七日に国元の前田・福原与三兵衛に送った書簡（同書、三一頁）は以下のように述べている。

「此節〔敬親が〕被遊御上洛候よりは、雅楽奉り之御内用（航海遠略説）、今一層相運、列藩え之御相談事、相済候上にて、被遊御上洛候方可然、猶薩藩之情実も、於其他承及候とは、少々違却之趣も有之、旁御上洛御差急きには、被及間敷哉と申事に相決候」。

つまり至急敬親を上京させるのではなく、長井が京都で航海遠略説の周旋を行い、さらに列藩に相談した上で上京させるべき、ということに決定したというのである。これは、長井が江戸を発するさいの方針であり、周布がそれに服したことを意味する。こうした方針を周布が受け入れたのは、傍点部にあるように薩摩情勢の見込み違いがあった。国元出立時には暴発必至と判断していたが、上京してそういう状況ではないことに気づいたのである。⁽⁹¹⁾これにより周布は航海遠略論者に立ち戻った。長井は有力な同志を得たことになる。そして周布は三月二九日、京を立って江戸に向かった。

周布との会談の段階で長井はどのようにして薩摩情勢をつかんだのかはわからないが、四月二日までには、久光の先駆けとして上方にのぼった薩摩の堀次郎と会談し、ここで堀より暴動は行わないとの誓言（「武士之一言」）を得たことは前註（62）ですでに示した通りである。

長井はさらに上方にいる自藩の人間の説得を行った。特に問題となるのは、薩摩尊攘派と組んで京都で挙兵しようとしている急進派である。当時大坂にいた急進派に長井は、来原良蔵と時山直八を派遣し説得にあたらせた。長州は現在、藩主が

公武周旋に乗り出しており、挙兵に加わろうとするならそれは「主人の道」に背く者であり、万一京都においてそのような行動をとれば上意打ちにする（「一手之人数を以て其通取計」、こう述べさせたのである（『長井伝』、一三九頁）。この直後の寺田屋事件で久光が示したのと同様の統制維持のための厳しい姿勢である。

尊攘派の側より見れば、長井は開国論者であるとともに、幕府の擁護者であり、許すべからざる敵であった。久坂ら長州の尊攘派有志の彼への憎悪は非常なものであり、彼の暗殺も考えられていた。そしてそうした動きを長井は知っていた。江戸への報告書（同書、一三九、四〇頁）で以下のように述べる。

「薩州人其外浪士、私を姦物と名目仕り、刺の突のと申評判誠に高し：乍恐叵聞へも入候とか、私之面目無此上、死て遺憾更に無之、此時祐毛利家之御武威相立候とりきみ居申候。：薩人無智にても左様之愚なる事は致し不申：多分刺の突の姦物のと申事は、御内輪より起り候事哉と相考候：此度之儀丈は、決て御家之恥辱は取り不申候得共、事済候は、私身柄衆士之望に御任せ被遣度、自只今御願申上候」。

このように長井は決死の覚悟で周旋にあたり、周布の説得に成功するとともに、長州の尊攘派有志に対して厳しい対応を取ろうとした。

しかし、京・大坂の長州藩官僚はこうした対応に協力的ではなかった。三月、国相府は上方の藩官僚に久坂を帰国させるよう指示した（『維新稿本』BU 33 BU—523 524）。この指示は行相府の命を受けてのものであった。⁽⁹²⁾しかし上方の藩官僚はこれにしたがわず、久坂を京にとどめた。

なぜ命令を実行しなかったのか、その理由を京都藩邸側は以下のように弁明している（『防長回天史』三上、一七〇、一頁）。久坂がいなくなると薩摩の情報が入らなくなるし、彼の帰国は尊攘派の間での長州の信望を失うことになる、さらに帰国を命じてもその途上で亡命しかえって厄介を重ねることになる、である。尊攘派有志の人脈は藩を越えており、尊

攘派の政治的比重が高まると久坂らの政治的位置も上昇していた。しかし上方の正義党官僚有志への保護はこうした実用的で消極的な理由のみに基づくものではなく、彼ら自身の積極的思惑、意図があったのである。その意図とは長井周旋への反対、尊攘論への転換である。それが明瞭となるのは五月のいわゆる謗詞問題においてである。

3 謗詞事件の発生

幕府より周旋依頼を受けて帰国できなくなった敬親に代わり世子定広を国元に戻すことを行相府は三月一五日に決定、四月一三日には江戸を立ち、二八日には入京した。翌々日の三〇日、議奏の中山は世子に内勅を伝える（『防長回天史』三上、二三〇、一頁）。その内容は、第一に長井周旋の継続依頼。すなわち、長井の周旋は「国忠之段深御満悦」に思っていたが、彼が急遽東下したため、「建白之旨趣未致徹底、御残念に思召」ていたところ、世子が入京したので父の深意にしたがい周旋を行うことを求める、である。すでに述べたように、長井は敬親より周旋の中止命令が来たと四月一〇日までに朝廷に語っていた（本論、六七頁）。朝廷にとつては、長州が周旋を続けるか否かははなはだ心許ないことであり、そこで四月一三日内勅に続き、この内勅でもその継続を求めたのである。第二は浪士の取締りで、浪士のうち長州の人間も少なくないとのことなので、薩摩と力をあわせて鎮静にあたつて欲しいというものであった。長井の周旋を支持する天皇は、入れ替わり上京してきた世子にその継承を期待したのである。これまでの長井の周旋活動を高く評価し、浪士取締を求めるこの内勅は尊攘派にとり厳しいものであった。

翌五月一日、世子は内勅への奉答を提出した（『防長回天史』三上、二三二頁）。それは、「建白之旨趣未致徹底」とはいかなる意味かと問うともに、世子への周旋依頼については部屋住みゆえ事情がわからずとその猶予を求めていた。

五月五日、中山よりこの質問に答える内勅が当職の浦に与えられた（同書、二三二―二三四頁）。そしてこの内勅より長

井失脚をもたらした謗詞問題が発生するのである。

内勅は、これまでの長州の周旋活動の功績を列挙した上で、次の条で未徹底の意味について以下のように述べた。

「右は長井雅楽半途にて〔敬親が江戸に〕引戻に相成候は、全於関東安藤対馬守再出以下、幕府不正に付ては、大膳大夫（敬親）周旋之路も相塞り候に付、右周旋も〔敬親が〕辞退之由、就ては関東へ建白之趣意不致徹底候て、〔敬親の〕忠誠も空敷相成、御国是も難相立段を〔天皇は〕御残念に思召候事」

ここまでは四月晦日の内勅と等しく長井の周旋を評価するもので、長州を高く評価する一方、その意図を理解しない幕府を批判するものであった。しかしこの部分には以下の説明書が加わっていた。

「但長井雅楽差出候建白之儀は、先御国是右様之御事にても可有之哉、試に〔長井が〕書取差出候迄之儀にて、朝議は勿論上列藩より下薊薨に至る迄、高等之説有之候はゞ、其説に随ひ違議無之候旨〔長井が〕言上候。但し右建白中、朝廷御処置聊謗詞に似寄候儀も有之、〔天皇が〕御懸念に被為在候得共、是等は主人（敬親）御上京候はゞ、委細に御弁解可被為在候」

すなわち、傍線部で、朝廷に差し出した長井建白の中に朝廷を謗詞するものがあつたと述べているのである。この謗詞とは具体的に何かについては、中山が口頭で説明した（『周布伝』下、八七頁）。それは長井建白中の「天朝御隆盛の時、京都へ鴻臚館を建て置れ候ことも之れ有る由」（『長井伝』、七一頁）の部分で、これは、現在の天皇が因循であるため異人に諸港を開港させられた言っていると同様である、というのである。

この中山の説明は言い掛かりに近く、また、長井の周旋を高く評価するこの内勅の趣旨とも矛盾する。なぜこのような矛盾が生じたのか、これについてはすでに大嶽「長州藩における攘夷藩論の成立」（前註（3））により明らかにされている。すなわち、この傍線部は本来の内勅ではなく、中山が書き加えたもののなのであった。そして中山がそうした行動をとつ

たのは、このように長井を評価する内勅を下しては有志がおさまらない、という圧力が長州尊攘派有志により加えられたからである大嶽氏は推定されている（三二―三四頁）。妥当な推定であろう。有志がおさまらないとはこの時期の文脈においては、暴発、テロをさす。すでに述べたように久坂らは長井排撃の急先鋒であった。危機感を募らせた彼らが、長井を政治的、肉体的に葬り去るためこうした非常手段に訴えたと言えよう。

こうして謗詞問題が発生した。長井の周旋は正式な藩命を受けてなされたものであった。それがこのような批判を受けたのは長州藩にとり重大な問題である。そしてこの内勅は、周旋を賞賛しその継続を求めながら、その担い手を非難するという矛盾し意図のつかみがたいものであった。このような文書を受け取った場合の当然の対応は文書の出し手、朝廷の意図の正確な把握につとめることであろう。京都藩邸にいた長井の同僚の直目付の内藤造酒は、長井建白を問題にする動きがあることを四月末に気づき、謗詞問題発生以前にそれについて正親町三条に質問していた。「若も書生輩其外下より之申口を以、朝議御動揺に至り、主人誠意徹上仕兼候ては、甚迷惑」、とそのとき内藤が述べていることに明らかなように、有志に反長井の策動があることを彼は察知していた。これへの正親町三条の返答は、公家内では何か議論しているものもあるようだが、天皇はもちろん、各々においても長井建白を格別不都合とは思っていない、というものであった。それなのに謗詞問題が発生した。不安に感じた内藤は、正親町三条に面会、内藤の質問に正親町三条は、「右（謗詞問題）は誠に軽き事ゆへ、各別心かけ候に及不申」との口気で答えた。（以上、文久二年五月八日付長井・林主税宛内藤造酒書簡、『長井伝』、一六六頁）。謗詞問題に関する朝廷の真意についてはなお聞きただすべき点が長州側にいくらでもあったのである。

しかし、謗詞問題はこのような不確で不審な状態であるのにもかかわらず、京都藩邸の藩官僚の対応は性急であった。中村九郎は五日ただちに内勅の謄本を江戸に送り、同時に、「右にて御内沙汰之御旨趣、委曲に相分、此余〔朝廷に〕御間糺相成廉も無之様相見候付、若殿様に御申上相済、其元差越申候間、朝廷御定議之御深旨を御考察候て、精密御評議相成

候様にと存候」と書き送った（『周布伝』、下、八七頁）。一方、久坂ら有志は四月晦日と五月五日の内勅を解説する意見書を記し世子に提出した（同書、八七―九一頁）が、それは、内勅は長井糾弾、尊攘論の主張であるときわめて強引に解釈したものであった。これに対し、京都藩邸は有志のうち三人を文学修行の名目で江戸に派遣し、彼らの主張を当役の益田が聞いた上で、敬親へ直接、言上できるよう取り計らってほしいと行相府に書き送った（五月一二日頃周布等宛中村書簡、同書、九一頁）。実際には、この一二日以前の七日、内藤が正親町三条との会談で、朝廷は謗詞問題について気にかけていないとの返答を得ていたことはすでに述べたとおりである。京都藩邸幹部は問題を鎮火させようとはせず、むしろそれを煽り立てていたのである。このような対応を見るなら、当時の在京幹部の意図は、長井の打倒、航海遠略説にもとづく周旋活動の否定と見ざるをえないだろう。謗詞問題は長井周旋批判であるが、しかしそれは藩命で行われた以上、藩自体も非難をこうむらざるをえないものであった。あえて自藩の立場を悪くしてまで批判を煽る対応をとるということは、異常な事態であり、彼らの長井への憎悪の激しさ、藩論転換の意欲の強さを示すものであった。

このときの京都にいた長州藩幹部は先に述べた京都留守居宍戸九郎兵衛、国元より登った浦や田北太中、それに江戸より上京した、中村九郎ら世子一行と内藤造酒である。⁽⁹⁴⁾内藤は直目付で親長井であったが、⁽⁹⁵⁾主導権を握っていたのは浦・宍戸・中村らの正義党幹部であった。

4 藩官僚尊攘論化の要因

在京正義党幹部は、長井の周旋を否定しようとした。もちろん彼らは中央政治からの後退を望んでいたわけではなく、新たな路線でのそれを考えていたのである。そしてそれは尊攘論であった。

なぜ彼らは藩論の転換を進めようとしたのだろうか。彼らにとって尊攘論はいかなる政治的意味を持っていたのか。六月

一二日付周布・宍戸宛前田孫右衛門書簡（『周布伝』下、七一―七七頁）にそれを見ることが出来る。前田は周布に次ぐ正義党の最高幹部でこの六月にはまだ国元にとどまっていたが、この時の主張は在京正義党幹部と同じく尊攘論であった。

この書簡は、五月二日の久世老中宛敬親上書（実際の筆者は周布と兼重であった）を批判したものである。この上書について詳しくは次節で述べるが、将軍上洛を強く幕府に求めたものであった。前田の批判点は、将軍上京という上書の趣旨ではなく、その文辞にあらわれた幕府の位置づけにあった。上書は幕府を武家の統帥者と認め、諸侯を天皇の陪臣としていたが、前田は、外様諸侯は天皇の直臣であると主張した。また日本の政体は鎌倉以来、幕府政治であると上書が述べたのに対し、幕府政治は一時の権道に過ぎないと批判した。これに頷けるように、前田は幕府を否定しないが、外様はもはや将軍の臣下ではなく朝臣であるとする。毛利家など外様藩の政治的地位向上の主張である。長井の公武合体論が幕府の政治的地位を承認した上でその改革を求める議論（改革の中には外様大名の発言権の拡大もあった）であったのに対し、この前田の議論は、朝廷の地位を絶対化することで、将軍と外様の臣従関係までも否定するものであった。前田にとり尊攘論はこうした外様大名の政治的地位の決定的向上を意味するものだったのである。

こうした意味を持つ尊攘論になぜこの時、周布以外の正義党幹部は転じたのだろうか。その路線は、幕府との協力を通しての政治的発言権の拡大という長井の路線ではなく、幕府を否定するのではないが、それと対立するものであり、より大きな危険をはらむものであった。しかも、それは、在江戸の藩主の意向と異なるものであった。正義党幹部はなぜあえてこれを推進しようという賭にでたのだろうか。

この賭を考えるには、それがなされた場、この時期の西国における政情を理解する必要があるだろう。

久光の率兵上洛を知った二月段階、国元の正義党官僚は内乱間近と予想しており、そのため周旋の中止、藩主父子の何れかの江戸引き上げを考えるようになったことはすでに述べたとおりである。こうした予想に対して長井は批判し、周布は航

海遠略説に復歸した。しかしすべての正義党藩官僚が復歸したわけではなかった。長井は久光側近の堀より誓言を得ていた。しかし、薩摩内には久光や堀と異なる尊攘派があり、彼らは挙兵に向けた計画を進めていた。久坂らは彼らとつながっており、その情報は藩邸に流れていただろう。堀個人が保証しても、薩摩の挙兵がないとは確信できるものではなかったのである。四月二三日の寺田屋事件で薩摩の尊攘派が大打撃を受けた。しかしその後も暴発の可能性は消えたわけではなかった。そして、東下する勅使・久光が持参する幕政改革要求を幕府が拒絶すれば、京都での挙兵はなくともやはり内乱にいたることになるだろうし、前節4項で見た老中上京への朝廷の不安が示すように、逆に幕府側が積極的な反撃にでてくる可能性も考えられていた。

内戦近し、という二月以降の危機感は京都においてなお続いていたのである。政治状況の流動化をもたらす危機は、危険であるとともに機会でもあった。この機会に、積極的に出て一気に勢力拡張を目指そうという方策にこの時、周布以外の正義党幹部が出ることにしたと見る事が出来よう。そしてこうした選択の背後には、すでに指摘されているように、薩摩が久光の率兵上京という内戦をも覚悟した大胆な行動に出ていることへの対抗意識もあったことは確実だろう。

さらに藩内政治的文脈を補足すれば、長井ら周旋の推進者への反感があったと思われる。長井は藩主側近グループに属しており、政府を拠点とする正義党と異なる人脈であった。本来、藩政の一線に立たない直目付らが周旋の中心となり、脚光を浴びることに対しての反発はあったろう。そして『長井伝』が記すように、文久二年二月、中老に就任した長井の異例な出世への嫉妬がその反発を強めただろう。

このように五月以降、周布を除く正義党幹部は尊攘論に転じていた。一方、この時期、江戸の行相府はどのような行動をとっていたのだろうか。これについては四節で見ることにする。

5 謗詞問題と朝廷

前項で見た謗詞一件についてなお検討しなければならない問題がある。それはこれと天皇の関係である。謗詞問題は、五月五日内勅を中山が改竄したことではじまった。改竄は過去の長州の周旋を否定したものでなかったが、その担い手、長井を手ひどく傷つけるものであり、長州の面目をつぶし、政治的に傷を負わせるものでもあった。

こうした重大な改竄を中山は独断で行ったのだろうか。

これを検討するにはまず、この内勅がどのように決定されたのかを考える必要がある。内勅がどのように作成されたかは、四月一三日に正親町三条より長井に出された内勅より類推することができる。『孝明天皇紀』三によると、一三日内勅は廟議に懸けているわけではないが、議奏を通し関白に回された上で交付されている（八二八頁）。つまり内勅と言っても天皇の個人的意向のみで出されるものではなく、朝廷当局者の協議をへて出されているのである。

ではそうして決定された内勅に中山は独断で謗詞一件の文章を挿入したのだろうか。中山は五年後の慶応三年（一八六七）には討幕の密勅なる偽勅を正親町三条や岩倉らとともに作成しており、⁽⁹⁶⁾この時すでにそうした偽造に手を染めていたこともあり得るようにも見える。しかし慶応三年の明治天皇は政治的判断力を持たない少年であったが、この時の孝明天皇は成人である。そして内勅に対して、当然、回答が長州側から来る以上、先の一文を秘密に挿入しても、それは、かならず天皇の知るところとなり、その怒りをかうことになるだろう。しかしこの五月以降も天皇と議奏中山の関係は悪化しているわけではない。元治元年（一八六四）の禁門の変以後、孝明天皇が親幕一辺倒となっていくと、中山は天皇に反発し、彼と対立するようになるが、文久二年の彼は天皇に忠実で周りの評価も高い廷臣であった。⁽⁹⁷⁾

このように考えると、挿入は中山の純然たる独断とは考えにくくなる。挿入は中山が行ったにしろ、そのことは天皇に知らせ、その承認を得たか、少なくともその黙諾を得たものではないだろうか。そのことは問題発生後の朝廷の対応に見るこ

とが出来る。五月七日、長井へ同情的な発言を正親町三条が内藤造酒に行ったことはすでに述べたとおりである。しかし六月になると正親町三条をふくめ朝廷は長井に対して強硬になり、謹慎という長州側の処分では不十分という態度をとるようになる。⁽⁹⁸⁾長井排撃は朝廷当局全体の意志となっているのである。

ではなぜ天皇や中山は長井、そして長州を傷つける行為をしたのだろうか。一つは言うまでもなく、尊攘派有志の暴発の危惧である。そしておそらくもう一つは、長州に対する位置づけの変化である。

四月一三日、及び晦日内勅は、長州に対して航海説周旋の再開を求めるものであった。しかし二節で述べたように、五月初、薩摩側は勅使の東下という長州と異なる周旋シナリオを強硬に主張するようになる。長州が薩摩か何れのシナリオによるべきか五月初、朝廷はゆれていたのである。そして結局、六日には勅使東下が決定された(本論 頁)。長州ではなく薩摩のシナリオである。こうなると、先に長州に依頼した敬親上京、周旋再開の要請は不要になるばかりではなく、薩摩のシナリオと矛盾することがかえって都合の悪いものとなる。事実、五月七日、長州に対して正親町三条より今月中旬に関東へ勅使を派遣する旨が通知され(『防長回天史』三上、一三六頁)、さらに一三日に定広へ下された内勅(同書、二三七頁)では、三事策を持たせて関東へ勅使を派遣するので敬親は在府して東下する久光と協力してこの実現に尽力するよう命じられていた。

五月一日の世子の質問に対する返答の内勅は四日には作成されていたと思われる。⁽⁹⁹⁾勅使東下決定は六日であるが、薩摩の圧力は大きなものであり(その論鋒の厳しさは本論、八三、四頁に示した)、四日の段階ですでに朝廷は薩摩のシナリオに傾いていたのではないだろうか。その場合、長州への対応が微妙なものとなる。この四日、朝廷側には敬親が五月中に上京するとの情報が入っていた。⁽¹⁰⁰⁾長州は航海遠略節周旋を再開する意向と判断できる。勅使派遣という危険な策にでる以上は、長州には薩摩とともに是非味方に引きつけておく必要がある。このため、久光宛の内勅では、江戸で敬親と協力せよと指示

し、薩長対等となるような配慮を朝廷はしていた。しかし、先の四月一三日や晦日の内勅を根拠に、薩摩に対抗し長井の周旋のシナリオに固執されると朝廷は窮地に立つことになる。この点、長州に負い目を負わせる謗詞問題の挿入は朝廷、天皇にとつて都合のいいものとなる。謗詞問題の挿入を天皇が承認、あるいは黙諾した背景にはこうした事情があつたのではないだろうか。

天皇や中山の長井の政治的暗殺（それは切腹という肉体的抹殺に帰着したが）への関与の背景にはこうした事情があつたと思われるのである。

四 行相府の苦闘

1 將軍上京論の上申

長井が上京の途についた三月七日以後の江戸の行相府の動きをまず見ることにする。そこにあらわれるのは幕府への姿勢の硬化である。幕府では一月一五日の坂下門外の変で負傷した老中安藤信正が三月二六日、職務に復帰していた。敬親は直目付の林主税を久世のもとに派遣してこれを論難した（『防長回天史』三上、一八九頁）。ここで林は、安藤復帰なら長州は航海遠略説の周旋は辞退するとまで述べた（同書、二二一、二二頁）。すなわち、安藤復帰（「去月末以来の御模様」）には、有志が不満である（「力を落し候形容」）のみならず、薩摩などの主張とも完全に対立する、これが人心離散の基となつては人心一和の御周旋などとても無理である、と。

安藤は井伊政権の生き残りであり、井伊の施策の修正を求める時代の流れに逆行すると見られやすかった。そのため尊攘

派の標的とされており、それが坂下門外の変となったのである。しかし、前年十一月に安藤と長井が周旋をめぐり会談していることに明らかのように、これまで長州側には安藤排撃の意図はなかった。それがこの三月にこうした対応に出たのは、「世上人氣も不穩」という理由からであった。^(四)「世上人氣」とは久光決起判明以後の尊攘論の高揚をさす。二月二七日に国元を立った北条瀬兵衛は三月一八日に江戸についており（同書、二〇七頁）、西国の騒然たる状況が行相府に詳しく伝わったのである。そしてそれへの彼らの対応は、幕府に対するさらに一段の姿勢の硬化であった。

長州側の論難に対する久世の返答は、長州に手を引かれては困るので何とか所置をするが、難題ゆえ今しばらく待つてほしい、というものであった（同書、二一二頁）。これを聞いた長州側の方針は、京都を経由して帰国する北条瀬兵衛に四月三日与えた訓令（同書、二一一―二一三頁）に見ることができる。林に久世が返答したように、果敢な改新を幕府が行うなら周旋は行く、しかしそうでなければ周旋を辞退するが、その場合は早急にその旨を長井に通知するので長井は国元にもどらず京都で待機するように、というものであった。行相府は久光決起以後の尊攘論の高揚に対しては、これに対立するのではなく、それをふまえ一段と幕府への姿勢を強化させながらも、基本的には航海遠略説周旋をなお進めていこうと望んでいたのである。

四月一日、周布が江戸に到着した。このとき周布が長井の周旋を支持していたことは前節で述べた通りである。正義党の最高実力者の登場で江戸の行相府は強化された。そして同日、幕府はついに安藤を罷免した。これにより行相府は周旋をさらに進める条件を得たのである。さらに二二日、長井が帰着した。江戸における周旋推進の陣容が整った。^(五)

敬親に速やかに上京するよう求める四月一三日内勅を長井は持参していた。これについていかに対応するかがまず問題となる。そしてそれは、周旋活動の再検討となった。四月二四日、周布と兼重讓蔵はこれについての意見書を作成した（同書、二二二―二二四頁）。以下、解釈を交えてこれを紹介する。

意見書は述べる。内勅をこうむった以上は上京すべきであるが、その前にこれまでの朝廷への不敬をどのように申解くのか、田安は上京していかなる旨趣を上奏するのか幕府の意向を確認する必要がある。これについての幕府の考えをとくと聞き、天下の正論がここに帰着すると言えるほどの見込みをつけておくことが第一である。

このように周布・兼重意見書は、上京の前提は、幕府の意向の明確化であるとした。そして幕府の意向のうち意見書が何よりも重視したのは、朝廷が長井に明らかにした十年以内攘夷という幕府の約束である。この約束の始末をどのようにつけるのかについては、老中のみではなく、將軍の意向もはっきり聞く必要がある、と意見書はした。この十年以内攘夷の約束は、開国論Ⅱ航海遠略説をとってきた長州の立場を失わせかねないものであり、これについてはつきした見極めがつかねければ、長州にとり周旋などできるものではなかったのである。

そこで意見書はさらにこれを問題にする。開鎖和戦の問題はともかくもと言っているうちに、「戦の一事朝廷幕府共弥御確定之御旨（十年以内攘夷の約束とそれをふまえた四月七日叡慮のこと）」となってしまう。しかし、一家一身を捨て死に就くことは微賤の者でも至誠至忠の極所ではなくては出来ないことである、いわんや六十州の生霊を戦争に苦しませようというのは征夷大將軍の職であつても余程困難だろう。「なぜこのような無謀な約束を幕府はしたのか」。六十州を保つためには六十州の生霊に怪我をさせても仕方がない、との御決意がなければ、「軍備が整わず」、開国航海策も見込み通りにはいかないという考えから、あえてこのような約束をしたのか。これについて閣老はどのような考えなのかはつきり聞くべきである、と。

そして、こう論じた上で意見書は具体的な行動計画を述べる。以上についての閣老の考えがやはり因循苟且であつたら、内勅ながら上京を断るか、あるいは上京しても周旋については断るべきである。しかし、幕府の決意について敬親が納得したら、一日も早く上京し周旋を行うべきである。そして、溜間詰の会津の松平容保・老中の板倉勝静・久世も敬親とともに

上京し諸事相談するようにすれば朝廷の都合もいいたろうので、これについて内々閣老に申し入れてはどうだろうか、である。

この意見書が示すのは、第一に朝廷によって示された十年以内攘夷の幕府の約束が長州にあたえた衝撃の大きさである。ある意味では背信行為であるこれについて、幕府がはっきりした立場を示すことを行相府は求めているのである。ただ、これによって行相府は周旋への意欲を失ったわけではなく、幕府の決意さえ固まっているならそのため積極的に動くつもりであった。幕府の決意とは、十年以内攘夷の約束についての明確な説明であるとともに、朝廷への「不敬」の弁解の徹底であり、そのため、二老中、それに溜間詰代表として容保も敬親とともに上京するように求められていた。周旋を進めるには幕府にもう一段の譲歩¹¹さらなる改革を要求すべきという先に見た立場がここにも見ることができ。

そしてこれをふまえ長州は幕府に新たな要求を持ち出す。それが五月二日の久世宛敬親上書（同書、二二五、六頁）である。この上書の実際の作者は先の意見書と同じく、周布・兼重であった。

敬親上書は言う。長州は幕府の内慮を受け航海遠略説を朝廷に工作し、その結果、自分が上京すれば御沙汰を下すとの密旨（四月一三日内勅）を得た、しかしこのことが先例となれば、諸侯・有志がそれぞれ朝廷に勅命を請い天聴を惑わすことになる、神州の政体は鎌倉以来、幕府政治である、諸侯・有志が勝手に上奏するようでは、幕府の威光は立たず、群雄割拠、海内分裂につながる、ついては、將軍は、朝廷を戴き列藩以下を鎮圧し、天下の公論を総括する職であるので、今般は自ら上京し、列藩に予参を仰せ付け、「天下御更始の思召で国是を如何に定めるべきか各々の存意を申し出よ」と列藩に建白を求め、それを熟考の上、叡慮を窺い、勅諭と台命をもって国是が確定した旨を列藩に告げれば衆心和協し国威更張の発端となるだろう。

三月の長井上京のさいの長州の主張は將軍後見の田安上京論であった。そして四月二四日の周布・兼重意見書では、さら

に容保・二老中上京が主張されたが、この上書ではついに將軍上京論となったのである。家光以来かつてない將軍自身の上京は、朝幕関係における朝廷優位をこの上なく明確に示すものと言えよう。

そして上書においては、將軍上京は列藩も参加する国是諮問の場と位置づけられており、幕府による中央政治の独占は否定されていた。尊攘論高揚をふまえた長州の幕府改革論の進展を示すものであるとともに、四月一三日内勅で示された天皇の意向である諸侯への国是諮問構想を受けたものとなっていた。ただし、上書は他方では、大名が朝廷と個別に直結することとを、「群雄割拠」「海内分裂」につながるとして批判し、幕府（改革された幕府であるが）が政權を担うことを認めていた。これは、これまでの長州の公武合体論の立場をあらためて示したものであるとともに、まさに個別に朝廷に結びつこうとしている薩摩を牽制する意味があったと思われる。そしてこの上書が問題としている国是の中心とは、言うまでもなく開鎖問題、対外方針であった。⁽¹⁰⁸⁾そしてこの「天下御更始之思召」と宣言することにより、十年以内攘夷の約束など過去の経緯を一新することも意図していたと言えよう。

そしてこの国是諮問において長州が期待していた結論は、やはり開国論であった。上書の筆者である周布は五月二日、江戸を立ち水戸藩に赴き、同藩士と開鎖の国是決定の急務を論じている（『周布伝』下、五〇、一頁）が、そこでの彼の主張は、開国論であったのである（水戸藩岩間金平の回顧談、『防長回天史』三上、二二九頁）。

五月二日の敬親の上書に対して久世は、委細承知、都合の良いよう取り計らうと返答したが、一日にいたるまで明確な答えはなく、もし上京論を受け入れないなら周旋依頼は断るとの決意を長州側は一日固めていた（三井善右衛門宛訓令、同書、二二八頁）。一六日、久世は長井を呼び、財政窮乏のため將軍上京は出来ないが周旋は依頼すると述べた。久世の発言を受け、長州側は協議し、翌日、長井は久世に返答した。將軍上京がないなら成功の見込みはなく、周旋依頼を請けるのはかえって不誠実であるが、これまでの將軍の深重の内慮と天皇の内勅もあるので一途に断りにくく、見込みはないが、お

請けする、である（以上、同書、二三七―二三九頁）。断然拒絶という事前の方針に比して意外な返答であるが、周旋への強い意欲の現れと見るべきだろう。

2 京都情勢の転換と行相府

將軍上京論が進展しない五月半ば、行相府はもう一つ困難な事態に直面することになった。それは長井離京後の京都情勢の判明である。四月晦日の内勅は井上小豊後が持つて同日、京を立っていた。謗詞問題をふくむ五月五日の内勅は同日ただちに江戸に送られたのは前節ですでに述べた通りである。この五日の内勅がいつ到達したのかは不明だが、先発した井上が一二日着（『周布伝』下、九三、四頁）、長井が謗詞問題で待罪書を提出したのが一六日であるので（『長井伝』、一八二頁）、その間、おそらく一五日ではないだろうか。

さらに、五月一三日の内勅をもって東下した宍戸九郎兵衛が二日には江戸に着いていた（『周布伝』下、九四頁）。この内勅が、敬親の在府を求めることでこれまでの長州の周旋の段取りを否認するとともに、攘夷論の宣言という性格を持っていたことはすでに述べたところである。將軍が上京し公議（国是諮詢）による国是の決定を図り、開国論へ転換させるという行相府のシナリオはこれにより完全に否定される。こうした一連の重大事態に行相府はどのように対処しようとしたのだろうか。

まず謗詞問題については、どこが謗詞となるのか、理解できないとしたが、問題となった以上は長井を謹慎させるとの対応をとることにした（『肥後国事史料』三、七八頁）。こうして長井は失脚した。しかしそれは航海遠略説の終焉ではなかった。それが、これ以後も周布を主たる担い手として進められるのは以下、述べるところである。

次に五月一三日内勅については、二六日、行相府は、井上小豊後に京都藩邸宛の指示（『周布伝』下、九八、九頁）を持

たせ、京に向かわせた。敬親に江戸に留まり勅使に協力せよとの内勅だが、四月一三日の内命もあり、また謗詞問題に弁解する必要があるので上京する、とその指示は述べていた。そしてこの敬親上京論は、五月一三日内勅への挑戦の意味がこめられていた。右の指示は述べる。

「此度 御内沙汰（五月一三日内勅）之趣に付ては、殿様御案思之廉々被為在、現在 皇国之御為いか、敷儀も可有之哉と、被思召付候て、被捨置候ては、却て御誠意も難相立儀に付、一応正三家え、右之次第御内々被仰入度との御事に候。其旨趣は別紙詮議書に相見候通」。

すなわち、五月一三日内勅には、「皇国之御為いか、敷儀」があり、これを捨て置くわけにはいかないので、正親町三条へ言上する、というのである。内勅のどこが問題なのか、それを記したという「別紙詮議書」は今のところ見つからないが、「攘夷之成功可有之」という攘夷論がそれであると見ていいだろう。長井謹慎後、行相府のまさに中心となっていた周布は、五月二七日付の前田宛の書簡（同書、五七頁）で、「此度 君上御建議之通、御国是開」と述べており、開国論の藩論は行相府において変わっていなかった。そして五月二七日、長州の内藤造酒・小幡彦七は、久世にかわり新たに幕閣の中心となった老中板倉と会談したが、そこで長州側は、敬親上京の意図について以下のように語った（同書、六二頁）。

「此度 勅使御下向之御様子も有之候に付、右 勅錠之趣に付ては何卒御未発之内、主人存意申上候含も有之」。

つまり勅錠が未発のうちその阻止を図るため敬親が上京するというのである。危惧される勅錠とは攘夷論の宣言と見るこ
とが出来よう。

板倉は翌二八日も内藤を呼び、敬親に上京周旋を依頼するとともに、幕府は考えを変え、將軍上京の内意であることを内々伝えた（同書、六三、四頁）。そして幕府は、六月一日には諸大名を登營させ、將軍上京、政治改革の決意を述べるとともに、政治向変革についての各々の見込みの提出を求めた（同書、一〇一、二頁）。長州の將軍上京論は実現に向けて動

き出したのである。

六月三日付の国元の政友宛の書簡（同書、六八―七〇頁）で周布は記す。將軍上京は敬親の建白通り決定した。ついては、敬親が上京し、「開鎖両様之正義」を公卿に篤と説明し、その上で將軍が上京、御国是を朝廷に伺うという段取りとなった。敬親の持論は建白通り開国論、ただ開国論といっても儉安忌戦の俗情よりのものでは駄目で、積極的な武備充実を行い皇国を強国となし、外国が暴をなし来れば征伐し、礼を持ってくれば鎮定するものでなければならぬという考えである（つまり航海遠略説である）。これを説けば堂上も異論はなく、叡慮も「元々如此被為在候半」と推察する、である。

このように、周布は航海遠略説による朝廷説得になお賭けていた。そして注目すべきは、叡慮についての、「元々如此被為在候半」との推測である。「元々」とはいつか。安政の条約勅許問題の時の孝明が攘夷論者であるのは周知のことであり、ここで言う「元々」とはごく最近、文久二年三、四月、長井上京段階をさすと解せよう。五月一三日の内勅は攘夷論を語っているが、周布、行相府はそれは天皇の真意ではないと判断しており、そこに朝廷説得の可能性を見ているのである。

もともと周布は説得に万全の自信を持っているわけではなく、鎖国論決定の可能性も考えていた。書簡はさらに続く。將軍が上京しそれでも鎖国と国是が決まった場合は、敬親はなお開国論を主張すべきではなく、国是にしたがい鎖国の趣旨で藩政を行うべきである、と。開鎖の何れを問わず、とにかく国論の動揺、不安定が最大の問題である、というのがこれ以前からの長州側の認識であった。⁽¹⁰⁾ 不本意な鎖国方針でもしたがうべきといふかかする主張が出るゆえんである。

しかし周布にとって鎖国は窮極のところ国を滅ぼすもので、とるべきは開国論であった。書簡はさらに、「鎖之極所にて、御国体相立候筋には無之、終には開に帰着可仕」、と述べたのである。しかし、朝廷の決定となればそうした危険な方針にしたがわざるをえない。この矛盾をどう解決するのか。周布の期待は、鎖国＝攘夷方針を過渡的なものとするににあった。書簡が「〔攘夷の国是により人心を一新させ〕武備充実〔が行われ〕、儉安忌戦之情を脱却仕候は、其余（それから先は）

は遠略（開国論）に出候儀、古今同轍、貴賤同様」と述べるところである。

つまり周布の考えは、五月一三日の内勅に応じず、敬親が上京し、朝廷に開国論の説得を行い、開国の国是決定をはかる、そしてそれが失敗し、鎖国の国是が決定されてしまった場合は、それに従い、国力の充実に努め、将来の開国論への転換を期そうというものだったのである。そして国是転換の先駆けとして開国論上奏を行うことこそ四月一三日内勅で命じられたものであり、天皇の真意にこたえるものであると周布は判断していたであろう。久光一行を江戸で待たずに敬親が西上したことにについては、通常、薩摩との対抗意識が要因として言われる。たしかにそうした動機もあったろうが、そのみではなく、動機の中には政策次元の問題だったのである。尊攘論が高まっている京都に対してあくまで航海遠略説の主張を貫こうというのがこの時の行相府の立場なのであった。

小 括

文久二年（一八六二）三月、長井は上京し、朝廷に入説した。天皇・正親町三条のみではなく、岩倉具視・大原重徳もこれに賛成し、開国論への国論の転換がはかれることになる。しかし尊攘論が高まる中、これに向けた天皇の方策は屈曲したものであった。天皇はこのとき自分はなお攘夷論であると宣言した。しかし同時に、開鎖問題についての最終的決定は、大名に諮問し国是評議を行った上でなすとした。天皇は攘夷論を主張した過去の自らの言動に縛られており、自ら主導権をとり責任を負うのではなく、大名への諮問、国是評議をふまえその決定にしたがうという形で開国論に転換しようとしたのである。そしてそうした大名の開国論具申の先駆けとして長州を期待し、四月一三日に長井に下した敬親宛の内勅では、敬

親の上京、意見具申を求めたのである。そしてこの内勅を得て長井は京を立ち、江戸に向かった。(一節)。

一方、薩摩の島津久光は文久元年(一八六一)一〇月頃には、率兵上京構想を考えるようになった。この構想は自ら兵を率いて上京し、天皇の命という形で幕府に改革を迫ろうというものであった。改革の具体的内容とは朝廷・幕閣の人事更迭(朝廷では、九条尚忠を関白より更迭し、後任を近衛忠熙とする、幕府では老中首班の安藤信正の罷免、春嶽・慶喜の役職登用)であった。文久二年二月、久光は朝廷からの内諾を得られないまま国元を立つた。久光決起の情報に西日本の尊攘派有志は続々と上方に集結し、京都所司代の治安維持能力は麻痺する。

四月、久光は長井と入れ替わり上京する。最初、朝廷は久光を長井の周旋の枠内に馴致しようとした。しかし四月二三日の寺田屋事件以後、彼の政治的比重を一気に高まる。挙兵計画の存在は、朝廷の尊攘派への不安を高める。久光は、尊攘派の鎮定者であるとともに、その使喚者にも見えただのである。このため、九条関白は辞表を提出し、久光の主張する江戸への勅使派遣が五月六日に決定される。朝廷は長井周旋の線を越え、より強硬な久光に乗り換えたのである。

勅使の使命は幕府への三つの命令(三事策)を伝えることであつた。三事策とは一、將軍上京、二、五大老設置、三、慶喜・春嶽登用であつた。一は長州の、三は薩摩の主張であつたが、実際に実現を目指していたのは、久光の主張である三の一越登用であつた。しかし三事策は久光の意見を完全に反映するものではなかった。久光は内心は開国論者であつたが当面はそれを表面に出さず、公論による開鎖問題の決定を主張していた。しかし、三事策沙汰書には攘夷論宣言という内容がふくまれていたのである。こうした攘夷論的性格は、尊攘派を慰撫するため加えられたものであつた。

一方、勅使派遣の動きを察知した幕府は自主的に改革を開始し、春嶽を幕政に参加させた。三事策の命じる春嶽大老就任を幕府が受諾する可能性が出てきた。そこで薩摩側は、春嶽への召命を主張、五月一八日、朝廷はこれを追加の沙汰とした。春嶽上京は外交問題についての国是の議論を聞くためとされており、開鎖問題についての国是評議を行うという構想がここ

に復活したのである（二節）。

久光率兵上京は長州藩国元に大きな影響を与えた。二月、久光決起決定の情報が萩に伝わる。当時、長州ではこれは対幕挙兵計画と理解されていた。これを聞き、久坂ら有志は脱藩を計画する。また藩官僚主流派の正義党も内戦間近の予想のもと航海遠略説の周旋に反対するようになった。有志と正義党は接近、久坂らは藩命で上京し、上方の正義党官僚は尊攘論化し、敬親・長井のいる江戸と対抗するようになる。

三月よりの長井の京都での活動はこうした情勢のなかで行われたものであった。長井は、尊攘派に断固対抗しその持論を説くとともに、有志を叱り藩内の統制を回復しようとした。しかし藩邸幹部は有志に同情的であり、藩主の命にも従わず統制策は効果がなかった。（三節1・2）。

長井離京後の四月二八日、長州世子定広が上京する。五月五日、朝廷は定広にこれまでの長州の活動を評価する内勅を下すが、そのなかで長井が提出した意見書に朝廷を誹謗する謗詞があったとの文があった。謗詞問題の発生である。この一文は、長井を打倒しようとする長州尊攘派有志の工作により、議奏中山忠能が本来の内勅に付け加えたものであった。しかしまったくの独断ではなく、周旋の主役を長州から薩摩に乗り換えようとしてつづつあった天皇の内諾、あるいは黙認があつてなされたものと思われる。この一文を得た京都藩邸の正義党藩官僚はこの問題をあおりたて長井を追いつめ直ちに内勅を江戸藩邸に送った。（三節3・5）。

国元・京都藩邸の正義党藩官僚が、航海遠略説にかわり、とうとうとした路線は尊攘論であった。長井の主張は、幕府を改革し、そのうえで幕府を中心とした改革を進めようとする議論であつたが、このときの尊攘論は幕府否定論ではないが、朝廷と直結することで幕府と対等の立場に立とうするものであつた。内戦間近の予想のもと正義党藩官僚は、自藩の地位を一気に向上すべく、あえて危険の高い策に乗り出そうとしたのである。さらに開国論の周旋が、藩官僚の主流派ではなく、そ

の傍流である、長井ら藩主側近グループが中心に担っていることへの反発も転換の要因として存在していた。(三節4)

謗詞問題の報が江戸に伝わると長井は謹慎し、失脚することになった。しかし行相府は航海遠略説は藩論としてなお守っており、長井失脚後は、周布(いったん反長井に動くが、文久二年四月、長井と会談して再転換、その後江戸に下っていた)がその中心的担い手となった。周布は、幕府にさらに一段の朝廷尊崇の態度表明をさせることで、久光率兵上京後の尊攘論の高まりに対応しようとした。それが將軍上京論であり、五月二日、これを幕閣に説いた。五月下旬になると、三事策勅命をもって勅使が東下するので敬親は江戸にとどまりこれと協力せよとの五月一三日内勅が伝わる。しかし行相府はこれを奉じず、敬親上京を決定する。敬親の上京は三事策勅命の攘夷論宣言への批判の意味もあった。上京し、航海遠略説を上奏し、国是評議をはかるという四月一三日の内勅になおも則ろうとしたのである。そしてこうした決定の背景には、天皇の真意は開国論のほずであるというこれまでの長井の下工作で得た判断があつた。(四節)

注

- (1) 幕末激動の画期として久光率兵上京を強調したのは、宮地正人「幕末過渡期国家論」(同『天皇制の政治史的研究』、板倉書房、一九八一年)である。
- (2) 官製維新史学の集大成である維新史料編纂会『維新史』(一九四一年)では、久光・大原の東下より家茂上京までの時期を描く第十篇を「朝権の確立」と題している。
- (3) 長井の周旋については井上勲「長州藩尊攘運動の内部構造」(『史学雑誌』一一五篇三号、一九六七年)、大嶽靖之「長州藩の公武合体運動」(『学習院史学』二五号、一九八七年)・同「長州藩における攘夷藩論の成立」(同書二九号、一九九一年)、薩摩の公武合体運動については、毛利敏彦『明治維新政治史序説』(未来社、一九六七年)などがある。また、尊攘運動の重要な側面である政治テロについての研究には、原口清「孝明天皇と岩倉具視」(『名城商学』三九卷別冊、一九九〇年)・同「文久二、三年の朝廷改革」(同書四一巻別冊、一九九二年)がある。
- (4) 幕府の文久改革については三谷博『明治維新とナショナリズム』(山川出版社、一九九七年)第六章、朝廷については原口同右第二論文がある。
- (5) 戦後の維新政治史の代表的通史である遠山茂樹『明治維新』(岩波書店、一九五一年)では長井の周旋はふれられていない。前註(3)

大嶽第一論文が記すように、軽視されてきたテーマである。

- (6) 正確には幕府を加えねばならないが、ここでは省略する。この時期の幕府については、三谷前掲書、参照。

- (7) 「王政復古への政治過程」(『史林』八四卷二号、二〇〇一年)・「薩摩倒幕派と『公議政体派』」(『京都大学文学部研究紀要』四一号、二〇〇二年)・「王政復古政府論」(『史林』八六卷一号、二〇〇三年)。

- (8) 「元来長州は国力頗る雄大なりと雖共、君侯良善に過き、天下に横行して薩州と軌を争ふの氣力に乏敷を知る」(中根雪江の評、『再夢紀事』(『史』、八二頁)。もっとも、敬親は、リーダーシップを発揮する賢君ではなかったが、家臣の指示のままに動くロボット(「そうせい公」)ではなかった。このことは以後、長州の藩政治を検討していくなかで追々明らかにしていく。

- (9) もちろん吉田松陰のように有志の活動はあった。しかしそれは藩を動かさうるものではなかった。

- (10) 両派の性格については田中彰『幕末の藩政改革』(塙書房、一九六五年)、安政五年(一八五八)の人事異動の政治的意味については、井上勝生『幕末維新政治史の研究』(吉川弘文館、一九九四年)、一四三、四頁、参照。

- (11) 小野正雄「井伊直弼の下での幕政」(『歴史学研究』六四五号、一九九三年)、三頁。

- (12) 調印にいたる過程については石井孝『日本開国史』(吉川弘文館、一九七二年)第七章第三節、参照。

- (13) 安政六年(一八五九)一月二二日付周布宛福原与三兵衛(在京)書簡(『周布伝』上、三八五頁)。

- (14) ただし木戸は単純な尊攘論者ではなく、航海遠略論者の側面をもつ複雑な人物であった。木戸の政治的立場については、Ⅲ章二節2で論じる。

- (15) 文久元年(一八六一)の長井の同役の直目付のうち、内藤造酒は藩政府の要職を歴任してから直目付に転じた人物であるが、梨羽直衛・林主税は一貫して君側にいた。そして翌年就任した高杉小忠太・毛利登人も同様であった。なお直目付が超党派の性格を持っていたことは井上勲前掲論文、四五、六頁が指摘している。

- (16) 長井は藩主の小姓をふりだしに世子の傳役となったが、藩政府の役職にはついていたことはなかった。「長防二州之内にて智弁第一」(『再夢紀事』(『史』、八二頁)と評される長井へのこの処遇は、藩主側近として経歴をつむものは、藩政府にかかわるべきではないという原則のあらわれと見るべきだろう。

- (17) 「御内評」という表現、その後の決定の流れより、このように解釈できると思われる。

- (18) 長井意見書の二つの軸の存在は、井上勲前掲論文が指摘している(四三、四五頁)。

- (19) 「実に堂上方等、正氣之沙汰とは不被存、嘆息仕候」(安政五年三月二七日付江戸老中宛堀田書簡、『大日本維新史料』三篇四、七五頁)。

- (20) 三谷前掲書、一七六頁。

- (21) 朝廷の抵抗の背後に徳川一門の調印反対論があったことは同右書、一七七頁が指摘している。

- (22) 「第一華胄の尾公(徳川慶勝)、親戚の間、阿州(家斉の子で蜂須賀に養子に入った斉裕)抔心得違にて、とかく京師へ手を入、夫故尾・阿州評判殊によろし、是徳の御親族にて有之故、主上の御迷ひ

も御尤なり」(安政五年三月二四日付山内容堂宛三条実万書簡への容
堂の批点、『大日本維新史料』三篇四、一二九頁)。

(23) こうした天皇という特殊な家職を継ぐ者の独特な意識は近代人であ
る昭和天皇にさえ以下のように確認することができる。「敵が伊勢湾

付近に上陸すれば、伊勢熱田両神宮は直ちに敵の制圧下に入り、神
器の移動の余裕はなく、その確保の見込が立たない、これでは国体
護持は難しい、故にこの際、私の一身は犠牲にしても講和をせねば
ならぬと思つた」(『昭和天皇独白録』文春文庫版、一九九五年、一
四八、九頁)。

(24) 安政五年一二月二四日付九条閑白宛孝明天皇書簡(『孝明天皇紀』三、
一五二頁)。

(25) 万延元年(一八六〇)一二月二一日所司代宛孝明天皇仰(同右書、
四九六頁)。

(26) 『中山資料』四、一九七―一九九頁。これは、窮民救助を武術錬磨
を求める勅への幕府の返答を受けて、その翌月に記されたものであ
るが、その幕府の返答とは文久元年四月二三日に内覧に供されたも
の(『孝明天皇紀』三、五三〇頁)と思われる。よってこれは文久元
年五月のものと言えよう。

(27) 開港一般と兵庫開港はこの時、密接に関連するが性格の異なる問題
であった。前者は通商条約の調印ですでに既成事実となっていたが、
後者は条約において約束はしたがまだ実現していない。安政六年一
二月の猶予の沙汰書(『孝明天皇紀』三、一五五、六頁)においても
猶予されたのは、鎖国への復帰であり、兵庫開港については拒否の
意向を示していた。天皇は兵庫開港の約束を他港開港に振りかえる
ことを望んでおり(「兵庫を」他港と取替相成候は、猶更御安心も

被遊候旨御内沙汰」、万延元年九月二五日付所司代上申、同書、四六
六頁)、兵庫開港は条約を認めざるをえない場合でも、なんとしても
避けたいものだったのである。

(28) 大久保利謙『岩倉具視』、中央公論社、一九七三年、二二、参照。

(29) 文久元年六月二七日付国元政府宛周布書簡(『周布伝』上、六七〇頁)。

(30) 「先達て(六月)被仰出候御趣意書御箇条之内、勅使御差下之儀、
并諸大名へ(十年以内攘夷の約束を)触示等之御両条は実に深密之
次第も御座候」(文久元年八月一三日付酒井所司代宛老中書簡、『孝
明天皇紀』三、六二二頁)。

(31) 前註(29)。

(32) 天皇の側近としての議奏の特質については仙波ひとみ「幕末におけ
る議奏の政治的浮上について」(『文化史学』五七号、二〇〇一年)、
参照。

(33) ただし五月二三日、正親町三条は長井に対してその意見を「内々朝
議之上可申聞」と語っている(『長井伝』、七七頁)。ここで言う「朝
議」とはどの範囲のことなのか、この時期の朝廷の意志決定のあり
方についてはさらに検討が必要である。

(34) 「此度主人え周旋御依頼被成度との御事は、定て関東之御都合宜敷
様にとの御事に可有之候得共、主人周旋仕候と申事に相成候得は、
先第一京都之御威光相立、第二に関東之御都合宜敷様にとの外心配
得仕間敷」(久世への長井の言、『長井伝』、九五頁)。

(35) 「久世閣老え、若殿様御出被遊、御直対、尚雅楽をも被差越、至
極御都合宜敷趣、委細雅楽より申越候」(文久元年八月七日付周布宛
兼重讓藏書簡、『周布伝』上、七二二頁)。

(36) 幕閣が天皇の転換を知らないことは、すぐ後で述べる八月三日の長

井・安藤信正会談で、安藤が、先年以来、京都の説得を行っているがうまくいっていないと語っていることに明らかである（『長井伝』一〇二頁）。

- (37) 「実効無之虚名を招候儀は、実に無益に付、此度〔今度の参勤交代〕は差懸り御立寄不被遊、御短刀内献之節、御建白之旨趣入々被仰上候て可然哉、左候て〔敬親〕御着府之上、〔幕府より〕弥御依頼に相成候は、趣次第一応〔敬親が〕御上京被遊候て、叡慮御伺之上、重て江戸え御下り、改て御帰国被遊候様にも相成可申哉」（『周布伝』上、六九七、八頁）。

- (38) 『周布伝』上、七四九、五〇頁。日付は文久元年一〇月一日付兼重宛周布書簡（同書、七五九頁）より推定。

- (39) 文久元年九月五日付藩要路宛周布書簡（同右書、七三四頁）。

- (40) 「当駅御滞留当日、御前会議をも奉願度含に罷居」（同年九月三〇日付兼重宛周布書簡（同右書、七五七頁）。

- (41) 「幕衆例之詐謀にて 姫宮御下向被為済候上は、余勢を以何も〔朝廷に〕押付可申に付、〔長州への〕御依頼には不立至候て、相済候様可仕、との内含には無之哉」（同年八月二三日付兼重宛周布書簡、同右書、七一一頁）

- (42) 同右書、七六一頁。実際には一〇月二〇日、和宮は京を立った。

- (43) 久坂が聞かねば、「其筋へ御取計相成候外有之間敷」との厳しい指示は、当役益田弾正の意向であった（同右書、七五〇頁）。益田は正義党支持の門閥であったが、その彼でさえこの時の周布の行動に批判的だったのである。

- (44) 文久二年三月国元宛肥後藩江戸藩邸報告（『肥後国事史料』二、九三四、五頁）には、久世・長井会談の様子が記されており、これは

長州側より伝えられたものと思われる。

- (45) この久世らとの会談で長井は、「水戸外桜田之党類も知人には無之候へ共、都て同志之事にて」と「手強く論」じていたという（同右報告）。

- (46) 開国論にたつ挙国一致体制を作る場合、攘夷論の水戸の動向が長州にとって大きな問題であり、周旋を行うにあたりこれへの対応を色々と考えていた（文久二年三月清田報告、『肥後国事史料』二、九三六頁）。

- (47) なお、当時、行相府の一員であった兼重議蔵は明治になってからの回想で、この時の長州の最初の主張は將軍上京論であったが、幕府側が拒んだので田安上洛論となったとしている（『周布政之助事蹟談』『維新稿本』BU35—862863）。

- (48) 「大原家之招呼に付罷出候、都合議論は岩倉家同様、只航海之儀種々御尋有之、大原・岩倉両卿は都合筋合も相立居候」（文久二年四月八日付林主税宛長井書簡、『防長回天史』三上、二二六頁）。

- (49) 『二条忠香日記抄』（『史』、二五三頁）。

この叡慮はいつ作成されたのだろうか。『九条尚忠文書』（『史』四では、万延元年十月一七日の和宮降嫁を廟議が決定する条にこの史料が載せられている（九四、五頁）。また、幕府側の史書では、福地源一郎『幕末政治家』（二八九八年、平凡社復刊、一九八九年）もこれをその時のものとして載せている（一九七、八頁）。

ただ、以上よりこの叡慮を万延元年のものとするものについては疑念がある。この叡慮自体には日付が欠いている。そして、『九条尚忠文書』・『幕末政治家』も後年の史書であり、この叡慮を万延元年のものとしたのは、編者・著者の判断である。この叡慮は和宮降

嫁の事情を説明したものであり、たしかにこの時のものとするのが自然なように見える。しかしそうすると矛盾が生じる部分もある。

そもそも万延元年に一度、公家に示されているなら、二年後のこの年にあらためて回覧し、しかもその承認を求めている（殿下へ一同承知之旨申入候様との儀）、『一条忠香日記抄』（史、二五三頁）のは奇妙なことである。また、『九条尚忠文書』では、この叡慮の冒頭に、「別紙一封之趣 叡慮に被為在候。尤改て被仰出候儀には無之候得共、為心得内々 御沙汰被為在候事」との付言がある（これは『一条忠香日記抄』にも載せられている）。この叡慮がこの一〇月に初めて仰せ出されたものとするなら、付言の傍線部はそれと矛盾することになる。

以上を考えると、この叡慮の公家間への回覧は、万延元年ではなく、文久二年の四月七日が初めてであったとするのが、妥当なように思われる。

では次に問題となるのは、この叡慮の作成時期である。付言の傍線部よりすれば、文久二年四月以前ということになり、おそらく万延元年ということになる。しかし、そうなると、いったん作成されながら、二年間、秘密にされていたこととなり、いささか不自然のようにも思われる。また文面自体についても、万延元年にはそぐわないような部分もある。まず第一に、「深長之聖慮遐邇に布告し」とこれを広く布告することを求めているが、実際には十年以内攘夷の約束は秘密であり、この文言はそれと矛盾する（もともとこの点は、そうした秘密扱いとなつたので、この叡慮は公にされなかったとも解釈することができる）。第二には結論部にある、「海内協和御国威更張之機会」のため「遠略」をめぐらせとの表現である。安

政そして万延における朝廷の対外論は、日本の防衛に主眼があり、このような国威更張といった積極的表現はほとんど見られない。同じように、「遠略」という用語もこの時期のものとしては浮いているように感じられる。「中々航海も遠略も矢張泛論浮策、苟且之一端にて可有之」文久元年三月二五日付の中村九郎宛久坂書簡（前掲『久坂玄瑞遺文集』上、二四四頁）や「其余は遠略に出候儀」（文久二年六月三日付周布書簡、『周布伝』下、六九頁）、とあるように「遠略」の用語は航海遠略説の文脈のなかで広く用いられるようになったものである。

以上を考慮すればこの叡慮は、付言の傍線部にもかかわらず、作成も文久二年四月である可能性もあるように思われる。そうなると、長井の周旋を受け、あえて幕府の約束を公開しようと朝廷が判断し、その方策として作成されたのがこの叡慮で、作成後、まず公家に回覧されその承認を得た上で、長井に示されたという事態のながれが想定できよう。

もともと、右の想定はあくまでは可能性であり、確定的なものではない。ここに記し、後教を待ちたい。

(50) 「〔長井が京都で入説の結果〕稍く当路の御方丈けは粗御合点にも相成候哉之運ひに相成候」（文久二年五月一日の中根への長井の言、『再夢紀事』（史、八一頁）。

(51) これについて前内府三条実万は山内容堂に以下のように説明している。「〔三月二〇日勅答は〕諸大名衆の熟慮委細に被 聞食度との御事：尤つと拒絶を被 仰出候には無之御模様候」（安政五年三月二四日付容堂宛三条書簡、『大日本維新史料』三篇四、一三〇頁）。

(52) 次節でふれる四月三〇日の長州世子宛内勅の原案について所司代は、

「御尤には被為在候得共、余り御出過にて後日万一関東え漏れ候処、彼是疑惑之論も可生哉」とそれを批判している（文久二年四月三日付（中山）宛藤田清書簡、『中山資料』四、一二二、二頁）。この内勅については後註（70）（72）参照。

- (53) 三月末より久光に先駆けて上京した久光側近の堀次郎は岩倉と度々会見していた。その場で岩倉は開鎖問題についての堀の見解をしきりに問うた。そして堀より開国論の返答を得ると、「是れ或は然へし、永井の論も一理なきに非ず」「然れども永井は之を以て公卿の人氣を失へり、必ず秘すへし」と語ったという（伊地知貞馨（堀）の回想、『維新稿本』BU35—567）。長井の周旋に対する公家の一般的雰囲気を示すものと言えよう。

- (54) 文久元年久光口上（大久保持参）・文久二年四月一日付堀持参一紙・同年四月一日久光口上覚、趣意書（『孝明天皇紀』三、七四七—七五〇・八三七—八四〇・八四三—八四五頁）。

なお幕末史の主役でありながらこれまで十分に検討されてこなかった久光について、最近、佐々木克「大久保利通と囲碁の逸話」（明治維新史学会編『明治維新の新視角』、高城書房、二〇〇一年）、芳即正『島津久光と明治維新』（新人物往来社、二〇〇二年）が公刊され、研究が進みつつある。

- (55) 笹部昌利「薩摩島津家と近衛家の相互的「私」の関わり」（『日本歴史』六五七号、二〇〇三年）、二五頁。

- (56) この時の薩摩を中心とする尊攘派の動きについては、渡辺盛衛『有馬新七先生伝記及遺稿』、一九三二年、第二十九—四十一章、参照。

- (57) 「久留米の尊攘派の策は」有志糾合し和泉（久光）の伏見通行の折を伺ひ、京都にて一発、和泉を直接京師へ引込む策にて候。勿論和

泉も如此相成候上は一步も退かず周旋可仕との事のよしに候」（文久二年二月二三日付久保清太郎宛久坂玄瑞書簡、『久坂全集』、五〇四頁）。

- (58) 有馬親七ら薩摩尊攘派のこの時の政治構想はいかなるものであったかは、原口前掲「文久二、三年の朝廷改革」が明らかにしている。すなわち、それは大目標を攘夷の実現におき、そのため幕府の改造（慶喜・春嶽の登用、安藤・酒井所司代の誅伐など）を主張するものであり、幕府制度の廃止や徳川氏の打倒をめざすものではなかった、である（六—八頁）。こうした有馬と久光の関係について、原口同論文はさらに論じ、自己の統制に服さず、他藩士や浪士と連合して暴発するような行動をとる点において久光は有馬らを許せなかったが、基本目標において一致していた（九頁）、とその共通性を評価している。原口氏のこの見解は、有馬らの考えを武力倒幕論として久光とまったく異なるとしていた『維新史』以来の見解を乗り越え研究を一段進めたものである。

しかしそれを評価した上で、重視すべきはやはり両者の相違点の大きさであると思われる。

第一に、以下明らかにしていくように久光はこの率兵上京の段階で内心ではすでに開国論者であり、幕閣の改造という点とはともかく、その最終目標においては相違があること。第二は手段の相違をより重視すべきことである。尊攘派のような行動主義的勢力を分析するにあたっては、目的の次元もたしかに重要であるが、むしろそれ以上にその手段、方法の次元を注目しなければならない。この時の有馬らがとうとうとした手段は、九条閑白や酒井所司代の斬殺といった過激なものであった。こうした激烈な行動がなされたら、いくら幕

府改造が目的であつたとしても、実際には幕府の反撃、内戦は不可避であり、手段はその目的を裏切ることとなる。急進分子を政治的に利用することになる久光にとつても、ここまで過激な行動は容認できるものではなかつたのである。

(59) 前掲『有馬新七先生伝記及遺稿』、一六八、九頁。

(60) 同右書、一五八、九頁。

(61) 「近衛忠房公の書、下の関に達せり、其書中に京師を過らるゝは不都合なり、直に関東に赴かるへしとの文ありて甚た失望せり、今之(岩倉書簡)を見始めて安んせり」(四月初の久光の堀次郎への発言、[伊地知貞馨(堀)回想、『維新稿本』BU35—566])。

(62) 「薩州堀次郎来訪、種々談判仕候へとも、差て異説も無之、状況は難計候得共、多分暴動は仕間敷、其段は武士之一言と申事にて(堀は)誓ひ候」(文久二年四月二日付林主税宛長井書簡、大嶽前掲「長州藩の公武合体運動」、六九頁)。また、「今朝兩人(長井・島田左近)堀面会有之、明日可申上候。(堀は)先長(長州)論同意に聞へ候」(同年四月四日付正親町三条宛中山書簡、『中山資料』三、一九八頁)。

(63) 文久二年四月一日付周布他宛竹内正兵衛(長州大坂藩邸)書簡(『周布伝』下、四四、五頁)

(64) 「藤多(藤田清、所司代家臣)にも面会、御書取(久光への勅書)辺之事口上にて申候所、頓と差支無之旨に候」(同年四月一六日付東久世通禧宛岩倉具綱書簡(『中山資料』一〇、二二〇頁)。また、同年四月一六日付中山・正親町三条・東久世宛岩倉具綱書簡(同書三、二〇六、七頁)。

(65) なお五についての意見は原文か欠けていて不明だが、一についての「可有御催促歟」、四についての「可有御沙汰歟」という表現より、

勅命を下すべきと中山は考えていたと判断することができよう。

(66) 左大臣の一条忠香はこの召命を日記に記すにあたり、「薩長両国并諸浪士蜂起に付、俄に久世大和守上京被仰出候一紙之事」との付言を記している(『孝明天皇紀』三、八七〇頁)。これより見るなら、朝廷において久世召命は何よりもまず浪士対策であつたろう。

(67) 「今日何れ共御使(勅使) 人体不被仰出候ては、(薩摩は)暴発に決候由、薩士中山忠左衛門今朝正三(正親町三条)へ訴出候旨に候」(文久二年五月八日付某宛中山書簡案、『中山資料』三、二五三頁)。中山中左衛門は尊攘派ではなく、久光の側近であり、この中山発言は久光の意向をふまえた恫喝といえよう。

(68) 文久二年の幕府の動きについては三谷前掲書、第六章参照。

(69) 「昨日は不存寄俄に関東より各赦免之事申来候」(文久二年五月一日付九条宛孝明天皇書簡、『孝明天皇紀』三、八五五頁)。

(70) 四月二八日に着京した長州世子定広への中山筆勅語案(『中山資料』四、二六二、三頁)。この勅語案は定広に滞京、周旋を求めるものであつたが、その周旋の中心内容は、久世上京の実現であつた。

(71) 本文で言及した五月四日の薩摩側意見書は、「無猶予御決断不被為在候ては、一日之後れを以て大事之害を引候は案中」、と時間の切迫を強く意識している。そしてこのまま不決断では幕閣の術策に陥る(「因循之際幕役之策中」と遅延を幕閣の策謀と見ていた)。

(72) 前註(70)で示した定広に久世召命への援助を依頼しようという考えを中山に勧めたのは岩倉であつた(文久二年四月二八日付中山宛岩倉書簡、『中山資料』三、二三九頁)。

(73) 所司代の処分解除上申に対しては、岩倉は、「此運ひに相成候事、意味深長」であるとして堀と面談を求めた(同年四月三〇日付堀宛岩

倉書簡、『玉里史料』一、三七五頁)。そしてこれ以後、「長陣」となつては勇気がくじけ「彼(幕府)か策に陥」るおそれがあるので、神速を導び速やかに勅使派遣決定に持ちこむべきである、と薩摩側を激励するようになった(同年五月三日付堀宛岩倉書簡、『維新稿本』BU 38—433 434)。

- (74) 慶応元年(一八六五)の岩倉の回想(『岩倉具視関係文書』〈史〉一、一七七頁)。

- (75) 同年五月七日付中山宛一条忠香書簡(『中山資料』三、二五四—二五七頁)。この書簡で一条は、松江松平や井伊が浪士に先んじて天皇を彦根に移すことを狙っているのではないかと警戒し、これに対抗するため、天皇の膝元あたりに薩長の人数を潜伏させる必要があると述べていた。一条の考えでは、「安危之境」は久世上京の時にあり、このことを正親町三条より天皇に言上するよう求めていた。

- (76) 同年五月八日付久我建通宛中山書簡(『岩倉公実記』上、原書房、一九六六年復刻、五六八、九頁)。

- (77) 同右。

- (78) 同年五月九日付酒井所司代宛広橋光成・坊城俊克達(『中山資料』三、二五九、六〇頁)。

- (79) 同年五月九日付広橋・坊城宛酒井所司代上申(同右書、二六〇、一頁)。

- (80) 久世上京への朝廷の不安は、同年五月一四日付(中山)宛某卿書簡(『中山資料』四、二五四、五頁)に確認することができる。

- (81) 同年五月一六日付中山宛大原重徳書簡(同右書、二五六、七頁)。

- (82) 同年五月一八日付久光宛近衛忠房書簡(『忠義公史料』二、一四九頁)。

- (83) 同年五月一九日付近衛忠房宛久光書簡(『維新稿本』BU 40—75、

- 77)・同日付中山宛岩倉書簡(『中山資料』四、二八〇—二八三頁)。
(84) 同年五月一八日付酒井所司代宛板倉外老中書簡(『中山資料』三、二六八、九頁)。

- (85) なおこの「国是之議論」の場をどこにするのか、江戸の幕府か、京都の朝廷かは重要な意味をもつ問題であるが、これについては、第三章一節で検討する。

- (86) ただしこうした有志は、江戸など各地に遊学したものが多く、藩にとつては貴重な人材であり、低い身分として無視できる存在ではなかった。また、有志には、医者や久坂や赤祢武人のように、八組士より経済的に豊かなものがいた。

- (87) 「薩州中に奮興、何時一発仕候も難被測に付、上々様にも御一人様は早々御帰国ならすては不相叶」(文久二年二月二三日付久保清太郎宛久坂書簡、『年度別書簡集』10)。本文で述べたように久坂は北条派遣決定の場に同席していた。

- (88) 山田は三月二二日、馬関で上京中の西郷を応接、彼より内戦近しとの議論を聞き、危機切迫一日も猶予できずとして村田次郎三郎とともに藩政府の許可を待たずに二四日、馬関を発し上京したのである(『防長回天史』三上、一五六—一五九頁)。

- (89) 二月二五日には北条は、久坂に「薩州此度京都にて一発する様子如何なる事ぞ、天子を擁するか諸司代を襲か」と問うている(『久坂全集』、二九七頁)。三月一六日、薩情探索にいった来原が萩に帰国したが、その報告の趣旨は、「不容易事体にて已に時勢切迫立行」というものであった(三月一八日付行相府宛国相府書簡、『維新稿本』BU 33—76)。また二二日に馬関に着いた西郷は拳兵論を語っていた(前註(88))。

(90) 例えば山田亦助は、薩摩拳兵のさいは兵庫の長州兵で御所警備にあたらうと考えていた(『防長回天史』三上、一六八、九頁)。

(91) 「長井・井上小豊後と京都で面談」江戸之模様大に変革仕候て、御国にて考候とは事替り候に付、薩州へも右之趣篤と相談致候て、彼方之都合次第にて一先穩に可相済哉と存し申候。…多分は此度も死そこないと考申候」(文久二年三月二八日付父母宛来原良藏書簡、『年度別書簡集』11)。

(92) この命が出されたのは以下の事情による。坂下門外の変後、幕府はこれと長州藩の關係を疑い、一月一八日、木戸と伊藤博文、それに藩邸邸吏松田清吉が江戸町奉行所に出頭、尋問を受けた(『松菊木戸公伝』上、一九二七年、一〇八頁)。この時の幕府の尋問のなかで久坂の名がでた(『維新稿本』BU 33—523 524)。行相府は幕府が久坂を捕らえようとしている(「公迎より御手を被付」)のではと警戒し、国相府に久坂を遠出させないよう命じ(久坂が京都に向かったことを知らなかったのだろう)、これを受けた国相府が三月、上方に久坂帰国の命を出したのである(同右)。

なおこの久坂への遠出禁止の命令は、四月二八日にはもはや格別のことはないだろうとの判断で行相府により撤回された(同右、542 543)。

この久坂への遠出禁令は、上方の藩官僚の受け取り方はともかく、行相府としては藩内の人間を幕府に渡さないという立場にたつものであり、むしろ彼を保護したものと見ることが出来る。しかしその後、五月頃、久坂ら有志が長井排撃の上書を江戸に送り、反長井の動きをはっきりしたものとすると、敬親は激怒し、「京都書生」¹¹ 尊攘派有志の糾問を命じ、それを受けた行相府当役の益田弾正は彼

らの帰国をあらためて命じている(『防長回天史』三上、二五三—二五七頁)。しかしこの命も実行されなかった。

(93) 文久二年三月一五日付福原越後宛益田弾正書簡(『年度別書簡集』10)。

(94) 西澤直子「長州藩尊攘派の形成及び抬頭に関する一考察」(『史学』五七卷四号、一九八八年)、一五五頁。

(95) 文久三年一月、内藤は長井とともに処罰されている(ただし長井は切腹、内藤は逼塞三十日)が、その罪状なるものは、謗詞事件のさい正親町三条に交渉し長井の冤を解こうとしたことであつた。この試みが不首尾に終わった無念を内藤が中村や北条に話し、それが聞こえてこの処分につながつたのである。(『防長回天史』三上、四八七頁)。なお長井を死罪とする罪案を書いたのも中村であつた(『長井伝』、二〇六頁)。

(96) 討幕の密勅については拙稿「討幕の密勅と見合わせ沙汰書」(『日本史研究』四五七号、二〇〇〇年) 参照。

(97) 「役人衆にも実意之人体無之、先中山・正三(正親町三条) 計之義」(文久二年八月頃の久光宛近衛忠熙書簡、『忠義公史料』二、二〇五頁)。近衛は九条関白時代以来の廷臣にほとんど憎悪に近い感情を持つており、その中でこの評価は例外的なものである。

(98) 同年六月六日付益田弾正(江戸)宛浦鞆負(京都)書簡(『防長回天史』三上、二六五頁)。ただしこの時、中山や正親町三条の意向を聞きにおもむいたのは、右の書簡にあるように正義党の北条や毛利登人であり、彼らは公家に対して長井を弁解しようとはしなかつたろう。

(99) 同年五月四日付正親町三条宛中山書簡(『中山資料』三、二四七頁)。この冒頭の「御書取」が五日内勅と見ていいだろう。

(100) 「大膳（敬親）にも当月中には東武出立哉之旨に承候」（同右書簡）。

(101) 「安藤対馬守様御再出勤に付ては、世上人氣も不穩。右に付逐々久世様其外へも被仰立候御次第」（長井回想、『防長回天史』三上、一七二頁）。

(102) 以上、行相府の長井周旋への対応の大筋を本文は述べたが、実際の経過はこれよりさらに複雑であった。この時、行相府が出した長井への指示は少なくとも三つある。第一は、本章一節で言及した、周旋中止を命じる林主税の書簡。第二は本文で述べた、四月三日に北条に与えられた訓令、第三は、その北条訓令を修正し、京都での用事が済み次第ただちに江戸に戻るよう求める四月一二日付のおそらく京都藩邸宛の書簡（『維新稿本』BU 35—852 853）である。第一の林書簡は、四月九日か一〇日には長井が入手しているが出された日付はわからず、第二の北条訓令との先後関係が問題となるが、後とすると第三の書簡が書かれる必要がないことから、先であると言えよう。推測すれば、三月二六日の安藤復帰が判明した直後、まだ林が久世・安藤を訪問する前のものであろう。そう仮定すると事態の流れは以上のようなになる。

安藤復帰が判明した三月末もしくは四月初、行相府は周旋中止を決定、長井に江戸帰還を求める林書簡を送る。その後、林が久世を訪問、彼より幕府革新の意向を聞くと、対応を変え、長井に京都に留まれとの指示を付した訓令を四月三日、北条に与える。しかしその後、江戸側のなんらかの事情（「爰元之義も甚御案思之廉多く」）により、京都の御用が済んだら速やかに江戸に戻れとの指示が出された、である。

めまぐるしい対応の揺れである。もっとも四月一四日の離京まで

に長井の許に届いたのは、第一の林書簡のみと思われる。

(103) 上書は冒頭で航海遠略説の入説を「御国是を被成御定」ためのものと述べている。

(104) 「締る処開鎖和戦は兎も角も、御国体之第一は叡慮御確定、人々何と申候ても御動不為游候様無之候ては、天下人心向ふ所を知り不申：公家方には他之御良策より、第一叡慮御取固め御動き無之様被為在度」（四月一日の岩倉との会談での長井の主張、林主税宛長井書簡、『長井伝』、一三四頁）。